

第5次 坂戸市 一般廃棄物処理基本計画

2026（令和8）年度～2035（令和17）年度

「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」



2026（令和8）年3月
坂戸市

はじめに



私たちの暮らしには、日常生活で生じる廃棄物の削減や適正処理に取り組む責任が伴います。便利さや快適さを享受する一方で、温室効果ガスを起因とする気候変動やプラスチックごみによる環境汚染等の環境問題が深刻化しており、限りある資源をいかに循環させ、持続可能な社会につなげるかが重要な課題となっています。

国においては、循環型社会を実現するため、「循環型社会形成推進基本法」のもと廃棄物の減量やリサイクルを進めています。令和元年に「食品ロス削減推進法」が施行され、家庭や事業所の食品ロス削減を推進しています。また、令和4年に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック廃棄物の排出抑制や再資源化を行うことが求められています。さらに、令和6年に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、資源を価値ある形で循環させる「循環経済」への移行を国家戦略として推進していく方針が示され、廃棄物を単なる処理対象にとどめず、経済活動の一環として再利用・再資源化する取組が進んでいます。

本市においても、これらの国の動向を踏まえ、今後のごみ処理施策等の基本的な方針を示すものとして、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。一般廃棄物には、ごみに加え、し尿及び浄化槽汚泥も含まれることから、本計画は、ごみ処理や食品ロスに係る「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」で構成しており、廃棄物の削減と適正処理を軸に、リユース可能な資源を活用する取組を積極的に推進するとともに、食品ロスの削減を家庭や事業活動に根付かせるための啓発活動等を通じて、環境問題に対する意識を高め、持続可能な地域社会づくりを推進してまいります。また、生活排水処理では、市内に流れる6つの河川の清らかな水辺を守り、快適に暮らせるまちとなるよう、生活排水処理率の向上に取り組んでまいります。

環境問題の解決には、一人ひとりの小さな行動が有効な手段につながると確信しています。本計画に基づく施策を実行し、市民・事業者の皆様と共に未来の世代にも誇れる環境を創り上げることを目指します。本市の廃棄物行政に対しまして、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に心より感謝を申し上げます。

令和8年3月

坂戸市長 石川 清

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画とSDGs	3
第4節	計画対象地域	5
第5節	計画期間	5
第6節	対象廃棄物の範囲	5
第7節	一般廃棄物を取り巻く国及び県の動向（関係法令含む）	6
第2章	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	13
第1節	ごみ処理の現状	13
第2節	前計画施策の評価	32
第3節	市民・事業者意識調査（アンケート）結果概要	37
第4節	ごみ処理の課題	40
第5節	将来予測	43
第6節	基本理念・基本方針	45
第7節	目標値の設定	48
第8節	重点的に取り組む基本方針	51
第9節	市民・事業者・行政の役割	53
第10節	収集運搬計画	56
第11節	中間処理計画	57
第12節	最終処分計画	58
第13節	その他ごみ処理に関する対策	59

第3章	食品ロス削減推進計画	61
第1節	計画策定の趣旨	61
第2節	計画の期間	61
第3節	食品ロス削減推進計画の位置付け	62
第4節	食品ロスの現状と課題	63
第5節	基本理念・基本方針	67
第6節	市民・事業者・行政の役割	69
第4章	一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	71
第1節	生活排水処理等の現状と課題	71
第2節	計画処理区域内人口・処理量の実績	73
第3節	生活排水処理等の課題	75
第4節	生活排水の処理形態別人口推計	76
第5節	生活排水処理計画	78
第5章	計画の進行管理	83
資料編	85
資料1	地域概況	86
第1節	自然特性	86
第2節	社会的特性	88
資料2	本市のごみ処理の変遷	92
資料3	坂戸市の指数値	97
資料4	将来予測と目標達成した場合の推計	99
資料5	ごみ・生活排水に関するアンケート調査（市民） ...	105
資料6	ごみに関するアンケート調査（事業者）	130
資料7	計画の策定経過	150

計画文言の表記

「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」に使用する法及び関連計画で使用される文言が複雑であることから、本計画書内における文言を以下に示すとおりに定めるものとします。

正式名称	本計画書内における表記
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「廃棄物処理法」
資源の有効な利用の促進に関する法律	「資源有効利用促進法」
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	「小型家電リサイクル法」
食品ロスの削減の推進に関する法律	「食品ロス削減推進法」
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	「プラスチック資源循環法」
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律	「再資源化事業等高度化法」
第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画 (中間年次改訂版)	「前計画」
第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画	「本計画」

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が広まり、「3R」や「循環型社会」といった言葉も広く浸透するようになりました。また、ごみ問題は地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題と複雑に関連していることから、国により脱炭素社会や自然共生社会の実現に向けた取組との統合、さらに地域循環共生圏の形成が推進されています。

特に近年、気候変動対策や持続可能な資源利用の重要性が世界的に高まる中で、国においても、「循環型社会形成推進基本法」や「廃棄物処理法」に基づき、廃棄物の発生抑制、資源循環の促進、環境負荷の低減等に向けたさまざまな施策が進められています。

とりわけ、令和元年に施行された「食品ロス削減推進法」や令和4年に施行された「プラスチック資源循環法」等、新たな法制度の整備が進む中で、自治体における廃棄物処理の在り方も大きな転換期を迎えています。

埼玉県（以下「県」という。）では、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、ごみの発生抑制や再資源化の推進、広域的な処理体制の構築、地域における循環型社会の形成を基本目標として掲げ、県内市町村との連携のもと、各種施策の推進に取り組んでいます。当該計画では、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。

こうした国や県の動向を踏まえ、坂戸市（以下「本市」という。）においても、廃棄物処理法の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する総合的な計画として、計画期間を10年間とする基本計画を策定しています。

本計画は、「第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（令和3年3月策定）」の計画期間が終了することに併せ、廃棄物処理を取り巻く社会や経済情勢が大きく変化していること、また、脱炭素社会の実現や循環型社会の確立を推進する必要があることを踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」を、食品ロス削減推進計画を含めた一体的な計画として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるとともに、「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して策定します。策定にあたっては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画、環境基本計画、その他の関連計画との整合性を図ります。

また、食品ロス削減推進法第13条第1項に規定される「食品ロス削減推進計画」を包含する形で策定し、食品ロスのさらなる削減に向けた取組を推進します。

計画の位置付けを図1-1に示します。

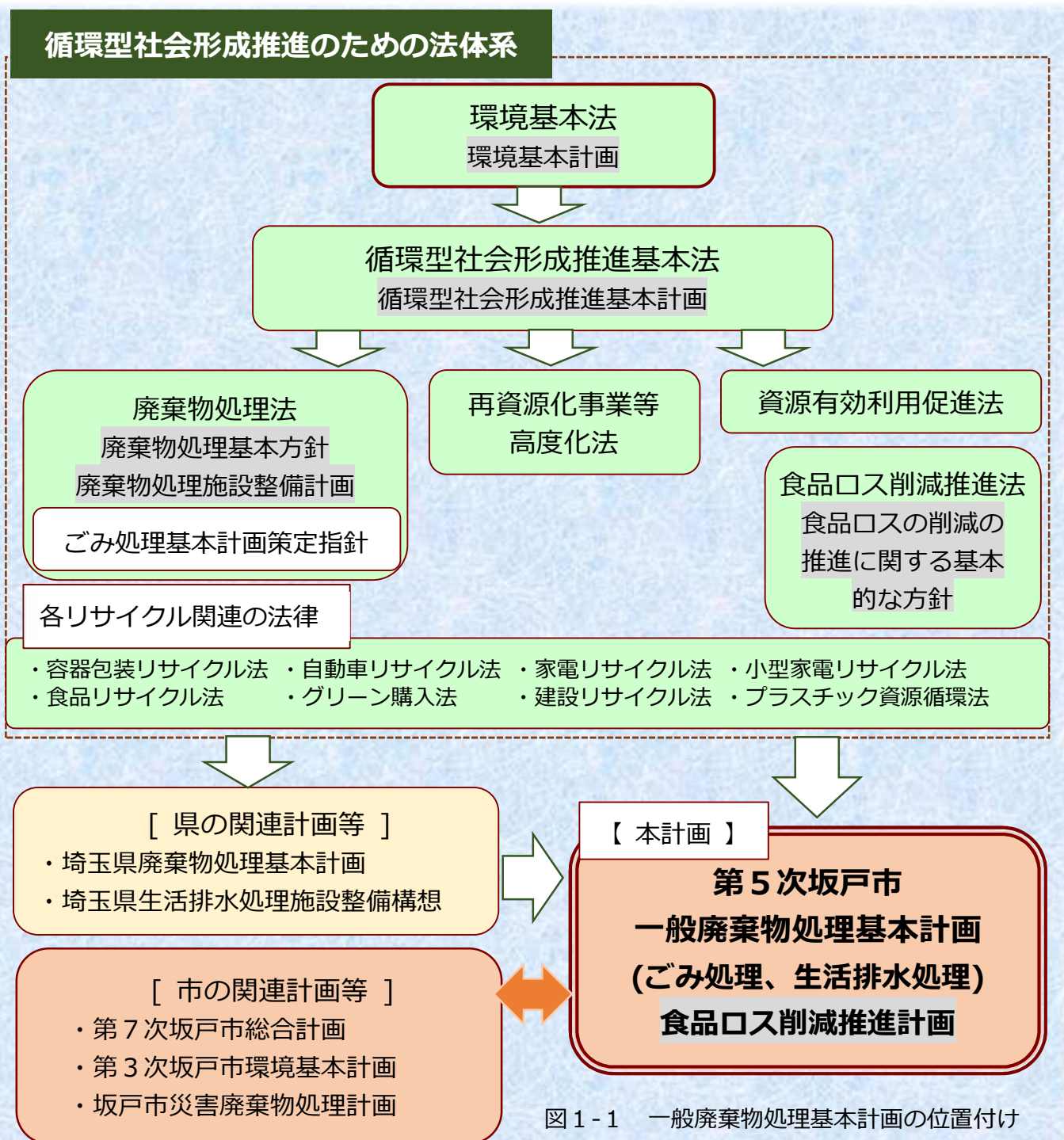


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 計画とSDGs

1 SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（標的）で構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を誓っています。また、SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身も取り組むべきユニバーサル（普遍的）な目標であり、日本も積極的に取り組んでいます。

SDGsの採択を受けて、平成28年12月には、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が策定されました。この指針では、国際協力の取組を一層加速するとともに、国内における経済・社会・環境の各分野の課題、さらにはこれらを横断する課題についても、国内問題として取組を強化する必要性が示されています。

この実施方針に基づき、平成29年12月には、「SDGsアクションプラン2018」が策定され、その後2023年まで毎年アクションプランが策定されています。2022年の同プランからは、「2030アジェンダ」に掲げられている5つのP（People[人間]、Prosperity[繁栄]、Planet[地球]、Peace[平和]、Partnership[パートナーシップ（協力関係）]）を柱とし、プランが実現した姿の特徴が示されています。

2 本計画のSDGs

本計画では、施策ごとに関連するSDGsの17のゴールのアイコンを掲載することで、各施策とSDGsの関連性を明示し、施策の推進を通じて、SDGsが掲げる理念や目標の実現を目指します。

ごみに関係するSDGsの取組を推進していく上では、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組が一層重要と考えられています。



図1-2 SDGsの17のゴール（目標）

17のゴールのうち、廃棄物に関連するゴールの中から、特に本計画に関連の強い5つのゴールの詳細を以下に示します。



ゴール11「住み続けられるまちづくりを」は「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のテーマのもと、ごみに関連する以下のターゲットが定められています。

- 令和12年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人あたりの環境上の悪影響を軽減する。



ゴール12「つくる責任 つかう責任」は「持続可能な生産消費形態を確保する」のテーマのもと、食品ロスや廃棄物の削減に関して以下のターゲットが定められています。

- 令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 令和2年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 令和12年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



ゴール13「気候変動に具体的な対策を」は温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することが目標です。これを実際に実現するためのターゲットと実行手段を定め、以下のように取り組んでいます。

- 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
- 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、令和2年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。



ゴール14「海の豊かさを守ろう」は「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」のテーマのもと、海洋プラスチックごみ問題への対応に関する以下のターゲットが定められています。

- 令和7年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」は「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」のテーマのもと、19個のターゲットが定められています。そのうち、本計画に関連するターゲットを以下に示します。

- 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第4節 計画対象地域

本計画における計画対象地域は、本市全域とします。

第5節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、10年後の令和17年度を計画目標年度とします。また、令和12年度に中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととしますが、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合等には、必要に応じて見直します。

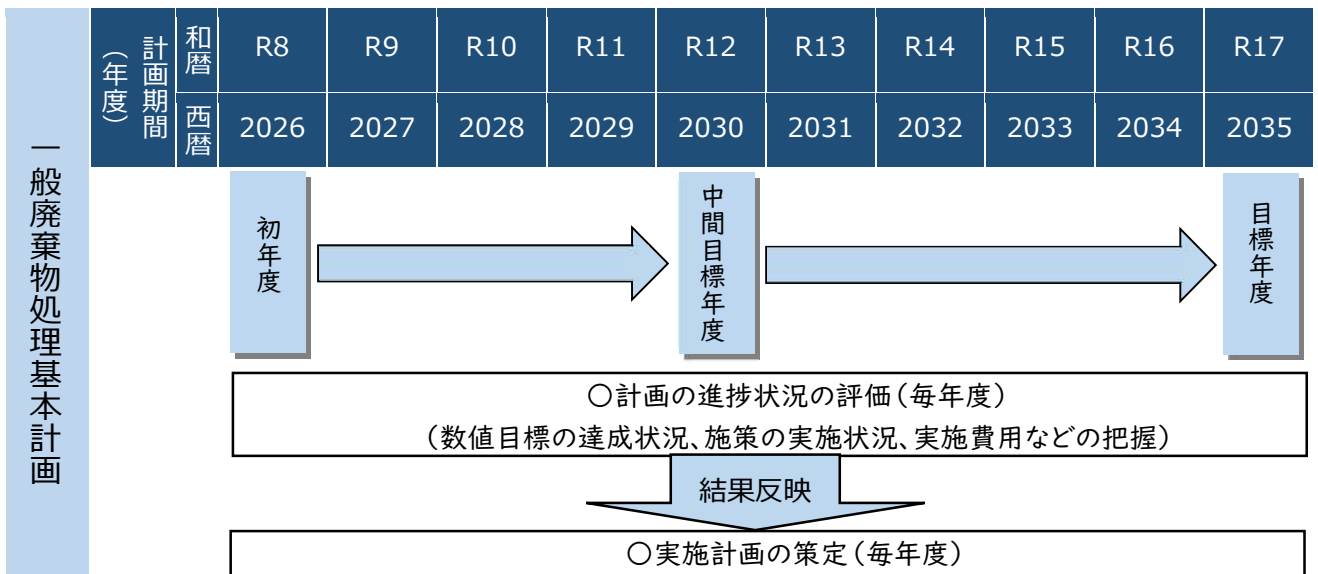


図1-3 計画の期間

第6節 対象廃棄物の範囲

本計画の廃棄物の範囲は市域内の一般廃棄物とします。なお、計画内における生活系ごみは家庭から生じるもの全体を指し、家庭系ごみはその内資源物を除いたものとします。

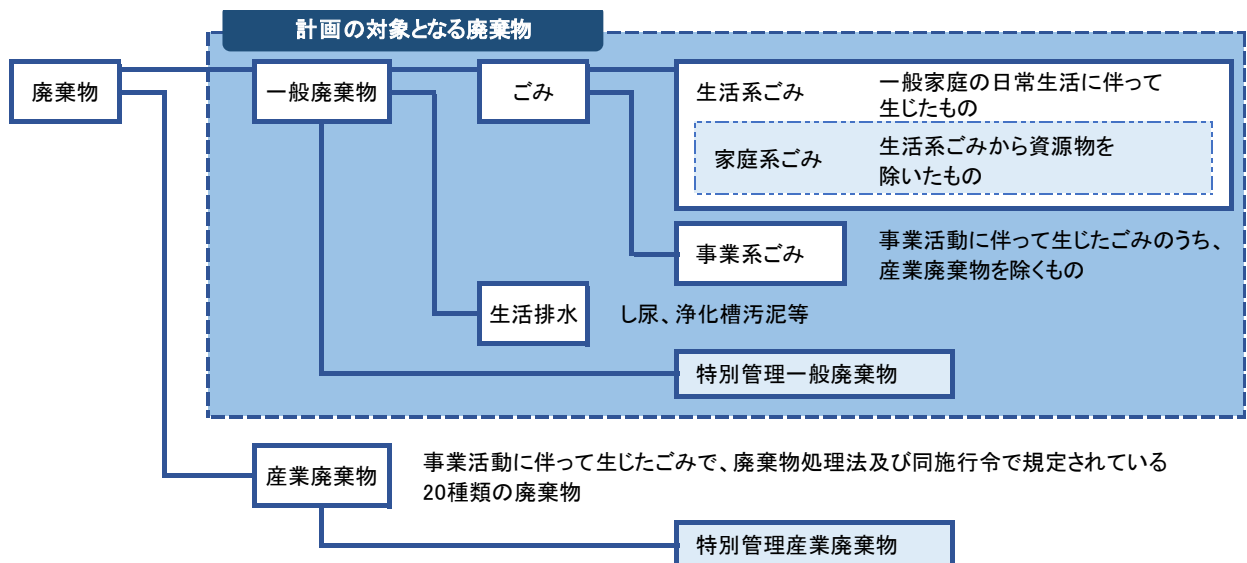


図1-4 計画の対象廃棄物の範囲

第7節 一般廃棄物を取り巻く国及び県の動向（関係法令含む）

1 一般廃棄物（ごみ）を取り巻く国の動向

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画

国は、環境の保全に関する基本理念を制定した環境基本法に基づき、環境基本計画を策定しています。循環型社会形成推進基本法に基づき、環境基本計画を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定する循環型社会形成推進基本計画は、令和6年8月2日に閣議決定されており、以下に示す5つの重要な方向性を掲げています。

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

（2）廃棄物処理法による基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この基本方針では、循環型社会への転換を一層進めるため、可能な限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止をはじめ、環境への負荷の低減に配慮しながら、再使用、再資源化、熱回収の順に、できる限り循環的な利用を図ることが示されています。国が示した数値目標の指標を表1-1に示します。

表1-1 国の一般廃棄物の減量化取組指標

項目	目標
排出量（一般廃棄物）	約9%削減（令和4年度比、目標年度：令和12年度）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g/人・日（目標年度：令和12年度）
出口側の循環利用率 [※]	約26%（目標年度：令和12年度）
1人1日当たりごみ焼却量（追加）	約580g（目標年度：令和12年度）
最終処分量（一般廃棄物）	約5%削減（令和4年度比、目標年度：令和12年度）

出典）「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について（令和7年2月、環境省）

※「出口側の循環利用率」
 廃棄物等として発生した量のうち、資源として再び利用（循環利用）される量の割合
 「入口側の循環利用率」（参考）
 モノを生産する際に投入する資源のうち、循環利用された資源が占める割合

(3) プラスチック資源循環戦略

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、アジア諸国の輸入制限への対応等への課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略においては、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3Rの優先順位^{※1}や適正な処分の確保）を踏まえ、基本的な方向性を「3R+Renewable^{※2}」とし、下記のような対応を図っていくことが示されています。

- 1 ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす (Reduce)
- 2 より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える (Renewable)
- 3 できる限り長期間、プラスチック製品を使用する (Reuse)
- 4 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含む）を図る (Recycle)

プラスチック資源のリデュースを具体的に進める施策の一つとして、令和2年7月1日から「レジ袋の有料化」が義務付けられました。この有料化を契機に、消費者のライフスタイルの転換を促し、プラスチック資源全般に対する国民の関心が高まることが期待されています。

さらに、令和3年6月には「プラスチック資源循環法」が成立しました。この法律は、プラスチック廃棄物に関する3Rの推進、海洋ごみ問題への対応、廃プラスチックの一括回収などを通じた循環利用の推進を基本原則としており、これらの課題に対する徹底した取組が求められています。

各主体に求められることとして、事業者は分別排出、排出抑制、再資源化等、製造・販売事業者は製品等の自主回収及び再資源化等、消費者は分別排出や排出抑制、市町村は分別収集や再商品化事業者との連携が挙げられます。

※1 「3Rの優先順位」

優先順位は「Reduce(廃棄物の発生や資源の消費自体を減らす)」、「Reuse(廃棄物にせず繰り返し使う)」、「Recycle(廃棄物のうち利用可能なものを原材料として利用する)」

※2 「3R+Renewable」

「Reduce」、「Reuse」、「Recycle」の頭文字を取った3つのRに、「Renewable(石油由来ではなく、植物由来などの再生可能な資源に切り替えること)」を追加したもの。



出典) 環境省ホームページ

(4) 食品ロス削減の推進に関する動向

我が国においては、まだ食べられる食品が、生産・製造・販売・消費など各段階で日常的に廃棄されており、大量の食品ロス[※]が発生しています。世界には栄養不足に苦しむ人々が多数存在する中で、とりわけ多くの食料を輸入に依存している我が国としては、真摯に取り組むべき重要な課題です。

こうした状況を受けて、「食品ロス削減推進法」が、令和元年5月31日に公布され、同年10月1日に施行されました。同法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定され、2000年度比で2030年度までに家庭系、事業系ともに食品ロス50%減を目標としています。

また、令和7年3月25日に閣議決定された「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、事業系食品ロスが目標達成したことから、新たに60%減の目標を設定しています。

さらに、令和6年12月に取りまとめられた「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」では、消費者および事業者を対象に、食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生上の留意事項が示されています。このガイドラインの策定により、店舗で飲食し食べ残した食品の持ち帰りを推進し、食品ロスの削減を図ることを目的としています。

※「食品ロス」

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。例えば、家庭で食べきれずに余った食べ物やスーパーやコンビニで売れ残って賞味期限が過ぎた商品、飲食店で出されたけれど、食べ残された料理等、これらは本来なら「食べることができたのに」捨てられてしまう食品で、これが「食品ロス」と呼ばれます。



出典) 消費者庁ホームページ



出典) 消費者庁ホームページ

一般廃棄物を取り巻く国の動向や計画を表1-2に示します。

表1-2 国の動向

年 月	関連する計画など
平成13年5月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の策定
平成15年3月	「循環型社会形成推進基本計画」の策定
平成17年4月	「循環型社会形成推進交付金制度」の導入
平成17年5月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
平成20年3月	「第二次循環型社会形成推進基本計画」の策定
平成22年12月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
平成25年5月	「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定
平成28年1月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
平成30年6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定
令和元年5月	「プラスチック資源循環戦略」の策定
令和2年3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定
令和3年6月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布
令和6年5月	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の公布
令和6年8月	「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定
令和6年12月	「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」の策定
令和7年2月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正
令和7年3月	「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定

2 一般廃棄物(ごみ)を取り巻く県の動向

埼玉県では、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組をさらに推進して行くため、令和7年度を目標年度とする第9次埼玉県廃棄物処理基本計画を定めています。当該計画は各主体が連携して廃棄物を再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダー（利害関係者）のパートナーシップ（協力関係）による「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を基本理念としています。

第10次埼玉県廃棄物処理基本計画については、現在策定中となっています。

埼玉県の令和7年度数値目標を表1-3に示します。

表1-3 埼玉県の目標値

項 目	目 標
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (一般廃棄物)	440g/人・日(目標年度：令和7年度)
1人1日当たりの最終処分量 (一般廃棄物)	28g/人・日(目標年度：令和7年度)
再生利用率(一般廃棄物)	33.6%(目標年度：令和7年度)
年間の最終処分量(産業廃棄物)	15万トン(目標年度：令和7年度)
年間の食品ロスの量(食品ロス)	24万トン(目標年度：令和7年度)

出典) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

3 一般廃棄物（生活排水）を取り巻く国及び県の動向

(1) 第6次社会資本整備重点計画

国は、令和8年1月に計画期間を令和7年度から12年度までとする第6次社会資本整備重点計画を閣議決定しました。

同計画では、国が直面する先送りできない社会課題に真正面から向き合い、時代の要請に応えつつ、危機を好機に変え、未来を切り拓くインフラ政策を構築することにより「活力のある持続可能な地域社会の形成」、「強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会」、「インフラ分野が先導するグリーン社会の実現」、「戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化」の4つの重点目標を設定しています。また、将来を見定めながら次の時代にふさわしい社会資本整備の「羅針盤」として、実現に向けた進路を中長期的な方向性として示すものとしています。

(2) 埼玉県生活排水処理構想

埼玉県では、令和3年3月に、「埼玉県生活排水処理施設整備構想（中間見直し）」を策定し、汚水処理施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う使用料収入の低下、職員数減少による執行体制の脆弱化などを背景に、汚水処理施設の広域化・共同化を構想の一部に位置付け、計画的な修繕や更新、し尿処理施設と下水道等他施設との連携の取組など、より効率的な事業運営を目指しています。

なお、県全体の生活排水処理率の令和6年度実績は94.3%に達しており、同計画における生活排水処理率の目標は、令和7年度で100%としています。

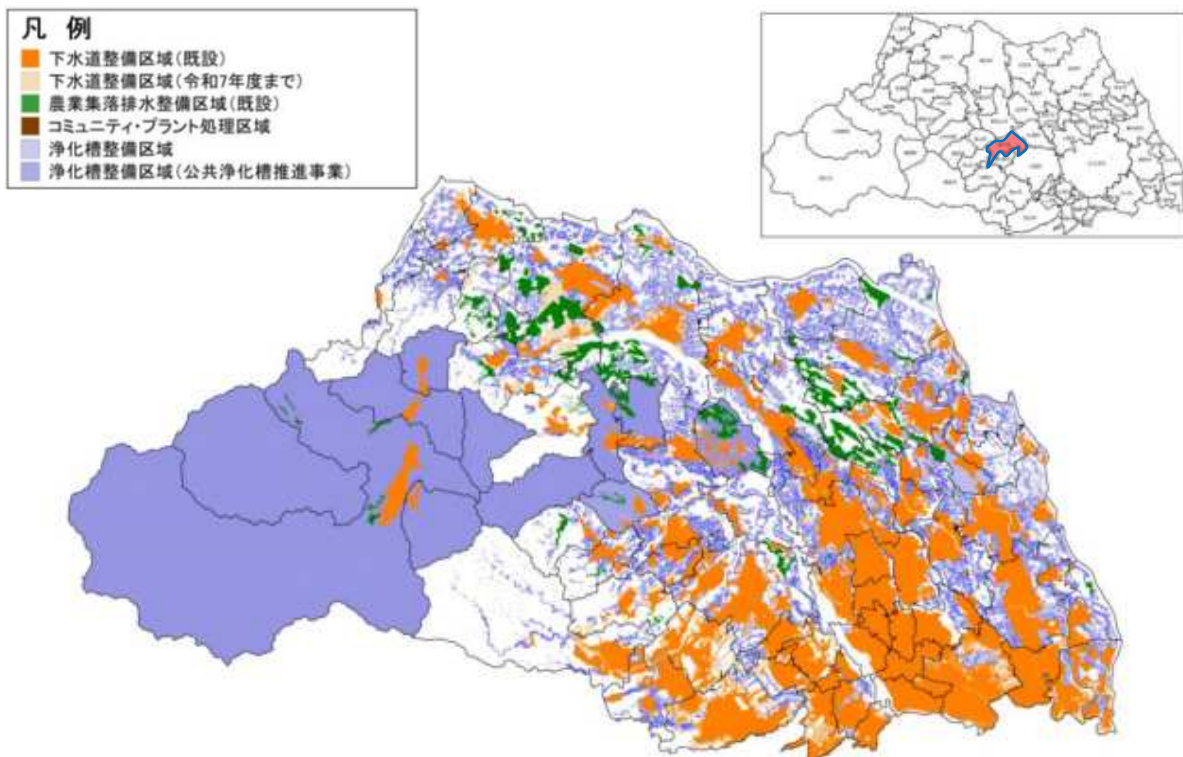


図1-5 埼玉県生活排水処理施設構想図[県内全域図]（令和7年度）

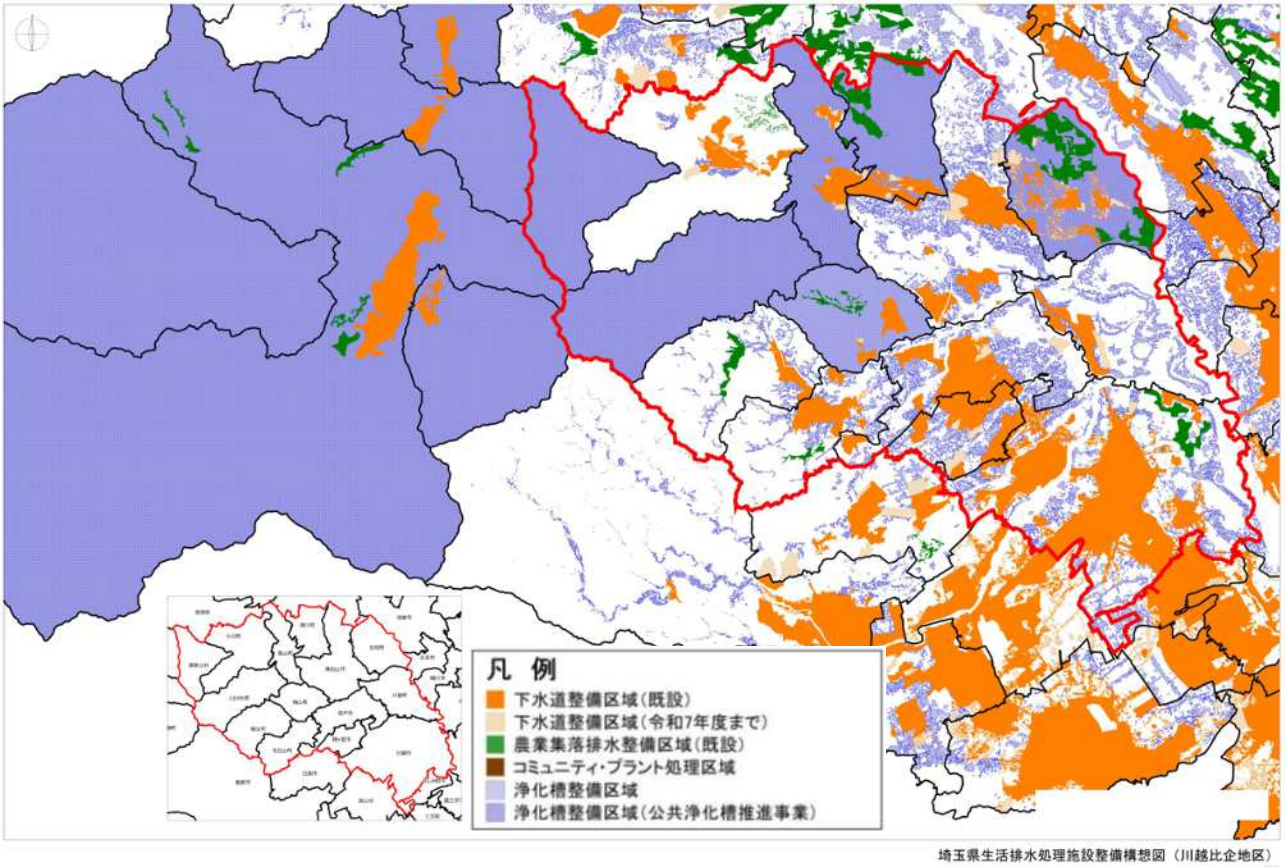


図1-6 埼玉県生活排水処理施設構想図[川越比企地区] (令和7年度)

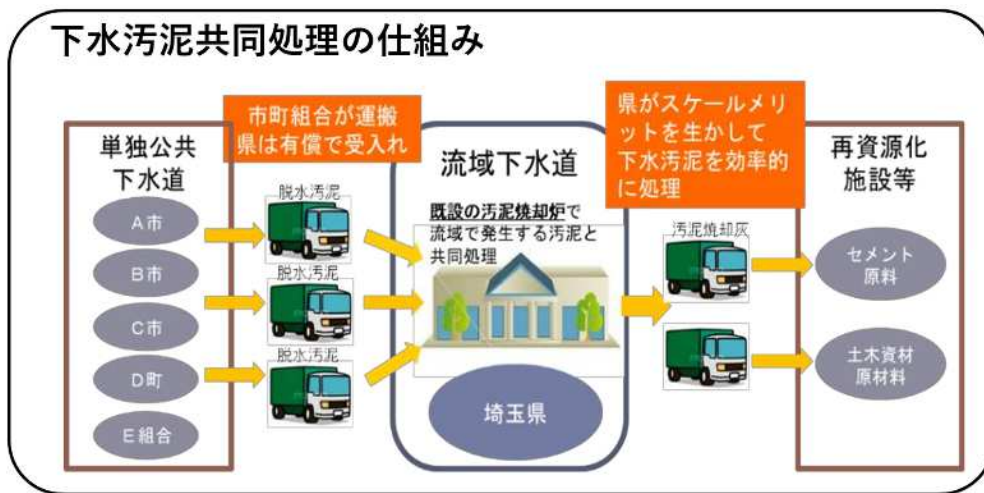


図1-7 下水汚泥共同処理の仕組み (本県のスキーム)

出典) 埼玉県生活排水処理施設整備構想 (令和2年度)

第2章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの分別区分

本市では、平成16年度から分別区分の大幅な見直しを行い、11種15分別による分別を開始しました。近年の燃やさないごみへのリチウムイオン電池などの混入による発火が後を絶たず、収集車両や清掃施設に大きな損害を及ぼす危険性があることから、安全な処理体制を構築するため、令和6年4月より新たに発火性危険物としてリチウムイオン電池等の収集を開始しており、現在は12種16分別にて収集を行っています。

また、本市では燃やせるごみ、燃やさないごみ及び資源物の一部について、指定収集袋を導入しています。

現在のごみの分別区分を表2-1に、指定袋の種類等を表2-2に示します。

表2-1 ごみの分別区分

No.	区分	分別区分	内容（主なもの）	
1	生活系ごみ	資源物	資源プラスチック	識別マークの付いたプラスチック製の容器や包装物
2			資源ペットボトル	識別マークのついた飲料、酒類、しょう油、みりんなどのボトル
3			資源カン	飲料、缶詰などのスチール・アルミ缶
4			資源ビン	飲料用のビン、化粧品のビン（乳白色は除く。）
5		資源紙	雑誌（雑がみ）	雑誌、古本、雑がみ（菓子箱など）
6			新聞	新聞紙、広告、チラシ
7			紙パック	牛乳などのパック
8			ダンボール	ダンボール箱など
9		資源布	古着	着られる状態の衣類
10			古布	シーツ、タオル、毛布など
11	家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、資源物以外の紙・布くず、木片・小枝、革製品など	
12		燃やさないごみ	資源物以外のプラスチック製品、金物類、ガラス類、せともの類	
13		蛍光管類	蛍光管、蛍光電球、体温計（水銀使用）	
14		発火性危険物	リチウムイオン電池などの充電電池、乾電池、充電式小型家電製品、ライター、スプレー缶、カセット式ガスボンベ	
15		粗大ごみ	原則、一辺が60cm以上のもので品目ごとに定めたもの	
16		取扱困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、パソコン、家電4品目	

表2-2 指定ごみ・資源物収集袋

種類	色	容量（単位：L）
燃やせるごみ	赤（半透明）	10、20、30、45
燃やさないごみ	青（半透明）	20、30、45
資源物	黄（半透明）	20、30、45

参考：燃やせるごみ及び資源物については、事業用として坂戸市商工会において90Lサイズの認定指定袋を作成し、販売しています。

2 ごみの排出方法

生活系ごみは、市内2,548か所（令和6年度現在）に設置された集積所への排出、ごみ処理施設への直接搬入等により排出することとなっています。

区分別の排出方法を、表2-3に示します。

表2-3 区分別排出方法

No.	区分	分別区分	排出時間	排出方法（指定袋）	
1	生活系ごみ	資源物	午前8時30分まで	指定袋（黄）	
2					資源プラスチック
3					資源ペットボトル
4					資源カン
5		資源紙		雑誌（雑がみ）	分別項目ごとにひも等で束ねて排出
6				新聞	
7				紙パック	
8				ダンボール	
9		資源布		古着	指定袋（黄）
10				古布	
11	家庭系ごみ	燃やせるごみ	指定袋（赤）		
12		燃やさないごみ	指定袋（青）		
13		蛍光灯類	購入時のケース又は新聞紙に包み排出		
14		発火性危険物	市販の無色透明な袋		
15		粗大ごみ	指定時間	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入	
16		取扱困難物	直接搬入	東清掃センター、西清掃センターに自己搬入	

3 収集運搬の現状

(1) 生活系ごみの収集・運搬

生活系ごみの収集・運搬は、市内を4地区に分けた収集区域を設定し行っています。

収集地区及び収集・運搬の実施状況は、表2-4、表2-5に示します。

表2-4 収集地区

区分	地区	
A-1地区	坂戸地区	本町、仲町、元町、泉町、泉町二丁目・三丁目、芦山町、薬師町、溝端町、末広町、鎌倉町、清水町、柳町、山田町、八幡一丁目・二丁目、大字坂戸
A-2地区	三芳野地区	紺屋（東坂戸団地を除く）、中小坂、横沼、小沼、青木
	勝呂地区	石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄
	坂戸地区	緑町、南町、千代田四丁目7番（若葉台団地）、上吉田、片柳、片柳新田
B-1地区	三芳野地区	東坂戸団地内の紺屋、東坂戸一丁目・二丁目
	坂戸地区	日の出町、花影町、三光町、中富町、関間一丁目から四丁目、千代田一丁目から五丁目（若葉台団地を除く）、浅羽、浅羽野一丁目から三丁目、粟生田
	大家地区	けやき台、西坂戸一丁目から五丁目
B-2地区	坂戸地区	伊豆の山町
	入西地区	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、北大塚、にっさい花みず木一丁目から八丁目
	大家地区	森戸、多和目、四日市場、厚川、萱方、欠ノ上、成願寺、鶴舞一丁目から四丁目

表2-5 収集・運搬の実施状況

No.	区分	分別区分	収集頻度	収集形態	収集方法				
1	生活系ごみ	資源物	資源プラスチック	週1回	委託	ステーション方式※			
2			資源ペットボトル	隔週1回					
3			資源カン						
4			資源ビン						
5			資源紙				雑誌（雑がみ）	月2回	
6				新聞					
7				紙パック					
8				ダンボール					
9			資源布	古着			-	-	-
10				古布					
11	家庭系ごみ	燃やせるごみ	週2回	直営	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入				
12		燃やさないごみ	隔週1回						
13		蛍光灯類	月2回						
14		発火性危険物							
15		粗大ごみ	指定時間			直営	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入		
16		取扱困難物	-			-	東清掃センター、西清掃センターに自己搬入		

※「ステーション方式」

ごみを複数の世帯で利用する集積所に集めて収集する方式のこと。

（2）粗大ごみ収集・ふれあい収集

また戸別収集で、粗大ごみ収集（原則として一辺60cm以上のもの）と、ふれあい収集（集積所への排出が困難な高齢者や障害者が対象）を実施しています。実施状況を表2-6、表2-7に示します。

表2-6 粗大ごみ収集の実施状況

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
粗大ごみ収集件数	3,968件	3,835件	3,581件	3,599件	3,322件

表2-7 ふれあい収集の実施状況

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者	利用者数	236人	272人	304人	312人	297人
	利用回数	8,507回	9,619回	11,165回	10,933回	11,094回
障害者	利用者数	8人	7人	8人	4人	5人
	利用回数	338回	359回	302回	189回	215回

（3）事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、事業者から排出される一般廃棄物については、生活系ごみと同様に分別されたごみ・資源物に限り、指定袋又は認定指定袋（P14参照）を利用することを基本に有料で西清掃センターと東清掃センターで受け入れています。

収集・運搬に際しては、直接施設へ搬入するか、一般廃棄物収集・運搬許可業者へ処理を依頼することとしています。また、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、事業系ごみを多量に排出する者に対し、運搬方法や場所など必要な事項を指示できることとしています。

（4）ごみ排出量の推移

過去5年間のごみ排出量の推移を、表2-8に示します。

本市のごみ総排出量は令和2年度から令和5年度にかけて減少傾向にあります。令和6年度では前年度から0.2%増加しましたが、この主要因は、燃やせるごみが増加したことによります。

これに比例して、生活系ごみ及び事業系ごみ排出量も同じ傾向を示しています。一方で、資源物は令和6年度まで年々減少傾向となっています。ごみ種別排出量の推移は燃やせるごみが一番多く、総排出量の約70%を占めています。

1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度から令和5年度にかけて年々減少しており、約9%減少しています。令和6年度は前年と比較してほぼ横ばいの708g/人・日となりました。

表2-8 ごみ排出量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃やせるごみ	t	19,781	19,510	19,368	18,589	18,714
燃やさないごみ	t	1,828	1,563	1,420	1,253	1,254
粗大ごみ	t	1,469	1,350	1,259	1,333	1,339
廃乾電池	t	25	20	20	20	－
蛍光管類	t	9	8	6	4	1
発火性危険物	t	－	－	－	－	34
小型充電式電池等	t	－	0.1	0.4	0.3	－
充電式小型家電等	t	－	2	7	9	－
資源物	t	5,284	5,085	4,796	4,543	4,435
資源プラスチック	t	1,540	1,507	1,453	1,374	1,347
資源カン・ビン	t	924	869	814	784	741
資源ペットボトル	t	346	351	349	347	358
資源紙	t	2,136	2,029	1,893	1,763	1,720
資源布	t	338	329	287	275	269
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	－
取扱困難物	t	－	－	－	11	33
排出量合計	t	28,396	27,538	26,876	25,762	25,810
生活系	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381
事業系	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429
1人1日当たりの排出量	g/人・日	774	754	737	707	708

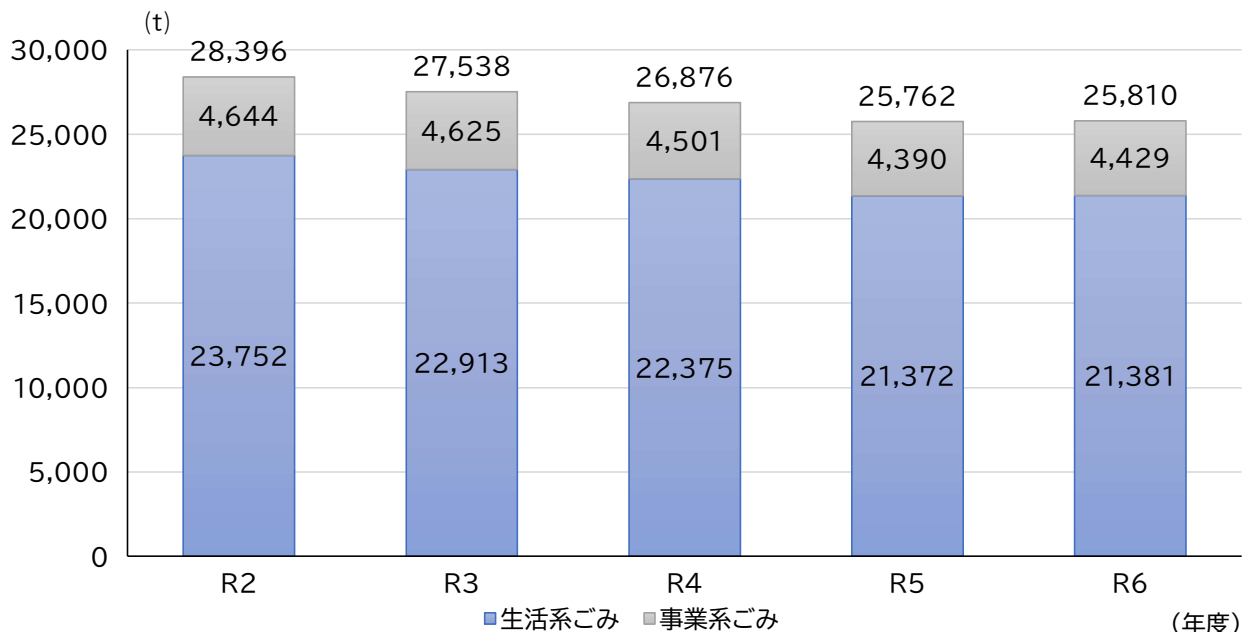


図2-1 ごみ排出量の推移

(5) 生活系ごみ排出量の推移

過去5年間の生活系ごみ排出量は、令和6年度に燃やせるごみがわずかに増加傾向に転じていますが、減少傾向で推移しており、令和2年度と比較すると、令和6年度は10%減少しています。その他の品目についても減少傾向で推移しています。生活系ごみ排出量の推移を表2-9に示します。

表2-9 生活系ごみ排出量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃やせるごみ	t	15,291	15,030	14,998	14,340	14,438
燃やさないごみ	t	1,809	1,549	1,407	1,238	1,232
粗大ごみ	t	1,424	1,297	1,206	1,291	1,297
廃乾電池	t	25	20	20	20	—
蛍光管類	t	9	8	6	4	1
発火性危険物	t	—	—	—	—	34
小型充電式電池等	t	—	0.1	0.4	0.3	—
充電式小型家電等	t	—	2	7	9	—
資源物	t	5,194	5,007	4,731	4,459	4,346
資源プラスチック	t	1,471	1,445	1,408	1,335	1,311
資源カン・ビン	t	915	863	807	776	731
資源ペットボトル	t	343	349	347	345	355
資源紙	t	2,127	2,021	1,882	1,728	1,680
資源布	t	338	329	287	275	269
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	—
取扱困難物	t	—	—	—	11	33
排 出 量 合 計	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381
生活系1人1日当たりの排出量	g/人・日	648	627	613	586	587
家庭系1人1日当たりの排出量	g/人・日	506	490	484	464	468

(6) 事業系ごみ排出量の推移

過去5年間の事業系ごみ排出量の推移は、令和6年度にわずかに増加傾向に転じましたが、減少傾向で推移しています。令和2年度と比較すると、令和6年度は4.6%減少しています。事業系ごみ排出量の推移を表2-10に示します。

表2-10 事業系ごみ排出量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃やせるごみ	t	4,490	4,480	4,370	4,249	4,276
燃やさないごみ	t	19	14	13	15	22
粗大ごみ	t	45	53	53	42	42
資源物	t	90	78	65	84	89
資源プラスチック	t	69	62	45	39	36
資源カン・ビン	t	9	6	7	8	10
資源ペットボトル	t	3	2	2	2	3
資源紙	t	9	8	11	35	40
排 出 量 合 計	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429
一日当たりの排出量	t/日	12.7	12.7	12.3	12.0	12.1

(7) 国・県・第4次計画（中間年次改訂版）の目標値との比較

本市の実績と、国・県・第4次計画（中間年次改訂版）の目標値との比較を表2-11に示します。

表2-11 国・県・第4次計画（中間年次改訂版）との目標値との比較

指 標	実績値	目標値		
	R6年度	第4次計画 (中間年次改訂版)	埼玉県 (R7目標)	国 ^{※1} (R12目標)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	587g/人日	601g/人日	—	約564g/人日 ^{※2}
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	468g/人日	—	440g/人日	約478g/人日
事業系ごみの排出量	4,429t	5,151t	—	—
リサイクル率	25.8%	28%以上	33.6%	約26%
1人1日当たりごみ焼却量	551g/人日	—	—	約580g/人日
最終処分量	978t	—	—	約5%削減
最終処分率	3.8%	3%以下	—	—
1人1日当たりの最終処分量 (一般廃棄物)	27g/人日	—	28g/人・日	—
年間の食品ロスの量	1,834t	—	24万t	—

※1 国の目標は令和4年度比の目標値です。

※2 国の目標は令和4年度比約9%削減であることから、国の令和4年度実績620g/人日から9%削減した値を掲載しています。

4 中間処理の現状

燃やせるごみは、西清掃センターの焼却施設で焼却しています。燃やさないごみ及び粗大ごみは、東清掃センターの粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理され、鉄・アルミを資源化しています。発火性危険物は、東清掃センターへ搬入後、障がい者団体へ引き渡され選別し、委託業者により資源化されます。資源物は、東清掃センター（一部、西清掃センター）へ搬入し、一時保管後、委託業者により選別し、資源化しています。

（1）ごみ焼却施設

現在、西清掃センターの焼却施設が稼働しており、東清掃センターの焼却施設については、ごみ減量の成果により平成18年度から休止しています。

また、西清掃センターについては、施設稼働から30年が経過しています。全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいたため、平成26年9月25日から平成29年3月24日までを工期とし、焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。

この工事により施設の機能回復（灰溶融炉[※]を除く）を行い、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

各施設の概要を表2-12、表2-13に示します。

表2-12 西清掃センターごみ焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市西清掃センター
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市につさい花みず木一丁目5番地
竣工年月	平成6年7月
処理能力	80t/24h（40t/24h×2炉）ストーカ方式
敷地面積	10,000㎡
主な経過	H6.7焼却施設（80t/24h）及び灰溶融炉（9.6t/24h）を建設
	H14.4焼却灰をセメント原料として資源化を開始
	同時に西清掃センターの灰溶融炉を休止
	H26.9～H29.3基幹的設備改良工事を実施 余剰蒸気を利用した小型蒸気発電機（最大出力160kWh）を設置

※ 灰溶融炉は、焼却灰等を高温で溶かし（無害化し）、ガラス粒状のスラグにする設備ですが、現在、焼却灰等はセメント原料として資源化していることから、西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事では灰溶融炉の機能回復はしていません。

表 2-13 東清掃センターごみ焼却施設（休止中）の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市東清掃センター
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市大字赤尾2292番地
竣工年月	昭和62年3月
処理能力	70t/24h（35t/24h×2炉）ストーカ方式
敷地面積	29,049㎡
主な経過	S62.3焼却施設を建設（70t/16h）
	H14.3焼却施設ダイオキシン対策整備工事完了 （70t/16h→70t/24h）
	H17.4焼却施設の1炉を休止
	H18.4焼却施設の完全休止

（2）東清掃センター粗大ごみ処理施設

収集された粗大ごみ及び燃やさないごみを破碎・選別処理するための粗大ごみ処理施設を有しています。施設の概要を表 2-14に示します。

表 2-14 東清掃センター粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市東清掃センター粗大ごみ処理施設
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市大字赤尾2292番地
竣工年月	昭和57年3月
処理能力	40t/5h
処理方式	複合圧縮剪断方式

（3）廃プラスチック減容化施設

東清掃センター内に廃プラスチック減容化施設を有していますが、平成16年4月から資源プラスチックの収集を開始したことに合わせ、施設を休止しています。

(4) スtockヤード（一時保管施設）

東清掃センター内に、草、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布、蛍光管類、発火性危険物及び取扱困難物のストックヤードを設け、収集後一時保管し、その後業者委託による選別等を行い資源化及び再生利用を推進しています。

(5) 中間処理量の推移

西清掃センター及び東清掃センターにおける、各施設での過去5年間の中間処理量の推移を表2-15、2-16に示します。

西清掃センターでの焼却量は、令和2年度から令和5年度までは減少傾向で推移していましたが、令和6年度は燃やせるごみの排出量が増加したことに伴い、前年に比べて0.5%増加しています。

表2-15 西清掃センターの中間処理量

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
焼 却 量	t	21,484	21,132	20,773	19,984	20,090
燃やせるごみ	t	19,781	19,510	19,368	18,589	18,714
可燃残渣	t	1,703	1,622	1,405	1,395	1,376

表2-16 東清掃センターの中間処理量

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
破碎・選別量	t	3,298	2,913	2,679	2,587	2,595
燃やさないごみ	t	1,828	1,563	1,420	1,253	1,254
粗大ごみ	t	1,469	1,350	1,259	1,333	1,339
返却不燃物	t	1.0	0.4	0.4	0.5	2.0
直接資源化量	t	5,058	4,917	4,666	3,992	3,646

(6) 資源化量の推移

本市における過去5年間の資源化量の推移を表2-17に示します。

東清掃センターにおける資源化量は、令和2年度から令和6年度まで年々減少しており、令和6年度実績は令和2年度と比較して19.2%減少しています。同年度の資源化率は25.8%となっています。

表2-17 資源化量

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
直接資源化量	t	5,058	4,917	4,666	3,992	3,646
プラスチック	t	1,495	1,478	1,446	1,368	1,334
スチール缶	t	218	212	201	138	0
アルミ缶	t	114	119	119	137	0
ビン	t	449	433	411	0	0
ペットボトル	t	318	328	324	325	334
古紙	t	2,136	2,029	1,893	1,763	1,720
古布	t	328	318	272	261	258
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	-
再生利用量	t	3,171	3,045	2,949	2,786	3,005
資源鉄	t	572	536	451	354	440
資源アルミ	t	7	2	4	0	81
布団	t	3	2	2	2	2
回収有価物	t	69	71	64	109	141
乾電池・蛍光管	t	34	28	26	24	-
蛍光管	t	-	-	-	-	1
発火性危険物	t	-	-	-	-	31
小型充電式電池等	t	-	0.1	0.4	0.3	-
充電式小型家電等	t	-	2	7	9	-
焼却灰(セメント原料)	t	2,486	2,404	2,395	2,288	2,309
資源化量計	t	8,229	7,962	7,615	6,778	6,651
資源化率	%	29.0	28.9	28.3	26.3	25.8
リユース家具	t	-	-	-	6	6

【取扱困難物】

本市の処理施設における取扱いが困難な生活系ごみについては、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第23条に規定する取扱困難物とし、清掃施設での一時保管後、業者委託等により処理しています。

【適正処理困難物】

本市で処理することが困難なもの（適正処理困難物）については、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第19条に規定する排出禁止物として取り扱うこととします。

また、「資源有効利用促進法」及び業界による自主回収・リサイクル制度に該当する品目等については、それぞれの手法によるリサイクルを行うよう指導しています。

市で収集(回収)・受入れできないもの

バイク（原動機付自転車含む）・医療系廃棄物（注射針等）・農薬・劇薬・農機具・建物の改築、解体に伴うごみは収集（回収）・受入れできませんので、処理する際は販売店又は取扱店にお問合せください。



自己搬入のみ受入可能なもの

東清掃センター又は西清掃センターへの自己搬入のみ受入可能です。

○家電リサイクル法対象機器（有料）

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
 ※家電リサイクル券のほかに、手数料が別途必要です。
 家電リサイクル券は、郵便局で購入できます。
 料金は、家電リサイクル券センターにお問合せください。
 (TEL: 0120-319640)



○家庭菜園・ガーデニングで出たもの

※東清掃センターのみ受入可能
 ※事業系のもは一切受け入れません。
 土、砂利、レンガ、ブロック
 (1回につき搬入できる量はおおむね90㍓まで)
 直径20cm・長さ1m以内の丸太・角材
 (1回に搬入できる量は10本まで)

○取扱困難物（有料）

タイヤ・ホイール、自動車等のバッテリー、消火器、フロンガス冷媒式の除湿機や冷風機



○パソコン（無料）

※東清掃センターのみ受入可能
 デスクトップ型、パソコン本体、ノートパソコン



家電リサイクル法対象機器と取扱困難物の手数料はこちらをご覧ください。



使用済みプラスチック製品（4品目）の回収について

歯ブラシ、スポンジ、プラスチック製ペン、インクカートリッジは、



下記の公共施設に回収ボックスを設置して、随時回収をしています。ごみ減量とリサイクルの推進のため、ご協力をお願いします。

【回収ボックス設置場所】

- 坂戸市役所
- 北坂戸出張所
- 東坂戸出張所
- 入西地域交流センター
- 城山地域交流センター
- 環境学館いずみ
- 西清掃センター
- 東清掃センター
- 大家地域交流センター

出典) 坂戸市家庭ごみ・資源物収集カレンダー

5 最終処分の現状

（1）最終処分場

本市では、最終処分場としてサツキクリーンセンターを有しており、東清掃センター粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣及び資源カン・ビンの中間処理（選別）の過程で発生する不燃残渣を埋立処分しています。

また、ごみの減量や焼却灰のセメント原料化等による埋立量の減少に伴い、処分場を延命化するため、埋立期間の延長が図られています。

サツキクリーンセンターの概要を表2-18に示します。

表2-18 サツキクリーンセンター（最終処分場）の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市サツキクリーンセンター
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市大字紺屋1629番地1
竣工年月	平成5年3月
埋立期間	令和14年5月
敷地面積	82,789㎡
埋立面積	36,200㎡
埋立容量	205,082m ³
残余容量	97,746m ³ （令和6年度末現在）
埋立方法	準好気性埋立
埋立対象物	焼却灰の溶融化物及び不燃残渣等

（2）最終処分量の推移

過去5年間の最終処分量の推移を表2-19に示します。令和4年度は令和2年度と比較して20.9%減少しましたが、翌令和5年度は62.7%増加しました。これは、令和5年度以降、委託事業者の設備老朽化により、資源ビンの処理の委託を取りやめて埋立処分を行ったためです。令和2年度と令和6年度を比較すると、32.5%増加しています。

表2-19 最終処分量の推移

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
直営処理	t	738	581	584	950	978

《 一般廃棄物(ごみ)処理施設の設置状況 》

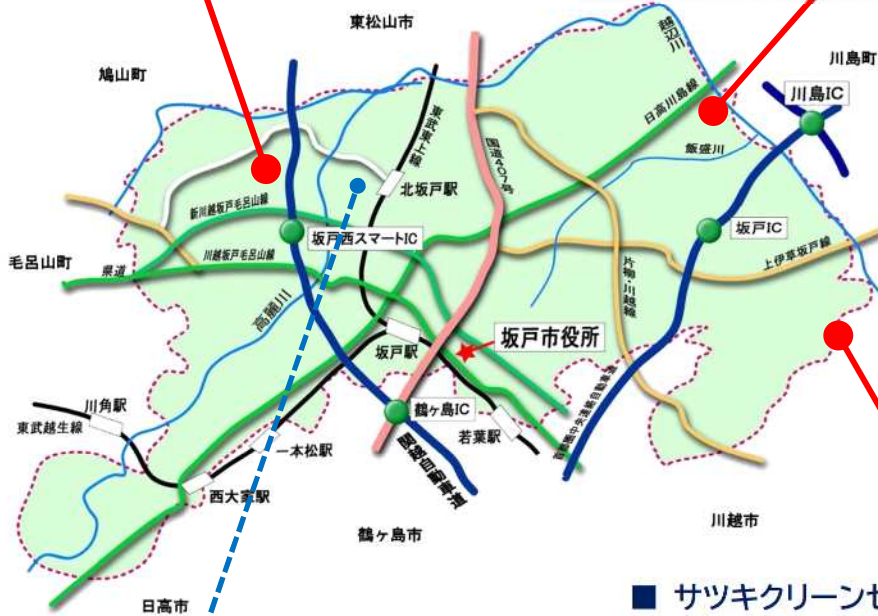
■ 西清掃センター

- ・ ごみ焼却施設



■ 東清掃センター

- ・ 粗大ごみ処理施設
- ・ ストックヤード ※ 一時保管施設
- ・ 廃プラスチック減容化施設(休止)
- ・ ごみ焼却施設(休止)



■ サツキクリーンセンター

- ・ 最終処分場



環境学館いずみ

- ・ 環境学習施設
(環境教育プログラム「ごみについて学ぼう！」の拠点)



6 ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れを図2-2に示します。

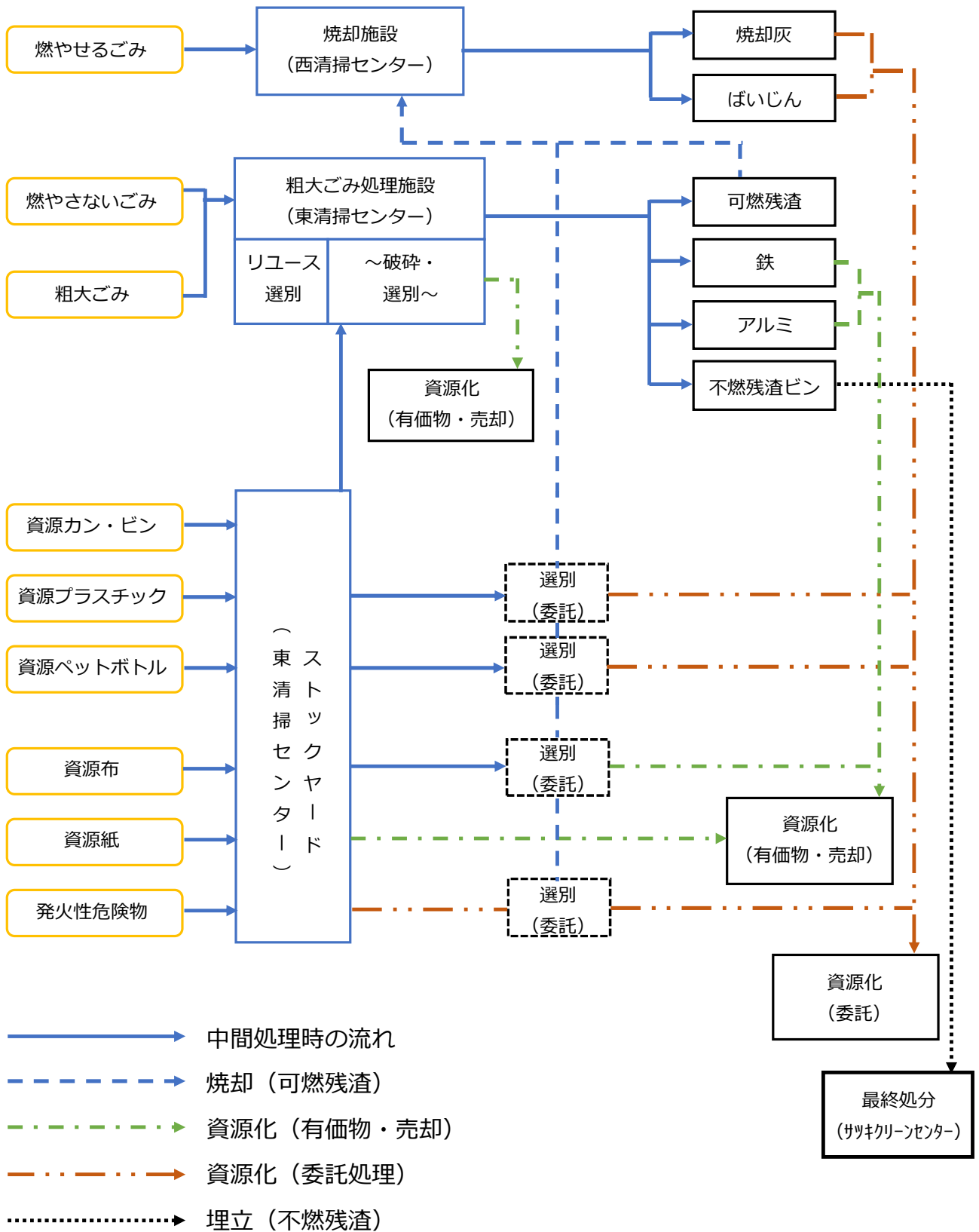


図2-2 ごみ処理フロー

7 ごみの性状

本市では毎月1回、燃やせるごみの性状分析を行っています。

「ごみの性状」というのは、水をたくさん含んでいるか（含水率）、どれくらい重い（密度）、燃えるか燃えないか（発熱量）等、ごみの性質や特徴のことです。ごみの性状を調べることにより、ごみの処理やリサイクルの仕方を良く考えることができます。

本市の乾燥分析を行った際のごみの性状は、紙・布類が50%以上を占め、次にビニール・ゴム類が20%以上を占めています。乾燥分析は、収集されたピット内のごみを十分混合したのち、一定の量を採取し分類を行った後、ごみを乾燥することで水分^{※1}、可燃分^{※2}、灰分^{※3}量や低位発熱量を測定するものです。

排出段階の割合の推計値は、紙・布類が30%以上を占め、次に厨芥類が約30%を占めています。排出段階の割合の推計値は、乾燥分析の割合を個別品目ごとに設定された水分量で補足し求めたものです。

過去5年間のごみの性状分析の結果を表2-20、表2-21に示します。

表2-20 ごみの性状の推移（乾燥分析を行った際の割合）

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
紙・布類	%	54.93	53.02	52.43	50.92	57.42
ビニール・ゴム類	%	19.00	20.52	25.21	23.40	22.17
木・竹・ワラ類	%	10.34	12.74	12.85	12.29	7.53
厨芥類	%	11.59	10.76	6.32	9.33	7.05
不燃物類	%	1.28	1.07	0.93	1.31	1.88
その他	%	2.86	1.89	2.26	2.75	3.95

表2-21 ごみの性状の推移（排出段階の割合の推計値）

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
紙・布類	%	37.10	36.53	40.64	36.30	43.83
ビニール・ゴム類	%	12.06	13.28	18.36	15.67	15.90
木・竹・ワラ類	%	10.00	12.56	14.25	12.54	8.23
厨芥類	%	36.40	34.49	22.77	30.93	25.03
不燃物類	%	0.84	0.72	0.70	0.91	1.41
その他	%	3.60	2.42	3.27	3.65	5.61

※1 乾燥させることにより減った分。

※2 可燃物は燃やして「燃え残った分」と「燃えて無くなった分」に分けられます。この「燃えて無くなった分」が可燃分となる。

※3 可燃物を燃やして「燃え残った分」と「不燃物（金属、ガラスなど）」を足したものが灰分となる。

8 処理経費の現状

過去5年間のごみ処理経費の合計は、施設の修繕や燃料費の高騰により、毎年増加していましたが、令和6年度は、平成26年度に計上した西清掃センターの焼却施設基幹的設備改良工事に係る費用の償却が終了したため、減少しています。

処理経費の推移を表2-22に示します。

表2-22 処理経費の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集運搬費	千円	424,021	430,183	436,376	431,254 (399,676 [※])	455,963 (423,891 [※])
中間処理費	千円	868,711	881,650	931,304	970,418 (1,001,996 [※])	753,915 (785,987 [※])
最終処分費	千円	155,700	152,315	170,559	149,848	147,610
合 計	千円	1,448,432	1,464,148	1,538,239	1,551,520	1,357,488
ト当たり経費	円	51,008	53,168	57,235	60,225	52,595
一人当たり経費	円	14,414	14,625	15,394	15,582	13,599
世帯当たり経費	円	31,181	31,168	32,392	32,363	27,799
1日当たり経費	千円	3,968	4,011	4,214	4,239	3,719

※ この表は、一般廃棄物処理実態調査に基づき記載しています。令和5年度以降は、ペットボトルの収集・処理費用について、収集運搬費に計上していたものを、中間処理費での計上に変更しました。これまでの数値と比較できるように、従来集計方法の金額を上段に、変更後の金額を下段に記載しています。

9 ごみ発生量及び処理量の実績（まとめ）

本市の過去5年間のごみ発生量及び処理量の推移を表2-23に示します。

表2-23 ごみ発生量及び処理量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画収集人口	人	100,487	100,110	99,926	99,572	99,821
生活系ごみ排出量	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381
1人1日当たりの排出量	g/人・日	648	627	613	586	587
燃やせるごみ	t	15,291	15,030	14,998	14,340	14,438
燃やさないごみ	t	1,809	1,549	1,407	1,238	1,232
粗大ごみ	t	1,424	1,297	1,206	1,291	1,297
廃乾電池	t	25	20	20	20	—
蛍光灯類	t	9	8	6	4	1
発火性危険物	t	—	—	—	—	34
小型充電式電池等	t	—	0.1	0.4	0.3	—
充電式小型家電等	t	—	2	7	9	—
資源物	t	5,194	5,007	4,731	4,459	4,346
プラスチック	t	1,471	1,445	1,408	1,335	1,311
カン・ビン	t	915	863	807	776	731
ペットボトル	t	343	349	347	345	355
紙	t	2,127	2,021	1,882	1,728	1,680
布	t	338	329	287	275	269
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	—
取扱困難物	t	—	—	—	11	33
事業系ごみ排出量	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429
ごみ総排出量	t	28,396	27,538	26,876	25,762	25,810
1人1日当たりの排出量	g/人・日	774	754	737	707	708
リサイクル量	t	8,229	7,962	7,615	6,778	6,651
リサイクル率	%	29.0	28.9	28.3	26.3	25.8
焼却処理量	t	21,484	21,132	20,773	19,984	20,090
焼却処理率	%	76	77	77	78	78
最終処分量	t	738	581	584	950	978
最終処分率	%	2.6	2.1	2.2	3.7	3.8

※ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における人口は、各年度10月1日現在の実績とします。

第2節 前計画施策の評価

1 基本施策の実施状況

前計画で定めた各種施策、実施状況及び評価を表2-24に示します。

【評価欄】

評価○：計画どおりに実施できた指標

評価△：計画の一部が実施できなかった指標

評価×：計画が実施できなかった指標

表2-24 基本施策の実施状況（1/4）

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
1	市民・事業者との連携による取組の推進	① 市民参加の推進	市民、事業者の代表により構成される廃棄物減量等推進審議会に対して、ごみ処理に係る情報及び課題等を提示し、審議における意見及び提言をごみ処理行政に反映させます。	廃棄物減量等推進審議会からの意見及び提案を賜り、施策に反映するよう努めました。 [審議会開催回数]（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催した回数を含む。） R2年度3回、R3年度3回、R4年度1回、R5年度2回、R6年度3回	○
2		② 不法投棄及び資源持ち去り対策	不法投棄や集積所に排出された資源紙などの資源の持ち去りについて、市民や事業者からの情報提供などの連携を強化し対応します。	市ホームページの写真投稿システムを活用し、情報提供を受け付けています。また、不法投棄監視巡回パトロール・収集及び資源物持ち去り防止パトロール業務を委託により実施しました。	○
3		③ 適正処理困難物の処理	市が処理することのできない適正処理困難物について、処理可能な事業者との連携を図りながら対応します。	西清掃センター及び東清掃センターにおいて、令和5年度からタイヤ・ホイール、自動車等のバッテリー及び消火器について、令和6年度から特定家庭用機器再商品化法に該当する商品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）及びフロンガス冷媒式の除湿機や冷風機について、それぞれ自己搬入による受入れを開始し、市民の利便性の向上を図りました。	○
4		④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組	区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店と連携し、4Rの取組を進めます。	ごみ減量キャンペーンとして、エコショップと連携した取組を実施しています。 令和3年度は、てまえどりの啓発を目的としたPOPをエコショップに配布し、令和4年度以降は、食品の割引シールを集め、啓発品と交換する取組を実施しました。 [POP配布店舗] R3年度53店舗（1,540枚） [参加店舗・人数] R4年度22店舗174名、R5年度33店舗146名、R6年度26店舗272名	○

表2-24 基本施策の実施状況（2/4）

No.	基本方針	重点的に 取り組む項目	内 容	実施状況	評価
5	普及・啓 発活動の 充実	① 情報発信の 強化による意識 啓発の推進	広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化、並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。 また、収集日のお知らせ、分別区分の検索、適正処理困難物の処理業者の紹介などが円滑に行えるシステムの構築を検討します。	広報さかどで毎月のごみ量を掲載しています。また、10月の4R推進月間には、特集ページを設けています。 情報発信を更に強化するため、令和3年10月から、「坂戸ごみ分別アプリ」を導入しました(R6年度末ダウンロード11,026件)。SNSでイベントの情報等の配信を行いました。	○
6		② 環境教育の 推進	次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。	環境学館いずみと連携し、環境教育プログラムの「ごみについて学ぼう」の講座を実施しました。また、地域住民や団体を対象に出前講座を実施しました。 [環境教育プログラム] (実施回数) R2年度2回、R3年度3回、R4年度5回、R5年度4回、R6年度7回 [職員出前講座] (実施回数) R2年度0回、R3年度3回、R4年度0回、R5年度1回、R6年度2回	○
7		③ リサイクル 講座、ごみに関 する懇談会の開 催	「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。	[廃食油リサイクル粉石けん作り] (実施回数及び参加人数) R2年度9回42人、R3年度5回15人、R4年度7回23人、R5年度6回24人、R6年度4回16人 [パック de セツケン] (実施回数及び参加人数) R2年度9回119人、R3年度8回122人、R4年度12回170人、R5年度12回129人、R6年度12回138人	○
8		④ イベントや キャンペーンで の啓発の充実	各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。	環境学館いずみで実施している「いずみDAY」において、ごみに関する展示やアンケートを行うとともに、リユース家具を販売し、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行いました。また、古本市を開催し、家庭で不要となった本を集め、来場者に提供しました。	○
9		⑤ 事業者への 啓発	事業系ごみは、市の一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じて搬入されるごみ及び事業者が直接処理施設へ搬入するごみがありますが、家庭系ごみ同様にごみの減量・資源化の啓発に努めるとともに家庭系ごみの排出方法に準じて分別されたごみ及び資源物についてのみ受入れを行うことの周知・徹底を図ります。また、市で処理することができない適正処理困難物の搬入に対する指導啓発に努めます。	紙ごみの啓発を強化し、燃やせるごみとしてではなく資源紙として分別するよう、啓発用のチラシを作成し、西清掃センター及び東清掃センターへ搬入に来た事業者へ直接配布したほか、商工会や収集運搬許可業者を通じた配布を行いました。また、許可業者が持ち込むごみの搬入検査を行い、廃プラスチック等の産業廃棄物が混在していないか指導を行いました。	○

表2-24 基本施策の実施状況（3/4）

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
10	減量化及び効率的なリサイクルの推進	① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進	ごみ総排出量の約80%を占めるとされている家庭系ごみの減量を進めるため、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）」を踏まえた食品ロスの削減を推進するとともに、生ごみ類の水切りや、マイバッグ・マイボトルの活用を推奨します。	広報さかどや環境教育プログラムの「ごみについて学ぼう」の講座などにおいて、生ごみの減量化を図るための水切りの推進や、プラスチックごみ削減のためのマイバックやマイボトルの活用を推奨しました。	○
11		② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進	ごみの減量、分別の徹底及び適正な排出を指導するとともに、ごみの搬入検査を実施し、不適切な排出が見受けられる場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じた指導を行います。なお、排出者が特定できる場合は直接指導を行うこととします。また、多量排出事業者には、減量計画書の提出を求めるなど指導します。	適正排出のための取組として、西清掃センター及び東清掃センターにおいて、許可業者が持ち込むごみの搬入検査を行い、不適正な廃棄物があった場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じて指導を行いました。また、令和6年度から事業所に訪問する取組を始めました。減量化の取組として、令和6年度から東清掃センターにおいて草を堆肥化し、燃やせるごみを12t削減しました。	○
12		③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援	生ごみ処理器等の購入に係る補助及びせん定枝チップ機の貸出しなどを引き続き実施し、市民によるごみ減量及び資源化の取組を支援します。	生ごみ処理器等購入費補助事業により、生ごみの減量と堆肥化を推進しました。また、せん定枝チップ機の貸出しにより、せん定枝を堆肥の原材料にしたり、クッション材に再利用するよう市民に啓発を図りました。 [生ごみ処理器等購入費補助金実績]（世帯数、基数、補助金額） 【R2年度】 電気式 18世帯 18基 255,470円 コンポスト型 9世帯 9基 32,180円 EM容器 3世帯 6基 7,200円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)108回(資源化量)16,275kg 【R3年度】 電気式 19世帯 20基 333,090円 コンポスト型 15世帯 17基 55,990円 EM容器 3世帯 6基 8,580円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)101回(資源化量)10,296kg 【R4年度】 電気式 38世帯 40基 669,720円 コンポスト型 27世帯 33基 143,880円 EM容器 2世帯 4基 5,360円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)108回(資源化量)13,462kg 【R5年度】 電気式 32世帯 32基 573,820円 コンポスト型 15世帯 17基 63,710円 EM容器 2世帯 2基 3,300円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)109回(資源化量)15,076kg 【R6年度】 電気式 35世帯 35基 640,480円 コンポスト型 8世帯 12基 45,860円 EM容器 4世帯 7基 9,440円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)120回(資源化量)14,728kg	○

表2-24 基本施策の実施状況（4/4）

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
13		④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討	限りある資源の有効活用を図るため引き続きリサイクルの推進を図りますが、リサイクルに係る経費及び効果を検証しながら今後のリサイクルの在り方を検討します。	事業者と連携し、公共施設にプラスチック回収BOXを設置し、令和5年からインクカートリッジの拠点回収を、令和6年から歯ブラシ、プラスチック製ペン、台所用スポンジの拠点回収を、それぞれ始めました。	○
14	安全で適正な処理システムの構築	① 収集・運搬システムの見直し	家庭系ごみの収集・運搬にかかる経費削減・効率化等の観点から、平成29年度から収集運搬業務の全面委託化を実施しています。また、高齢化や市民の生活形態等の変化に対応するため、ふれあい収集の強化及び分別・排出方法等について検討します。 なお、ごみの有料化及び処理手数料の見直しについては、処理にかかるコスト等を勘案しながら検討します。	高齢化率の上昇により、ふれあい収集のニーズが年々高まっています。福祉部門と連携しながら、家庭系ごみのふれあい収集と併せて声かけ等による安否確認を行いました。 また、令和3年12月から、リチウムイオン電池等の充電電池を「小型充電式電池等」として、充電電池の取外しができない家電製品を「充電式小型家電等」として、それぞれ分別収集を開始し、令和6年4月からは、「小型充電式電池等」「充電式小型家電等」を含めた発火のおそれがあるごみの分別区分を「発火性危険物」に統合し、収集を行っています。 なお、ごみの有料化及び処理手数料の見直しについては、社会・経済情勢等を勘案しながら引き続き検討します。	△
15		② 安全で適正な施設管理	廃棄物の処理を滞りなく安全で適正に行うため、ごみ処理施設の維持管理を適正に行うとともに、緊急の修繕や工事など、施設が稼働できない場合は近隣市町及び一部事務組合との連携を図りながらごみを処理します。	緊急の修繕や工事など、施設が稼働できない場合は近隣市町及び一部事務組合との連携を図りながらごみを処理しました。また、近隣市町及び一部事務組合が同様な状態になった際は、ごみの受入れを行いました。	○
16		③ 広域処理の検討	安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点から、ごみ処理の広域化について検討を進めます。	ごみ処理の広域化については、他自治体の状況等を踏まえ、引き続き広域化について検討を行います。	△

重点的に取り組む項目16項目のうち、計画どおりに実施できた指標（○評価）が14項目、計画の一部が実施出来なかった指標（△評価）が2項目と、全体的に良好な実施状況であったと評価できます。

△評価2項目のうち、ごみの有料化及び処理手数料の見直し並びにごみ処理の広域化については、社会・経済情勢や近隣他自治体の動向を踏まえながら、行政が主体となり引き続き推進していきます。

また、前計画策定時に想定していなかった社会的情勢の変化等により、新たに追加した施策を表2-25に示します。当該指標は、現在も継続中のため、評価欄は記載していません。

表2-25 新たに追加した項目

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
17		①リユース事業の推進	4R（Refuse（リフューズ）・Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル））のうち、リサイクルに比べてより環境に配慮したリユースに関する事業を推進します。	令和4年10月に㈱マーケットエンタープライズと「不要品のリユース（再利用）に関する連携協定」を締結し、ごみ排出量の削減に努めました。 令和5年度から、東清掃センターにおいて収集した粗大ごみのうち再利用可能な家具等の展示販売を開始するとともに、西清掃センターにおいて家庭で不要となった子ども用品を引き取り、無料で子育て世帯に譲渡する事業を開始しました。	
18		②食品ロス削減に向けた事業者との連携	令和元年に成立、施行した食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、事業者と連携し、食品ロスの削減に向けた取組を実施します。	本市と包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社と連携し、フードドライブ事業を実施し、寄附を受けた食糧・食料を市内の子ども食堂等に引き渡しました。	
19		③プラスチック製品も含めた一括回収の検討	現在のプラマークの付いたプラスチック容器だけでなく、プラスチック素材でできた製品の一括回収を検討します。	令和5年からインクカートリッジの拠点回収を、令和6年から歯ブラシ、プラスチック製ペン、台所用スポンジの拠点回収を、それぞれ開始しました。また、衣装ケースなど一部の製品プラスチックは有価物として売却しています。その他の製品プラスチックの回収については、引き続き検討を行います。	
20		④リチウムイオン電池等の収集	リチウムイオン電池等による清掃施設や収集車両の火災が多発している状況に対応するため、リチウムイオン電池等の分別収集を行い、ごみ処理の安定した運営を図ります。	リチウムイオン電池等の充電電池やスプレー缶、ライターなど発火のおそれがあるごみを「発火性危険物」として収集することとし、安定したごみ処理の運営を図りました。	

2 第4次計画（中間年次改訂版）の目標値の達成状況

令和3年3月に第4次計画（中間年次改訂版）を策定し、計画で掲げた目標値を達成するため施策を展開してきました。その結果、1人1日当たりの生活系^{※1}ごみ排出量と事業系ごみの排出量は、数値目標を達成することができました。

表2-26 第4次計画（中間年次改訂版）で掲げた目標値の達成状況

指 標	目標値	実績値(R6)	達成状況
1人1日当たりの生活系 ^{※1} ごみ排出量	601g/人日	587g/人日	○(達成)
事業系ごみの排出量	5,151t	4,429t	○(達成)
リサイクル率	28%以上	25.8%	×(2.2%未達成) ^{※2}
最終処分率	3%以下	3.8%	×(0.8%未達成) ^{※2}

※1 第4次計画（中間年次改訂版）内では「家庭系」の表記としています。

※2 リサイクル率と最終処分率は、委託事業者の設備の老朽化により、資源ビンの処理の委託を取りやめ、埋立処理をしたため、未達成となっています。

第3節 市民・事業者意識調査（アンケート）結果概要

1 アンケート概要

（1）目的

本計画を策定するにあたり、本市のごみの減量化・資源化への取組や、ごみ・生活排水処理に関する意見などを伺うことで、計画を推進する上での課題を見つけ、必要な取組の検討に生かすことを目的に実施しました。

（2）調査対象

調査名	調査対象
①市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
②事業者アンケート調査	清掃センターへ搬入している事業者100社

（3）調査方法と回収状況

- ・調査方法：郵送配布、郵送・インターネット回答による回収
- ・調査期間：令和6年11月1日～11月30日
- ・回収状況：

調査名	発送数	回収数	回収率	
			内インターネット回答	回収率
①市民アンケート調査	2,000件	731件	141件	36.6%
②事業者アンケート調査	100件	41件	11件	41.0%

2 市民アンケート結果について

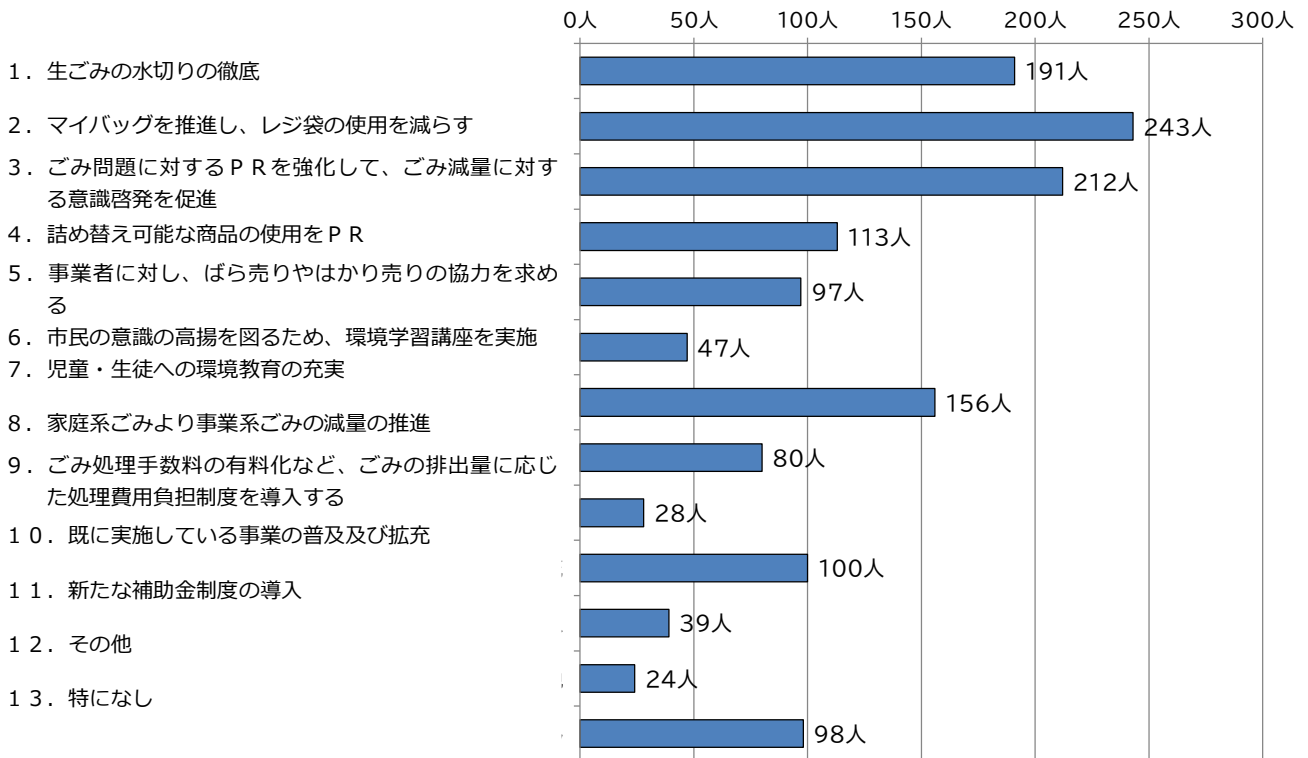
【質問】今後、ごみの発生抑制や減量化及び資源化を推進するために坂戸市の取組として必要だと思うことは何ですか。

◆ごみの減量や発生抑制◆

市の取組として必要だと思う事について、最も多い回答は「マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす」で243人となっています。次いで「ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進」が212人となりました。

▶アンケート結果から

市のごみの現状や課題についてPRし、マイバッグの推進によるレジ袋の削減、生ごみの「水キリ」の徹底等ごみ削減のための取組を普及啓発することとします。

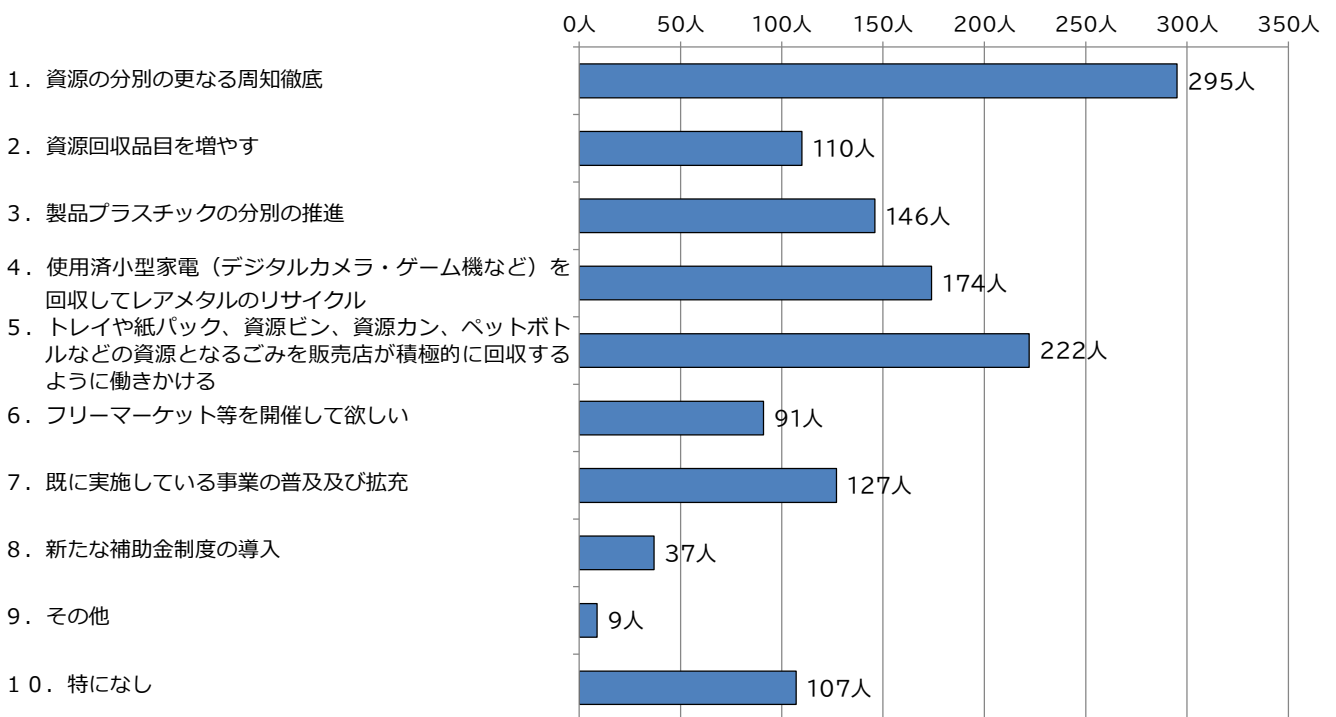


◆ごみの資源化◆

市の取組として必要だと思う事について、最も多い回答は「資源の分別の更なる周知徹底」で295人となっています。次いで「トレイや紙パック、資源ビン、資源カン、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける」が222人となりました。

▶アンケート結果から

資源分別の普及啓発を行うことで資源回収量の向上を進めるとともに燃やせるごみの削減を推進することとします。

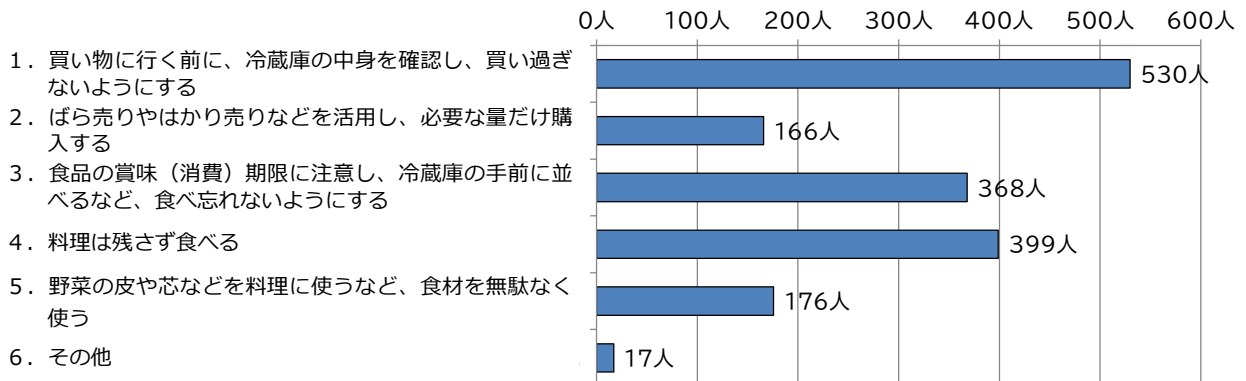


【質問】 家庭で発生する「食品ロス」を削減するために取組むべきと考える行動は何ですか。

食品ロス削減の取組について、最も多い回答は「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする」で530人となっています。次いで「料理は残さず食べる」が399人となりました。

▶ アンケート結果から

「食べキリ」、「使いキリ」意識の啓発を推進することとします。



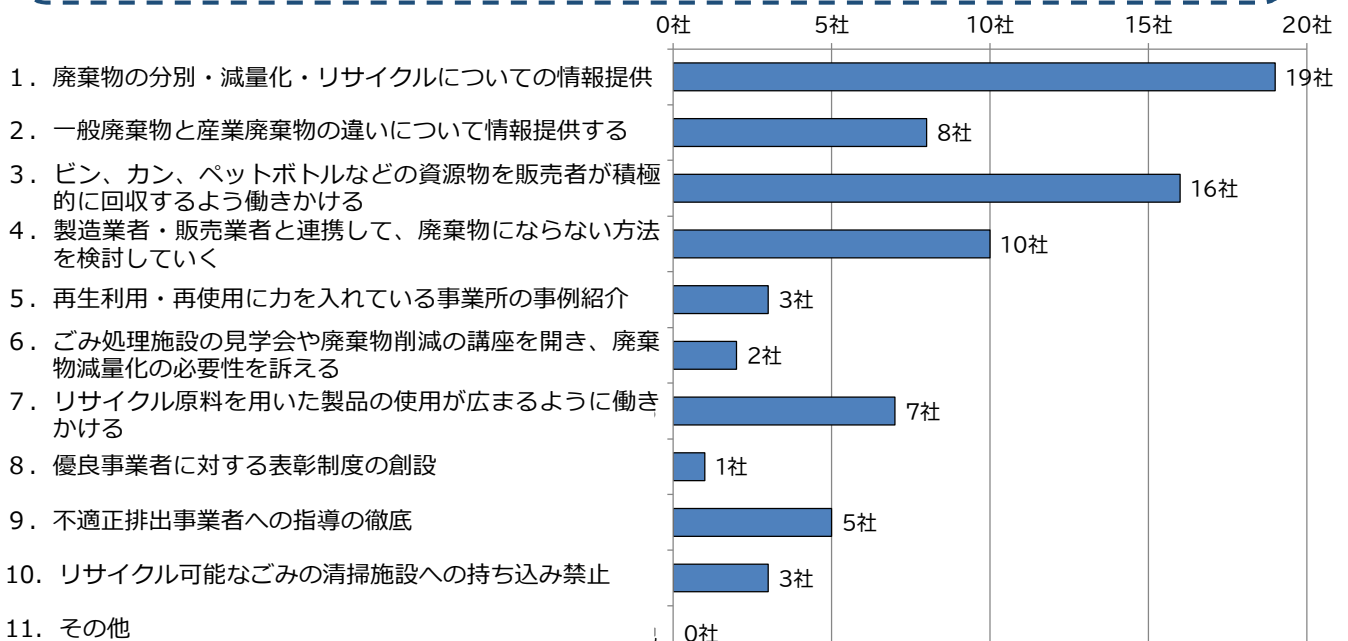
3 事業者アンケート結果について

【質問】 廃棄物の量を減らし、資源リサイクルを進めるための取組のうち、市が優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。

市が優先して取り組むべきことについて、最も多い回答は「廃棄物の分別・減量化・リサイクルについての情報提供」で19社となっています。次いで「ビン、カン、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける」が16社となりました。

▶ アンケート結果から

市のごみ分別・減量化・リサイクルについて積極的な情報提供を推進することとします。



第4節 ごみ処理の課題

1 発生抑制・排出抑制

本市では、平成16年4月に分別区分の変更と併せて指定袋を導入したことにより、ごみの減量及び資源化において大きな成果を上げ、P36のとおり、前計画に定められた排出量の目標値を達成することができました。

しかしながら、県が掲げる目標値である、家庭系1人1日当たり排出量440g（令和7年度目標）については、令和6年度の実績値が468gであるため、達成見込みがない状況となっています。当該目標値は、資源物（リサイクル可能なごみ）を除いた可燃ごみ・不燃ごみ等の排出量を対象としています。

つまり、この440gという数値には、資源として回収される新聞・雑誌・ダンボール・ペットボトル・缶・びん・プラスチック製容器包装等は含まれておらず、最終処分や焼却が必要となる家庭ごみの量のみがカウントされています。

このように、資源物を除いて目標値を設定することで、住民の分別意識の向上や、ごみの減量化に向けた取組を促進する狙いがあります。

近年では、ごみ排出量が横ばい傾向にあり、ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加、食品ロスの発生等が背景にあると考えられ、減量化の進行が困難な状況となっています。

今後さらなるごみの減量を推進するためには、発生要因の異なる生活系ごみ及び事業系ごみそれぞれに対して対策を講じるとともに、排出者（市民及び事業者）の理解と協力が不可欠です。検討すべき事項については、以下のとおり整理します。

- 排出者の意識改革
- ごみの総排出量の約80%を占める生活系ごみの減量
- 燃やせるごみの約半数を占める紙・布類の減量
- リユース（再使用）の促進による粗大ごみ等の減量
- 事業系ごみの減量に向けた取組の検討

2 中間処理

(1) 焼却処理

西清掃センターの焼却施設は、平成6年7月の竣工から30年が経過しています。全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進行していたことから、平成26年度から平成28年度にかけて焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。これにより、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点を踏まえ、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策を早急に検討する必要があります。

（2）破碎処理

東清掃センターの粗大ごみ処理施設では、燃やさないごみ及び粗大ごみを破碎・選別し、有価物の回収等を行っていますが、竣工から30年以上が経過し、全体的な設備や建物の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいるため、必要に応じて設備の修繕を実施しています。今後は、焼却施設と同様に、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策を早急に検討する必要があります。

3 資源化

本市は、12種16分別の取組、各種法律に基づくリサイクルの推進並びに焼却灰のセメント原料化等によりリサイクル率の向上を図ってきました。しかしながら、令和6年度の実績において、第4次計画の目標値である28%以上のリサイクル率の達成は未達成となっており、燃やせるごみの中に含まれる紙類などを引き続き資源化していく必要があります。

リサイクルに係る経費は、市の財政に負担を与えることから、リサイクルに係る費用対効果を検証し、効率的なリサイクルシステムの構築を図る必要があります。検討すべき事項については、以下のとおり整理します。

- 分別排出の徹底（ごみに含まれる不適物の混入排除）
- リサイクルに係る費用対効果を考慮した処理方法の検討

4 最終処分

焼却灰のセメント原料化などにより最終処分量が減少していることに伴い、最終処分場であるサツキクリーンセンターへの埋立量が大幅に減少しています。

平成20年度には、埋立量の減少などからサツキクリーンセンターの埋立処分終了期間を令和14年5月まで延長する手続を行いましたが、ごみ減量の取組及びリサイクル技術の向上等により、今後さらに最終処分量が減少することが見込まれますので、中間処理施設と同様にごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策を早急に検討する必要があります。

5 県内自治体との比較

環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度）及び市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールに基づき、埼玉県内の市町村と比較し、ごみ処理体制の評価を客観的に行うことで、施策の検討に活用します。

本市の県内自治体（32自治体）と比較し、本市のごみ処理体制を客観的に評価します。

一般廃棄物処理システムの評価項目及び県内自治体との比較結果を表2-27、表2-28に示します。

表2-27 一般廃棄物処理システムの評価項目

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	総排出量÷計画収集人口÷ 365×1,000	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	ごみ排出量が少ないほど 指数は大きくなる
廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 減量化等除く)	資源化量÷総排出量	実績値÷平均値×100	資源化率が高いほど指数 は大きくなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量÷総排出量	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	廃棄物のうち最終処分さ れる割合が低くなるほど 指数は大きくなる
人口1人1日当たり 年間処理経費	(処理費+委託費+人件費)÷ 計画収集人口	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	1人当たりの年間処理経費 が少なくなるほど指数は 大きくなる
最終処分減量に 要する費用	(処理及び維持管理費- 最終処分量-調査研究費)÷ (ごみ総排出量-最終処分量)	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	最終処分に要する費用が 少なくなるほど指数は大 きくなる

表2-28 県内自治体との比較

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回収 率(RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
平均	796	20.8%	3.6%	12,419	42,346
最大	1,015	37.6%	8.7%	16,559	67,551
最小	663	7.9%	0%	8,267	24,440
坂戸市	707	18.4%	3.7%	13,726	50,298
指数値	111.2	88.5	97.2	89.5	81.2

※ 指数値は、平均値（指数値100）と比較し大きい数値が優位な項目となります。

第5節 将来予測

1 計画収集人口の予測

計画収集人口については、「坂戸市人口ビジョン」の予測値を採用して設定します。このビジョンは、人口の現状と将来の展望を示し、持続可能な地域社会の実現を目指すものです。

当該ビジョンでは、国の長期ビジョンに合わせて令和42年までを対象期間とし、将来人口の推計を行っています。この推計では、現状の出生率や死亡率、転出入の傾向を踏まえた場合、今後人口減少が続くと予測されています。本計画の目標年度である令和17年度の将来人口は92,305人まで減少すると推計されています。推計結果を図2-3に示します。

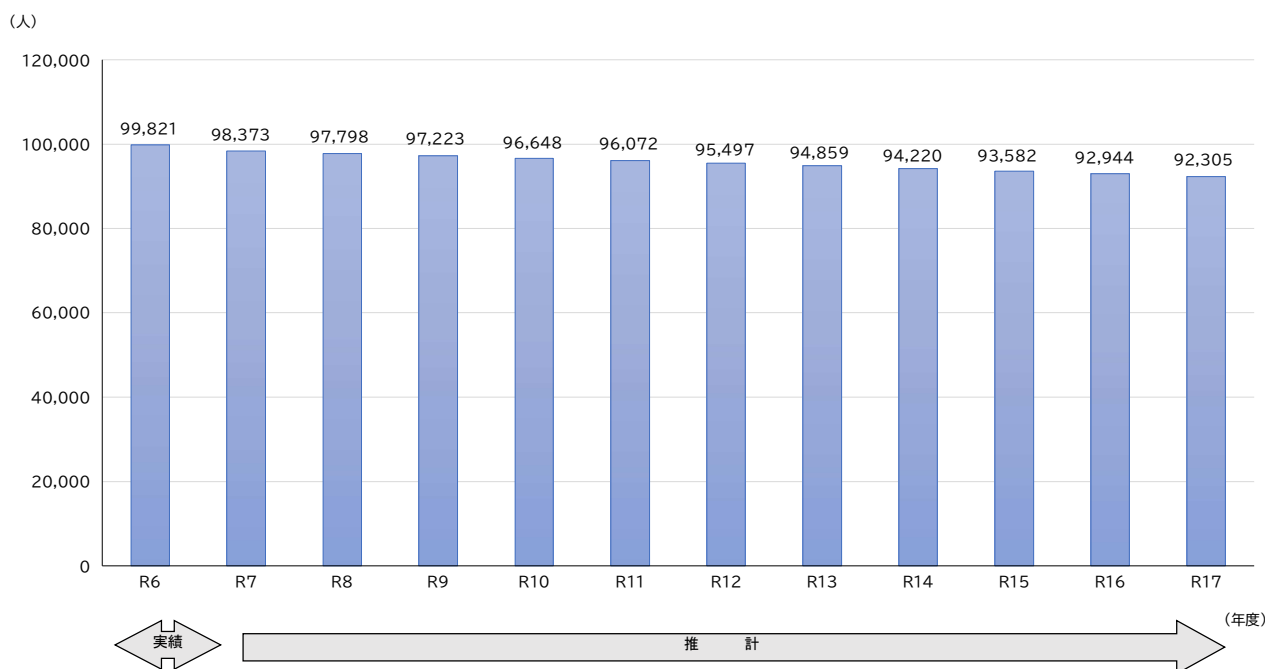


図2-3 人口推計の推移

2 ごみ排出量推計

本市における過去5年間のごみ排出量実績を基にして、本計画の目標年度である令和17年度までのごみ排出量予測値を、表2-29のとおり推計しました。

当該推計は、ごみの排出抑制や再生利用の施策を現状のまま継続した場合の将来発生量の推計値となります。人口減少に伴い、生活系ごみはもちろんのこと、事業系ごみも減少傾向となり、中間年度である令和12年度は24,417tと、令和6年度実績と比較して5.4%減少すると試算されます。また、令和17年度では、令和6年度実績比89.7%と、10.3%減少しています。

施策を現状のまま継続した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値について、表2-30に示します。1人1日当たりの排出量も、ごみ総排出量と同様の減少傾向となり、令和17年度予測では685g/人日と令和6年度実績と比較して3.2%（23g/人日）減少しています。

表2-29 施策を現状のまま継続した場合のごみ排出量推計値

区 分	単 位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
計画収集人口	人	99,821	95,497	92,305
生活系ごみ排出量	t	21,381	20,183	19,054
燃やせるごみ	t	14,438	13,455	12,669
燃やさないごみ	t	1,232	1,255	1,216
粗大ごみ	t	1,297	1,220	1,182
蛍光管類	t	1	1	1
発火性危険物	t	34	38	37
資源物	t	4,346	4,183	3,919
資源プラスチック	t	1,311	1,253	1,174
資源カン・ビン	t	731	715	670
資源ペットボトル	t	355	324	303
資源紙	t	1,680	1,634	1,531
資源布	t	269	257	241
取扱困難物	t	33	31	30
家庭系ごみ排出量	t	17,035	16,000	15,135
事業系ごみ排出量	t	4,429	4,234	4,104
ごみ総排出量	t	25,810	24,417	23,158

表2-30 施策を現状のまま継続した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値

区 分	単 位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
1人1日当たりの排出量	g/人・日	708	701	685
1人1日当たりの生活系 排出量	g/人・日	587	579	564
1人1日当たりの家庭系 排出量	g/人・日	468	459	448

第6節 基本理念・基本方針

1 基本理念

第4次基本計画の基本理念は、次のとおりです。

「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」



本計画は、前計画の中で示した「限りある資源やエネルギーを抑制しながら、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指すためには、排出抑制及び減量化を前提とした取組を進めることが肝要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任を明確にし“みんな”で取り組んでいくことが重要になる」という考え方のほか、国、県の動向等を踏まえた基本理念とします。

また、基本理念・基本方針は、令和6年11月に実施した、住民・事業者への意識調査アンケート結果を分析・評価した要素も取り入れ、以下のとおり設定します（当該アンケート結果は、資料編に添付しています。）。

第5次基本計画の基本理念

「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」



「さかろん」
坂戸市イメージキャラクター

2 基本方針

ごみ処理の基本理念を実現するためには、リニアエコノミー（線型経済）からの脱却を図り、サーキュラーエコノミーの構築を進める必要があります。サーキュラーエコノミー（循環経済）を構築するためには発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を積極的に行い、再生利用（リサイクル）を含めた4 Rをこの優先順位で推進することが必要であり、大量廃棄が大量リサイクルに置き換わるだけでなく、まずはリデュースやリユースなど、上位の取組を優先して進めることが重要です。本計画においては基本理念を実現するために、基本方針の考え方を踏まえた施策を実施します。

【第5次基本計画の基本方針】

基本方針 1

ごみの減量化と資源化の推進

基本方針 2

市民・事業者・行政の連携による取組の推進

基本方針 3

ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

基本方針 4

適正処理の推進と不適正処理対策の強化

コラム

4Rとは

4Rとは、持続可能な社会の実現を目指して、廃棄物を減らすための4つの基本的な考え方を示す言葉で、それぞれの頭文字「R」を取ってまとめたものです。4Rは、ただ並んでいるのではなく、優先順位があることが重要です。一般的には、環境負荷の小さい順に、【Refuse(リフューズ)→Reduce(リデュース)→Reuse(リユース)→Recycle(リサイクル)】の順で取り組むことが望ましいとされています。以下に具体例を示します。

Refuse(リフューズ):発生回避

- 意味:不要なものを「もらわない」「買わない」「受け取らない」ことで、廃棄物の発生自体を防ぐ行動です。
- 具体例
 - ・マイバックを使用し、スーパーでレジ袋を断る
 - ・不要なティッシュやチラシを受け取らない
 - ・ストローや使い捨てスプーンなどの使い捨て製品を辞退する

Reduce(リデュース):排出抑制

- 意味:ごみの量や環境負荷をそもそも減らす工夫をすることです。製品や包装の工夫で、資源の使用量を削減することも含まれます。
- 具体例
 - ・詰め替え用製品(シャンプーや洗剤)を選ぶことで、ごみとなる容器を減らす
 - ・過剰包装の商品を避け、簡易包装の製品を選ぶ
 - ・食べきれぬ量だけ購入・調理し、食品ロスを減らす

Reuse(リユース):再使用

- 意味:使い終わったものを繰り返し使用することで、廃棄を防ぐ行動です。リユースはリサイクルよりも上位にあるとされます。
- 具体例
 - ・何度も利用できるガラスびん容器が使われている製品(例:酒、調味料、ジャムなど)を選び、中身がなくなったら店に返す
 - ・フリーマーケットやリサイクルショップを利用する
 - ・衣類や家具などを譲渡して使い続ける

Recycle(リサイクル):再生利用

- 意味:一度使用した製品や資源を原材料として再利用し、新たな製品に生まれ変わらせることです。分別収集が前提になります。
- 具体例
 - ・使用済みのペットボトルを回収し、繊維や新しい容器に加工する
 - ・古紙を回収し、トイレトペーパーやダンボールに再生する
 - ・草を堆肥化して、農地に還元する

第7節 目標値の設定

本市では「1人1日当たりのごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「1人1日当たりごみ焼却量」、「最終処分率」の5項目の目標値を設定しています。

その中で「1人1日当たりのごみ排出量」については、資源物を含まない排出量として「家庭系1人1日当たりのごみ排出量」を指標に設定しています。

各指標の目標値の設定にあたっては、国の目標値を踏まえた目標設定とします。国の目標では、令和4年度を基準に設定しているため、本計画においても数値の基準年を令和4年度にすることとします。本計画の目標、目標達成した場合のごみ排出量推計値、目標達成した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値を表2-31、表2-32、表2-33に示します。

表2-31 本計画の目標

指 標	実績		目標値	
	R4年度	R6年度	R12年度	R17年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	484g/人日	468g/人日	437g/人日	414g/人日
事業系ごみの排出量	4,501 t	4,429t	3,797t	3,667 t
リサイクル率	28.3%	25.8%	29.8%	30.3%
1人1日当たりごみ焼却量	570g/人日	551g/人日	508g/人日	484g/人日
最終処分率	2.2%	3.8%	3.0%	3.0%

- ・ **1人1日当たりの家庭系ごみ排出量**：本市では国の目標値である478gはすでに達成している状況です。引き続きごみ減量に向けた取組を行うこととし、令和4年度比で令和12年度に9.7%の削減、令和17年度に向けてさらなるごみ減量に向けた取組を行っていくこととし、414g/人日を目指すものとします。
- ・ **事業系ごみの排出量**：引き続きごみ減量に向け、事業者へ啓発チラシの配布、草や枝の堆肥化や展開検査による産業廃棄物の混入の指導の取組を行うことに加え、紙ごみの資源化を推進することで、令和4年度比で令和12年度に15.6%の削減、令和17年度に向けてさらなるごみ減量に向けた取組を行っていくことで、3,667 tを目指すものとします。
- ・ **リサイクル率**：使い捨てプラスチックの削減推進や資源物の軽量化の推進によって収集量の増加による向上は難しいですが、雑紙の資源化、焼却灰のセメント原料化を推進することで令和4年度比で令和17年度に2.0%引き上げ、30.3%を目指すものとします。
- ・ **1人1日当たりごみ焼却量**：本市では国の目標値である580g/人日はすでに達成している状況です。ごみ減量化を目指すとともに、ごみ焼却量の削減に努めることで、令和4年度比で令和17年度に15%削減し、484g/人日を目指すものとします。
- ・ **最終処分率**：粗大ごみのリユースを推進することで、令和12年度・令和17年度とも、3.0%を目指すものとします。

表2-32 目標達成した場合のごみ排出量推計値

区 分	単位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
計画収集人口	人	99,821	95,497	92,305
生活系ごみ排出量	t	21,381	19,631	18,200
燃やせるごみ	t	14,438	12,680	11,511
燃やさないごみ	t	1,232	1,255	1,216
粗大ごみ	t	1,297	1,220	1,182
蛍光管類	t	1	1	1
発火性危険物	t	34	38	37
資源物	t	4,346	4,406	4,223
資源プラスチック	t	1,311	1,320	1,265
資源カン・ビン	t	731	753	722
資源ペットボトル	t	355	341	327
資源紙	t	1,680	1,721	1,650
資源布	t	269	271	259
取扱困難物	t	33	31	30
家庭系ごみ排出量	t	17,035	15,225	13,977
事業系ごみ排出量	t	4,429	3,797	3,667
ごみ総排出量	t	25,810	23,428	21,867

表2-33 目標達成した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値

区 分	単位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
1人1日当たりの排出量	g/人・日	708	672	647
1人1日当たりの生活系 排出量	g/人・日	587	563	539
1人1日当たりの家庭系 排出量	g/人・日	468	437	414

【 施策の体系 】

基本理念：「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」

基本方針1：ごみの減量化と資源化の推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進
- ② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進
- ③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援
- ④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討

基本方針2：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 市民参加の推進
- ② 不法投棄及び資源持ち去り対策
- ③ 適正処理困難物の処理
- ④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組
- ⑤ リユース事業の推進

基本方針3：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

《重点的に取り組む項目》

- ① 情報発信の強化による意識啓発の推進
- ② 環境教育の推進
- ③ リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催
- ④ イベントやキャンペーンでの啓発の充実
- ⑤ 環境配慮商品選択の推進
- ⑥ 転入者等への啓発

基本方針4：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

《重点的に取り組む項目》

- ① 収集・運搬システムの見直し
- ② 安全で適正な施設管理
- ③ 広域処理の検討
- ④ プラスチック製品も含めた一括回収の検討
- ⑤ リチウムイオン電池等の収集

第8節 重点的に取り組む基本方針

基本方針1～4のうち、優先順位を踏まえて、特に重点的に取り組むべき2つの基本方針の詳細を以下に示します。

(1) 【基本方針2】 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

① 市民参加の推進

市民、事業者の代表により構成される廃棄物減量等推進審議会に対して、ごみ処理に係る情報及び課題等を提示し、審議における意見及び提言をごみ処理行政に反映させます。

② 不法投棄及び資源持ち去り対策

不法投棄や集積所に排出された資源紙などの資源の持ち去りについて、市民や事業者からの情報提供などの連携を強化し、対応します。

③ 適正処理困難物の処理

本市が処理することのできない適正処理困難物について、処理可能な事業者との連携を図りながら対応します。

④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組

区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店と連携し、4Rの取組を進めます。

⑤ リユース事業の推進

ごみの排出抑制には不用品を交換したり、再使用したりするなど、生活様式の改善が必要です。清掃センターでは、粗大ごみのリユース品の販売事業や子育て世帯への無償譲渡を行っており、事業サービスを充実させることでリユースの推進を図ります。

関連する
SDGs



(2) 【基本方針3】 **ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実**① **情報発信の強化による意識啓発の推進**

広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化、並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。

また、収集日のお知らせ、分別区分の検索、適正処理困難物の処理業者の紹介などが円滑に行えるシステムの構築を検討します。

② **環境教育の推進**

次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。今後も環境のことを考え行動する力を育むことを目指し、乳幼児期から始め学習時期に応じ、環境教育の更なる充実を図るため、各学校でのエコ活動の実施を促します。

③ **リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催**

「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。

④ **イベントやキャンペーンでの啓発の充実**

各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。

⑤ **環境配慮商品選択の推進**

商品を購入する際には環境に配慮して製造された商品や、長く使用できる商品を選択するように市民及び事業者へ普及啓発します。また、本市においては共通の事務用品について環境に配慮して製造された商品を購入しており、今後も継続して環境に配慮して製造された商品の購入を推進します。

⑥ **転入者等への啓発**

転入者等に対するごみの出し方等の説明を今後も継続して行い、適切なおみ分別を推進します。また、賃貸住宅居住者に対しては市役所窓口での指導を徹底するとともに、入居時等において、不動産業者や管理業者などを通じて分別の指導を行います。外国籍の方に対しては、外国語版簡易マニュアル等、多言語に対応したマニュアルの配布・指導により分別の徹底を推進します。

関連する
SDGs



第9節 市民・事業者・行政の役割

市民、事業者及び行政が重点的に取り組むべき項目を、基本方針に従い主体別に整理しました。

市民が取り組むべき項目

【基本方針1】：ごみの減量化と資源化の推進

- ・ 不要な包装の辞退
- ・ マイバッグの活用
- ・ リユース品の積極的な使用
- ・ 詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入
- ・ 食品ロスや生ごみの減量
- ・ 生ごみの堆肥化
- ・ ごみと資源物の分別排出の徹底

【基本方針2】：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

- ・ 「ものを大切にできる意識の促進」などのライフスタイルの見直し
- ・ 地域での取組への参加
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用
- ・ 家庭ごみ集積所の適切な管理

【基本方針3】：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

- ・ 環境に配慮して製造された商品の積極的な購入

【基本方針4】：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

- ・ 発火性危険物（リチウムイオン電池等）の分別排出の徹底

事業者が取り組むべき項目**【基本方針1】：ごみの減量化と資源化の推進**

- ・ 簡易包装の実施
- ・ レジ袋削減
- ・ 環境配慮商品の販売
- ・ 店頭回収の実施
- ・ 食品廃棄物の再資源化促進

【基本方針2】：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

- ・ 食品ロス削減のための取組（てまえどりの推進）
- ・ エコショップ認定制度など市の施策への協力
- ・ 業界団体等を通じた情報共有と共同取組
- ・ CSR（企業の社会的責任）の一環としての環境活動

【基本方針3】：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

- ・ 従業員への環境教育の啓発
- ・ 環境目標の設定とPDCAサイクルの導入
- ・ 消費者向けの環境配慮商品・サービスの提供
- ・ 店舗や製品における啓発表示
- ・ 地域イベント等での環境ブース出展

【基本方針4】：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

- ・ 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の遵守
- ・ ごみ(産業廃棄物・一般廃棄物)と資源物の適正排出
- ・ 廃棄物の適正管理と委託先の確認
- ・ 社内での責任者配置
- ・ 違反事例の把握と再発防止

市(行政)が取り組むべき項目

【基本方針1】：ごみの減量化と資源化の推進

- ・ 生ごみの減量対策の推進
- ・ 事業系ごみの排出抑制の働きかけ
- ・ リユースの推進
- ・ 生活系ごみの分別徹底とリサイクル強化
- ・ プラスチック資源循環の推進

【基本方針2】：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

- ・ 地域団体との協働による清掃活動の推進
- ・ 事業者との協定による廃棄物削減の取組
- ・ 広報媒体を通じた双方向の情報共有
- ・ 学校との連携による活動の展開
- ・ エコショップ認定制度の登録店舗数の更なる拡大
- ・ イベント等におけるリユース品の販売の積極的な実施

【基本方針3】：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

- ・ 小中学校での環境学習プログラムの活用促進
- ・ 市民向け環境講座の開催
- ・ 出前講座・出前授業の推進
- ・ 啓発資材の配布・公開
- ・ 市民参加型キャンペーンの実施
- ・ 外国籍の方にわかりやすいごみのマニュアルやカレンダーの作成

【基本方針4】：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

- ・ 適正な排出ルールの周知徹底
- ・ 家庭ごみ集積所の適正管理の支援
- ・ 処理施設の適正な維持管理
- ・ 不法投棄監視体制の強化
- ・ 違反者への指導・是正措置の徹底

第10節 収集運搬計画

（1）収集運搬品目・収集日の見直し

生活系ごみの収集・運搬については、委託及び一部戸別収集により実施しています。また、市民の利便性向上のため集積所等での収集・運搬品目及び収集日の見直しを行います。

なお、本市で取り扱う事業系ごみについては、事業系一般廃棄物としているため、法令に基づく区分に応じて適正な収集・運搬を行う必要があります。

（2）ごみ処理委託業者への指導・啓発

本市が委託してごみを収集する業者及び許可業者に対して指導・啓発を行い、適正な収集を推進します。



写真：収集運搬の様子

第11節 中間処理計画

本市の中間処理施設は、いずれの施設も稼働から年数が経過しており、施設の全体的な設備の損傷及び経年劣化に伴う老朽化が進行しています。ごみ処理施設が停止することは市民の生活に大きな影響を与えることから、定期的な点検及び計画的な修繕等を実施し、安全かつ適正な運転に努めます。一方、安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減などの観点から、早急にごみ処理の広域化も視野に入れた検討を進めます。

（1）焼却処理

西清掃センター焼却施設は、平成26年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。今後も安全で適正な運転管理に努めるとともに、効率的な施設の運転・運用を図ります。

（2）破碎処理

粗大ごみ及び燃やさないごみについては、東清掃センター粗大ごみ処理施設において破碎・選別し、資源物（資源化）・可燃残渣（焼却）・不燃残渣（埋立）として適正に処理します。

（3）一時保管

東清掃センター内のストックヤードにおいて、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布、蛍光管類、発火性危険物及び取扱困難物を収集後一時保管し、その後業者委託により選別を行い資源化及び再生利用を推進します。また、粗大ごみ等で搬入されたもののうち、リユース可能なものについては、リユース家具として有償譲渡、子育て用品については無償譲渡を行います。



写真：西清掃センター東門より

第12節 最終処分計画

（1）延命化対策

サツキクリーンセンターについては、焼却灰をセメント原料にリサイクルするなどの取組により埋立量が減少し、現在埋立期間を令和14年5月まで延長して対応しています。

今後は、埋立に関する諸計画の見直しを検討するとともに、施設の有効活用方策の検討を早急に進めます。

（2）最終処分の適正な維持管理

放流水の水質管理を徹底します。



出典) Google Earth

第13節 その他ごみ処理に関する対策

（1）不法投棄対策

本市では現在、不法投棄防止とその啓発を図るため、不法投棄禁止看板の配布及び監視カメラによる監視情報の収集や業務委託による監視パトロールを実施しています。地域の自治会等と一体となった普及啓発を行い、地域のボランティアに対しごみ袋の配布や回収ごみの処理協力を促進し、今後も分別区分の徹底を進めるとともに、定期的に不法投棄パトロールの市内巡回を実施し、不法投棄の防止・発見・回収を行っていきます。

不法投棄が発見された場合は警察等との連携により適正処理を行うとともに、頻繁に不法投棄が発見される場所については、その土地の管理者に監視カメラの設置等の未然防止対策の助言や、不法投棄されない適正管理された状態を保つことなどを指導します。

（2）環境美化

本市では、市内 154 か所に住民の自治組織として、区・自治会が設置され、住みよい地域づくりを目指して、地域の美化活動、防災・防犯活動、各種スポーツ行事等を市と協力して実施しています。

今後も、快適で住みよい環境づくりのため、利用者による地域内の清掃活動や家庭ごみ集積所の清掃等の管理が適正に行われるよう支援します。



出典) 坂戸市 HP

コラム リユースを活用しましょう！

① リユース家具

粗大ごみとして収集した家具の中から、状態が良い家具をリユース家具として、東清掃センターで展示販売しています。環境学館いずみのイベント「いずみDAY」や、東坂戸団地内のふれあいスペース内で出張販売もしています。

② 子ども用品

家庭で不要となった子ども用品を引き取り、子育て世帯に活用していただくためのリユース事業を西清掃センターで行っています。無料でお渡ししているため、子育てしやすい街としてのイメージアップにつながっています。



コラム 雑がみをきちんと分別しましょう！

雑がみは分別すると資源になります。燃やせるごみの中には、多くの雑がみが含まれています。紙袋、封筒、ティッシュの空箱なども雑がみです。

雑がみを分別することで、燃やせるごみを減らし、資源紙としてリサイクルを進めましょう。

対象となる主なもの			
・包装紙、お菓子や食品の箱、名刺、コピー用紙などが該当します。			
紙袋	はがき	封筒	ティッシュの空箱
 <p>防水加工していないもの。 紙製でない部分は取る。</p>	 <p>圧着はがき、粘着物がついているものは除く。</p>	 <p>窓付き封筒のフィルム、のりしろ部分の粘着物は取り除く。</p>	
パンフレット	値札・タグ（紙製）	投げ込みチラシ	ビニールは取る
			

第3章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存している一方で、世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在しており、食品ロスの削減は重要な課題となっています。また、SDGs（持続可能な開発目標）の「目標12 [つくる責任 つかう責任]」では、食品廃棄の減少が重要な柱として位置付けられており、食品ロスの削減は家計負担や市の廃棄物処理費用の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が期待できます。

こうした状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロス削減推進法」が成立し、同年10月に施行されました。さらに、同法第11条に基づき、国において「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月に閣議決定されました。その後、令和7年3月に閣議決定された「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、新たな目標の設定や更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加しています。

区市町村は同法第13条第1項において、基本的な方針と都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、区域内における食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、同法第13条第2項では、計画を定めるにあたっては、一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって、食品ロスの削減の推進に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならないとされています。

本市では、こうした背景を踏まえ、上位計画において位置づけた取組を整理し、食品ロスをより一層削減するために、「坂戸市食品ロス削減推進計画」（以下「本食品ロス計画」という。）を策定し、市内の食品ロスの削減に向けた取組を着実に推進していきます。

第2節 計画の期間

本食品ロス計画の期間は、第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画と同様の、令和8年度から令和17年度までとします。なお、社会情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況、国が定める基本方針や上位計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

第3節 食品ロス削減推進計画の位置付け

食品ロス削減推進計画の位置付けを図3-1に示します。

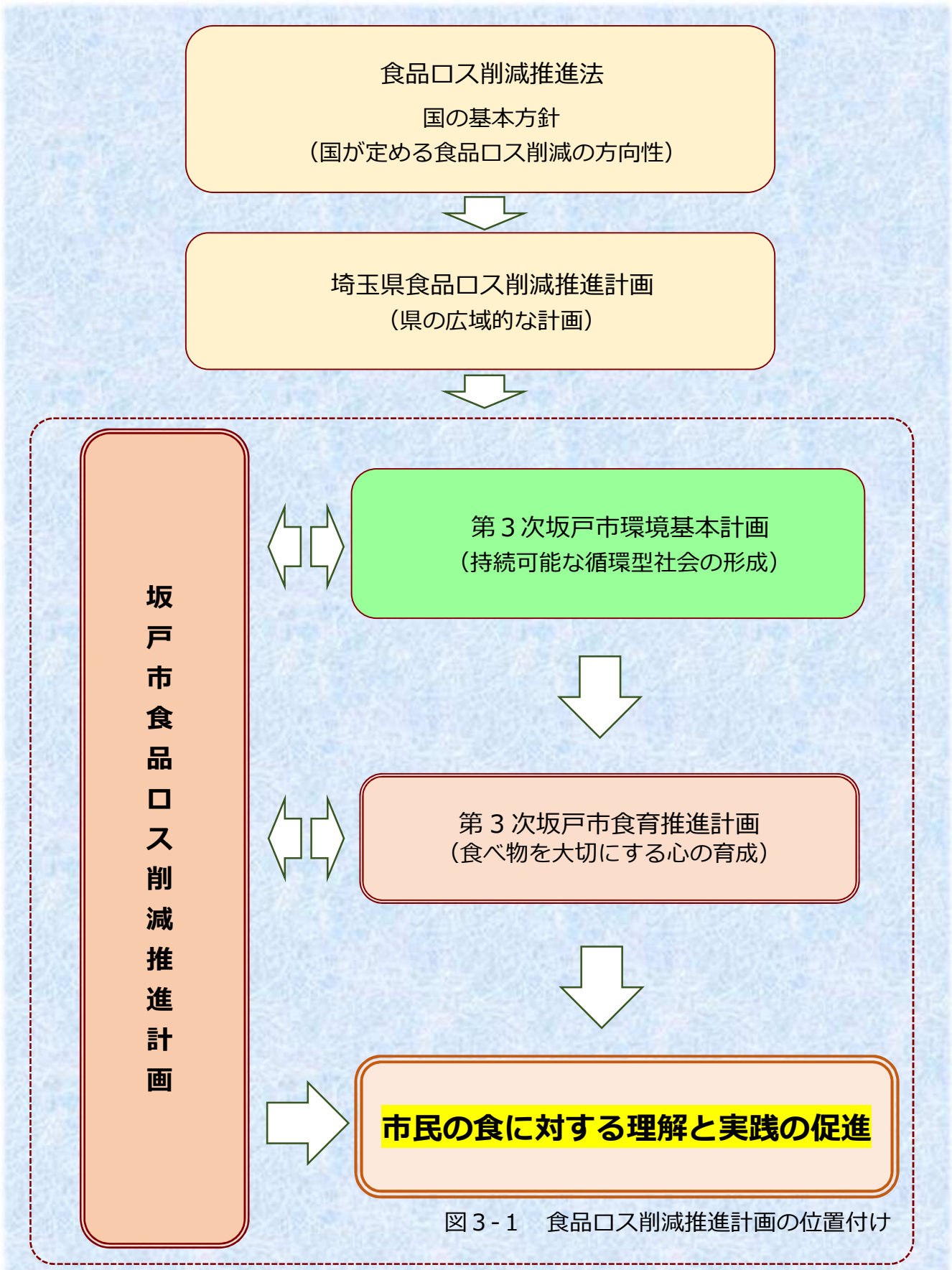


図3-1 食品ロス削減推進計画の位置付け

第4節 食品ロスの現状と課題

1 国の食品ロスの現状

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、家庭系食品ロスは、食べ残しや賞味期限切れ、食品の過剰除去による廃棄が主な要因です。事業系食品ロスは、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業などから発生し、製造・流通・調理の過程での規格外品、返品、売れ残りなどが含まれます。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）」において、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに家庭系食品ロス量を半減、事業系食品ロスを6割減（令和4年に半減目標を達成したことから、目標値を引き上げ）させる（家庭系：433万t→216万t、事業系：547万t→219万t）という目標を設定しています。

国内では、令和5年度に、464万t（家庭系約233万t、事業系約231万t）の食品ロスが発生したと推計され、これは開始以来最少の数値となっています。食品ロス発生量の推移を図3-2に示します。

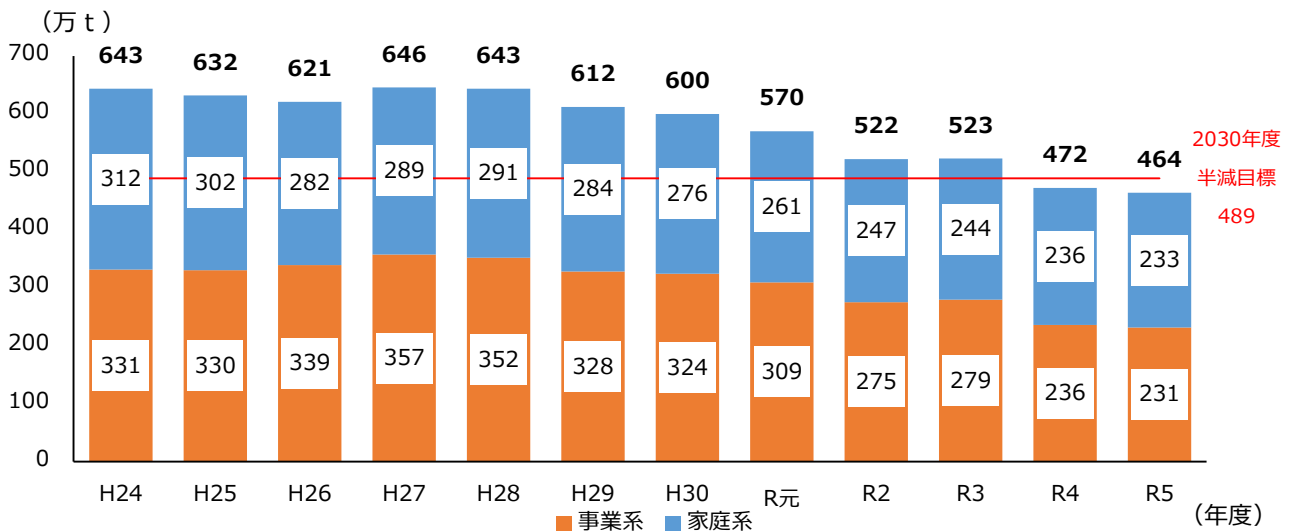


図3-2 食品ロスの発生量推移

出典) 環境省「我が国の食品ロスの発生量の推移」

食品ロスを国民一人当たり換算すると毎日おにぎり1個分(約103g)を廃棄している推計となります。また、食品ロスによる経済的損失は、国民一人当たりで1日約88円と推計されています。なお、食品ロスに伴う国内の温室効果ガスの排出量は年間約1,046万トンのCO₂に相当し、これはエアコンの設定温度を27℃から28℃に変更することによるCO₂削減効果と同等とされています。

これらの現状を踏まえ、当該計画を策定する際には、家庭および事業者双方の取組を強化し、経済的・環境的な観点からも効果的な施策を検討することが重要です。

2 食品ロス削減の取組

(1) 市民への啓発

市民への啓発としてエシカル消費を推進しています。エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動」のことです。本市においても、エシカル消費を推進し、食品ロス削減の啓発を行っています。

🛒 買い物でできること

買い物前に家にある食材と期限をチェック



メモ書きや携帯・スマートフォンで撮影し、買い物の参考にしましょう。

※事前に冷蔵庫や食品庫の整理をするとより効果的です。

必要な分だけ購入



まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきりましょう。

期限表示を知って賢く購入



すぐ使う食品は商品棚の手前から取るようにしましょう。

※売れ残りは店舗で処分されてしまい、食品ロスにつながります。

🏠 家でできること

食材に合わせて、適切に保存する



作りすぎてしまった料理や使いきれなかった食品を小分けにする等の保存方法と、保存場所を工夫してみましょう。

食材を使い切る



実は食べられる部位を、普段捨ててしまっていないですか。皮のむき過ぎや、野菜のへた等の過剰な除去を減らしてみましょう。

食べ切れる量を作る



体調や家族の予定に配慮し、調理しましょう。調整が難しいときは、作る量を少なくし、足りなければ冷凍食品等を活用してみましょう。

出典) 広報さかど


(2) 事業者への啓発

食品ロスの削減のためには、食品の小売店、飲食店等の事業者の方のご協力が必要です。

本市での取組として、「エコショップ認定制度」「食品ロス削減キャンペーンの実施」を推進しています。埼玉県では、「彩の国エコぐるめ協力店制度」「フードシェアリング事業者登録制度」をはじめ、「県下一斉フードドライブキャンペーン」、「フードシェアリングを通じた未利用食品活用キャンペーン」、「てまえどりキャンペーン」を通じて、食品ロス削減の啓発を行っています。

すぐに食べるなら

手前からとってね!

 **坂戸市**
からのお願いです
食品ロス削減へのご協力
ありがとうございます



3 本市の食品ロスの現状

埼玉県全体では年間約22.4万トンの食品ロスが発生しており、県民一人当たり毎日おにぎり1個分（約100g～120g≒お米0.5合分）を捨てている計算になります。本市における食品ロス量は、令和6年9月及び11月に実施した食品ロス組成調査の結果から、食品ロスである可食部の割合は戸建て、集合住宅の平均で12.7%発生しています。その結果、令和6年度における家庭系燃やせるごみに含まれている食品ロス量は1,834 tと推計されます。

食品ロス組成調査結果を表3-1、図3-3に示します。

表3-1 食品ロス組成調査結果

		戸建て			集合住宅			
		重量	全体に対する割合	厨芥類における割合	重量	全体に対する割合	厨芥類における割合	
厨芥類以外		261.7kg	63.6%	—	317.3kg	76.6%	—	
厨芥類※	不可食部（調理くず）	84.7kg	20.7%	56.5%	56.4kg	13.6%	58.3%	
	可食部	直接廃棄（手付かず食品）	31.4kg	7.6%	21.1%	18.2kg	4.4%	18.8%
		食べ残し	32.9kg	8.0%	22.3%	22.1kg	5.3%	22.9%
	その他	0.0kg	0.0%	0.0%	0.0kg	0.0%	0.0%	
合計		410.7kg	100.0%	100.0%	414.0kg	100.0%	100.0%	

※「厨芥類」 台所から出る野菜くずや食べ残しなどの生ごみのこと。

【推計式】

燃やせるごみ（家庭系）の量 × 可食部（食品ロス）の割合 = 食品ロスの量

なお、令和6年度の食品ロスの量（推計）は、次のとおりです。

14,438.0 t × 12.7% ≒ 1,833.6 t

また、1人1日当たり食品ロスの量は、次のとおりです。

1,833.6 ÷ 99,821 人 ÷ 365 日 ≒ 50.3 g / 人日

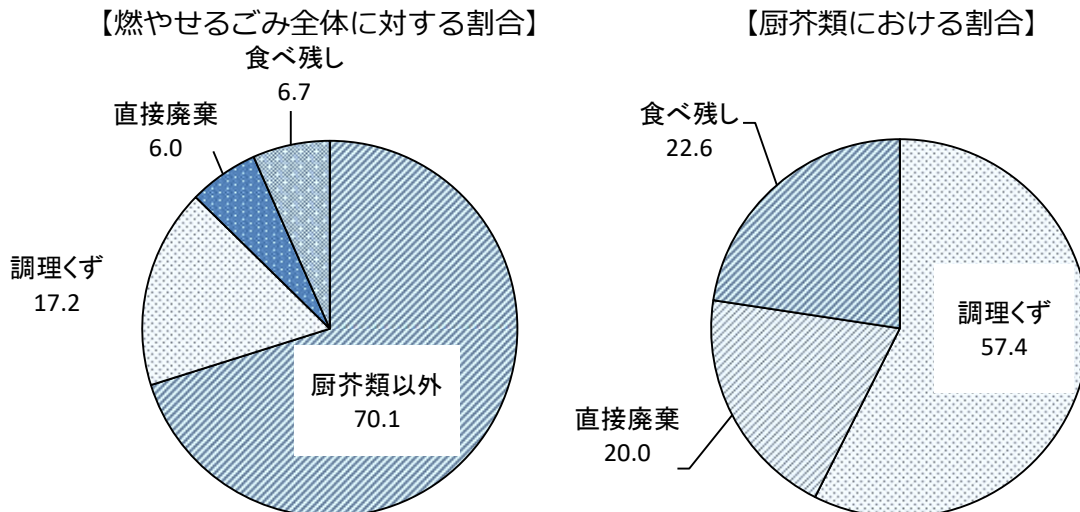


図3-3 食品ロス組成調査結果（戸建て、集合住宅の平均）

【家庭系食品ロスの発生要因】

- ① 食べ残し
 - ・子どもや高齢者の少食、または食べる量の見込み違いや、家族の人数や食べる量に対して多めに作る習慣があり、食べきれずに廃棄。
- ② 過剰購入・買いすぎ
 - ・計画的な買い物をせず、必要以上に購入してしまうことで、使い切れずに廃棄。
- ③ 保存方法の誤り
 - ・野菜や果物などを適切に保存できず、傷ませてしまう。
- ④ 賞味期限・消費期限の誤解
 - ・「賞味期限」と「消費期限」の違いを理解せず、まだ食べられるものを廃棄。

【事業系食品ロスの発生要因】

- ① 製造・調理段階でのロス
 - ・加工や調理の工程で出る切れ端やミスによる廃棄（例：パンの耳、失敗した料理）。
- ② 規格外品の廃棄
 - ・形やサイズ、見た目が基準に合わない農産物や加工食品の廃棄。
- ③ 売れ残り・返品
 - ・小売店や飲食店での販売予測ミスや、納入業者による返品制度によるロス。
- ④ 過剰提供
 - ・飲食店での大盛りメニュー、バイキング形式などでの残食。
- ⑤ 賞味期限と消費期限切れ
 - ・店頭で期限切れにより販売できなくなった商品、もしくは流通過程での期限切れ。

4 本市の食品ロスに関する特徴

	食品廃棄物の割合	食品ロスの対象		調理くず・その他	食品ロス割合	1人1日当たり食品ロス
		直接廃棄	食べ残し			
全国平均	33.8%	20.8%	15.4%	63.8%	36.2%	61 g
坂戸市	29.9%	20.0%	22.6%	57.4%	42.6%	50 g

※ 全国平均の数値は、環境省「市区町村食品ロス実態調査支援事業（平成29年度～令和4年度）」の実施市区町村（82市区町村）の平均値です。

特徴

- ① 1人1日当たり食品ロス発生量は、全国平均61gに対し、市平均50gと全国平均よりも少ない。
 - ② ごみに対する食品廃棄物の割合は、全国平均33.8%に対し、市平均29.9%と全国平均よりも少ない。
 - ③ 食品廃棄物に対する食品ロスの割合は、全国平均36.2%に対し、市平均42.6%と全国平均より多い。
- ☆特に、食べ残しが多く、直接廃棄は、全国平均より若干少ない傾向となっています。過剰調理、食べ残しや誤った保存方法で可食部分の食品ロスが多いと推定されます。

第5節 基本理念・基本方針

1 基本理念

坂戸市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組を進めています。

また、第3次坂戸市環境基本計画において、「食品ロスもったいない行動」が重点プロジェクトに位置付けられているほか、第3次坂戸市食育推進計画（第3次坂戸市健康なまちづくり推進計画と一体的な計画として策定）においても、食品ロスの削減に関する啓発活動を広く普及することについて言及しています。

国においても、食品ロス削減のためには、国民各層が食品ロス問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要であるとしています。国の方針や県の動向を踏まえ、食品ロスの削減につながる取組を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちの実現を目指します。

【基本理念】

「もったいない」からはじめる食品ロス・ゼロ



NO-FOODLOSS PROJECT
食品ロス削減国民ロゴマーク「ろすのん」

2 基本方針

国の基本方針を踏まえ、基本方針を定めます。

【食品ロス削減推進計画の基本方針】

基本方針 1

食品ロス削減の普及啓発

基本方針 2

市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減

基本方針 3

食品ロス削減につながる施策・取組の実施

3 基本方針の重点項目

基本方針において、特に重点的に取り組むべき項目を以下に示します。

(1) 【基本方針1】 食品ロス削減の普及啓発

- ① 学校や地域団体と連携した食育・出前講座の実施
- ② 「30・10運動」や「食べきり運動」の周知強化
- ③ 家庭向けリーフレットやSNSでの情報発信
- ④ 食品ロス実態に関する見える化・データ公開
- ⑤ 食品ロス削減をテーマとしたイベント・キャンペーンの開催

「30・10運動」とは？

宴会や会食などで、「最初の30分間と最後の10分間は自席で食事を楽しみましょう」という、食べ残しを減らす取組です。

(2) 【基本方針2】 市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減

- ① エコシヨップ認定制度の拡充
- ② フードドライブ活動の拡充と定着化
- ③ 市内事業者との情報共有と好事例の横展開
- ④ 市民協働型の検討会・ワークショップの開催

(3) 【基本方針3】 食品ロス削減につながる施策・取組の実施

- ① 家庭ごみの組成調査に基づく改善策の検討と実施
- ② 市内小中学校や保育園における残食削減の推進
- ③ 規格外農産物の有効活用の促進
- ④ 災害備蓄品の入替え等における有効活用

4 計画目標

食品ロス削減推進計画における食品ロス削減の数値目標を表3-2に示します。

表3-2 食品ロス削減の目標

指標	R4年度	R6年度	R12年度	R17年度
食品ロス量	1,905t	1,834t	1,350t (R4比29%減)	985t (R4比48%減)
1人1日当たり食品ロス量	52g/人日	50g/人日	39g/人日	29g/人日

関連する
SDGs



第6節 市民・事業者・行政の役割

市民が取り組むべき項目

- ① 計画的な購入と消費の実践
 - ・ 買い物前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけ購入する
 - ・ 献立の事前計画や「てまえどり」の習慣化
- ② 正しい保存・調理方法の習得
 - ・ 食品の鮮度を保つ保存方法を理解する
 - ・ 食材を使い切るレシピ（残り物活用）を意識する
- ③ 期限表示の理解
 - ・ 「賞味期限（美味しく食べられる期限）」と「消費期限（安全に食べられる期限）」の違いを理解し、期限内に使い切る
- ④ 地域活動への参加
 - ・ フードドライブなどのイベントに参加する

コラム

食品ロスの削減のためにできること

買い物前の在庫チェック

買物をした後に、冷蔵庫に同じ食材があったことに気づき、食材を余らせてしまうことが考えられます。無駄をなくすためにも、事前に冷蔵庫や食品庫にある食材を確認するようにしましょう。買物前のちょっとした時間に、冷蔵庫内を、携帯電話のカメラ機能で撮影しておくのもよいでしょう。

期限表示を知って、賢く買う

スーパーで買物をする際、期限までの期間がより長いものを買おうと、棚の奥から商品を取ることもありますが、すぐ使う食品は棚の手前から取りましょう。期限が短かかったり、切れてしまうと、お店で返品や廃棄してしまうので、お店での食品ロスが発生してしまいます。

外食時、宴会時

◆小盛りメニューやハーフサイズを活用し、食べられる量だけ注文する
食べられる量を相談することで、食べきれない量の料理をおいしく食べきりましょう。

◆食べきりタイムを設ける
お開き前に、もう一度料理を食べきる時間を設け、幹事は「食べきり」を呼び掛けましょう。

出典) 政府広報オンライン

事業者が取り組むべき項目

- ① 食品の適正な在庫管理と販売方法の工夫
 - ・ 発注量の最適化、値引き販売や少量・小分け販売の推進
 - ・ 「てまえどり」ポップなど啓発表示の活用
- ② 食べきり・残さず運動の推進
 - ・ 飲食店での少量メニューやハーフサイズの導入、持ち帰り容器の提供
- ③ フードバンク・フードドライブ等との連携
 - ・ 賞味期限内の未使用食品を寄贈するなど、地域福祉との連携を図る
- ④ 従業員教育の実施
 - ・ 食品ロス削減に向けた衛生・品質管理、接客・販売方法などの啓発を行う

市(行政)が取り組むべき項目

- ① 啓発活動の推進
 - ・ 広報紙やホームページ、イベントなどを通じた市民・事業者への情報発信
 - ・ 小中学校や保育園を対象とした食育の実施
- ② 支援制度・仕組みの整備
 - ・ フードドライブの実施支援、フードバンクと連携した仕組みの構築
 - ・ ごみ分別の徹底と、生ごみの減量施策（生ごみ処理機の補助等）の展開
- ③ 実態把握とデータの活用
 - ・ 市内の食品廃棄物の量や種類を把握し、施策の優先順位を明確にする
- ④ 官民連携の促進
 - ・ 企業・団体・学校との協働による地域ぐるみの取組を支援（表彰制度等）

第4章 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

第1節 生活排水処理等の現状と課題

（1）生活排水処理等の現状

本市の公共下水道事業については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合において、平成12年度に「公共下水道全体計画（基本計画）」を定め、令和2年度、令和6年度に見直しを行い整備を進めています。

令和6年度末現在、公共下水道普及率は73.6%となっています。

公共下水道の未整備地区においては、水質汚濁の防止と公衆衛生の向上を図るため、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進しています。また、令和元年度から浄化槽維持管理一括契約制度を推奨し、浄化槽の適正な維持管理の推進を図っています。

令和3年度から浄化槽処理促進区域を指定し、より一層の転換の推進を図るとともに、埼玉県から浄化槽管理者の指導等の権限移譲を受け、管理不全の浄化槽の管理者に対して市が直接指導できる体制となっています。

生活排水処理の概要を、図4-1に示します。

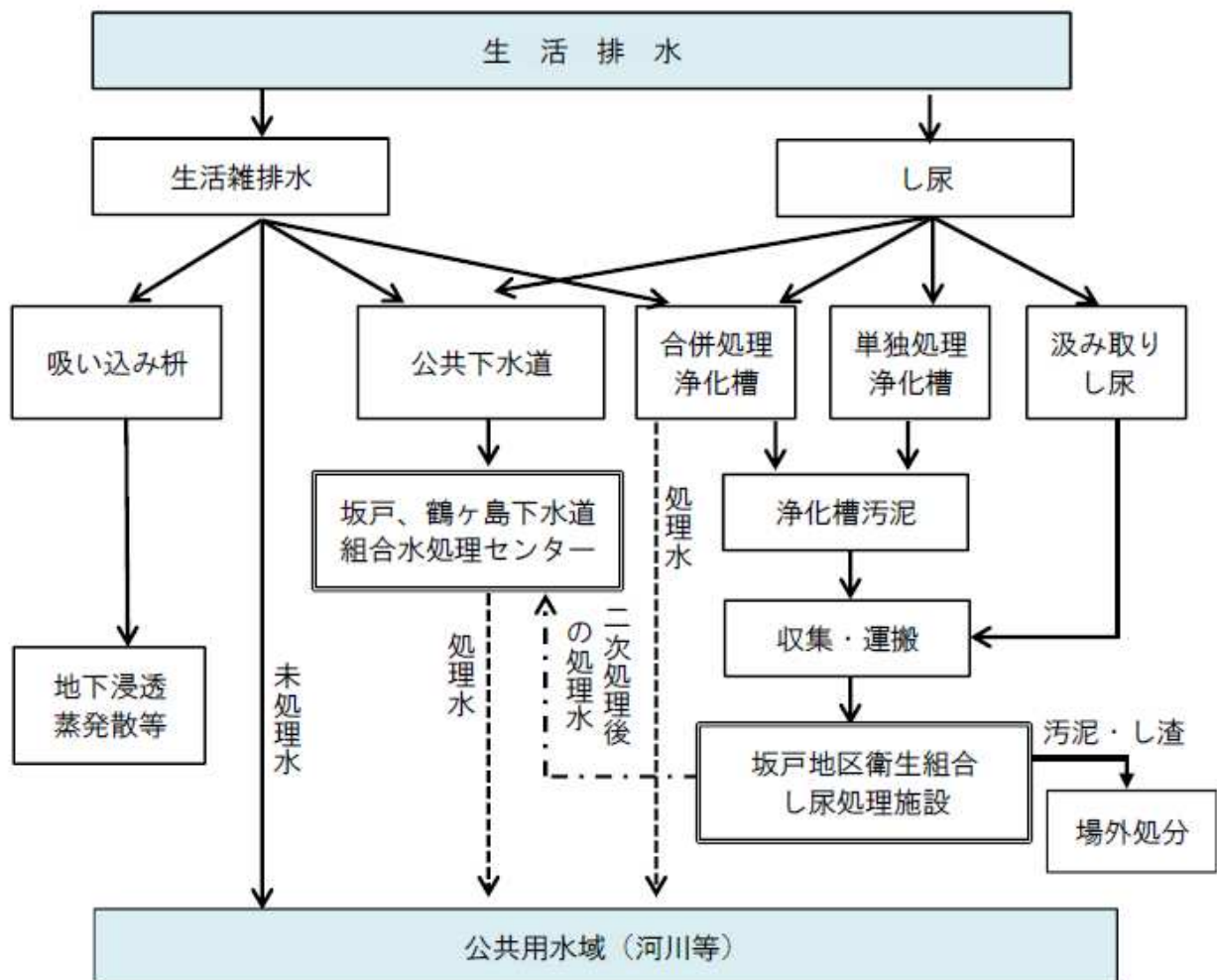


図4-1 本市における生活排水処理概要

(2) 施設概要

坂戸地区衛生組合のし尿処理施設の概要を表4-1に示します。

表4-1 施設概要

施設名称	坂戸地区衛生センター		
施設所管	坂戸地区衛生組合 構成市町（2市3町）：坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町		
所在地	〒350-0271 埼玉県坂戸市大字上吉田651番地1		
計画処理能力	当初：400kL/日（し尿340kL/日、浄化槽汚泥60kL/日） 現在：200kL/日（し尿170kL/日、浄化槽汚泥30kL/日）		
処理方式	前処理： 受入→沈砂除去→破碎→夾雑物除去→貯留		
	水処理： A系列：標準脱窒素処理方式 B系列：標準脱窒素処理方式 C系列：好気性消化・活性汚泥処理方式（休止中） D系列：好気性消化・活性汚泥処理方式（休止中）		
	高度処理： 凝集分離+オゾン酸化+砂ろ過（停止中）		
	汚泥処理： 濃縮+脱水+乾燥+焼却（焼却は令和2年3月3日まで）		
	臭気処理： 高濃度：燃焼脱臭（焼却炉停止時及び令和2年度以降は中濃度系列へ） 中・低濃度：水洗浄+薬液先浄+活性炭吸着 処理水槽臭気：水洗浄+活性炭吸着		
	稼働開始 昭和58年度（A・B系）		
し渣の処分方法	場外搬出（令和2年3月4日より焼却処分から変更）		
放流水質	項目	基準値	計画値
	pH (-)	5を超え9未満	5を超え9未満
	BOD (mg/L)	600未満	600未満
	SS (mg/L)	600未満	600未満
	T-N (mg/L)	240未満	240未満
	T-P (mg/L)	32未満	32未満
放流先	公共下水道放流（平成28年5月8までは飯盛川）		
希积水	地下水		
汚泥処分	令和2年3月3日まで焼却処理（一部場外処理）焼却灰は埋め立て処分 令和2年3月4日より場外搬出		

第2節 計画処理区域内人口・処理量の実績

（1）計画処理区域内人口の推移

生活排水処理人口の推移は、表4-2に示します。

本市の生活排水処理人口は横ばい傾向にあります。令和6年度は前年度から0.6%増加しています。生活排水未処理人口については、減少傾向にあり、令和6年度は前年度から7.6%減少しています。

生活排水処理率は、生活排水未処理人口の減少に伴い、増加傾向にあります。

表4-2 計画処理区域内人口の推移

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画処理区域内人口	人	100,373	99,719	99,565	99,546	99,404
生活排水処理人口	人	92,288	91,445	91,374	92,112	92,537
公共下水道人口	人	72,839	72,451	72,245	73,261	73,188
合併処理浄化槽人口	人	19,449	18,994	19,129	18,851	19,349
生活排水未処理人口	人	8,085	8,274	8,191	7,434	6,867
単独処理浄化槽人口	人	7,459	7,696	7,645	6,916	6,377
し尿収集(汲み取り)人口	人	626	578	546	518	490
生活排水処理率	%	91.9	91.7	91.8	92.5	93.1
公共下水道処理率	%	72.6	72.7	72.6	73.6	73.6
浄化槽処理率	%	19.4	19.0	19.2	18.9	19.5

※ 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画における人口は、各年度3月31日現在の実績とします。

（2）下水道事業認可面積及び処理区域面積

本市の下水道事業認可面積及び処理区域面積を表4-3に示します。

表4-3 下水道事業認可面積及び処理区域面積

項目	実績値(R7.3.31現在)
事業認可面積	1,115.4ha
処理区域面積	1,024.2ha(整備率91.8%)

(3) 収集及び運搬の現状

本市の収集及び運搬の現状を表4-4に示します。（令和6年度末現在）

表4-4 収集及び運搬の現状

項目	し尿	浄化槽汚泥
主体	許可（3社）	許可（8社）
手数料	各社設定	各社設定

(4) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移は、表4-5に示します。

本市の年間処理量は減少傾向にあります。生し尿量は減少傾向で推移しており、浄化槽汚泥量については、令和5年度まで減少傾向にありましたが、令和6年度に増加しています。

表4-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
年間処理量	kL/年	16,848	16,578	16,531	15,976	16,373
生し尿量	kL/年	1,236	1,223	1,099	1,022	963
浄化槽汚泥量	kL/年	15,612	15,355	15,432	14,954	15,410
1日当たりの収集・処理量	kL/日	46.2	45.4	45.3	43.7	44.9
生し尿排出原単位	kL/日	3.4	3.4	3.0	2.8	2.6
浄化槽汚泥排出原単位	kL/日	42.8	42.1	42.3	40.9	42.2
合併処理浄化槽 [※]	kL/日	30.9	29.9	30.2	29.9	31.8
単独処理浄化槽 [※]	kL/日	11.9	12.1	12.1	11.0	10.5
1人1日当たりの収集・処理量	L/人日	1.68	1.67	1.66	1.66	1.71
1人1日当たりの生し尿量	L/人日	5.41	5.80	5.51	5.39	5.38
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人日	1.59	1.58	1.58	1.59	1.64
1人1日当たりの合併処理浄化槽汚泥量	L/人日	1.12	1.11	1.11	1.12	1.15
1人1日当たりの単独処理浄化槽汚泥量	L/人日	0.47	0.47	0.47	0.47	0.49

※ 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽における汚泥排出原単位は、計画処理区域内人口における按分比で算出しています。

（5）合併処理浄化槽設置整備補助

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とし、平成2年度から合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付しています。令和元年度から、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換のみを補助対象とし、新設に対する補助金を廃止しました。過去5年間の合併処理浄化槽設置整備補助件数を表4-6に示します。

表4-6 合併処理浄化槽設置整備補助件数

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
5人槽	基	15	14	21	22	17
6・7人槽	基	27	16	6	14	9
8～10人槽	基	2	1	0	1	1
合計	基	44	31	27	37	27

第3節 生活排水処理等の課題

本市では、公共下水道の普及が進んでいる一方で、公共下水道の未整備地区では、し尿を一時的に貯留するし尿汲み取り便槽、し尿のみを処理する単独処理浄化槽又はし尿と台所やお風呂などの生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽が使用されています。

し尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽では生活雑排水は処理されず、未処理のまま公共用水域へ放流されるため河川等の水質の悪化を招きます。一方で合併処理浄化槽は適正に維持管理し使用することで、下水道とほぼ同等の処理能力を得られると言われていています。なお、浄化槽法第11条の規定に基づく、法定水質検査の受検率は、令和6年度末が21.9%で埼玉県の平均24.8%となっております。

こうした状況から、既存のし尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と、保守点検や清掃、水質検査など浄化槽機能を正常に発揮させるための適正な維持管理が重要課題となっております。

また、本市では、公共下水道区域及び予定処理区域を除く全域を「浄化槽処理促進区域」に指定し、合併処理浄化槽の普及を図っており、既存のし尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の設置費や、浄化槽法に基づく水質検査の手数料の一部補助を行っています。

今後も、合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理を啓発するとともに、浄化槽が常に良好な状態となるよう、清掃・保守点検・法定検査の3つの委託を1つの契約で総合的に管理する「浄化槽維持管理一括契約制度」の普及促進を図っていきます。

また、し尿や浄化槽から発生した汚泥等の処理は、坂戸地区衛生組合が担っていますが、施設の老朽化が進む中で、突発的な故障や事故の発生が懸念されることから、構成市町のし尿処理対象人口の動向を的確に把握し、施設の老朽化や搬入量等の変化に対応した整備を行うとともに、下水道など他施設との連携や広域化・共同化等の考えも含めた業務体制の効率化と安定した運営を図る必要があります。

なお、市内には「北坂戸水処理センター」と「石井水処理センター」の2つの終末処理場があり、標準活性汚泥法により日平均でそれぞれ16,154m³、29,057m³の処理を行っています。

第4節 生活排水の処理形態別人口推計

生活排水の処理形態別の将来人口は、第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンを計画処理区域内人口の採用値とし、これまでの各処理形態別人口の推移から、合併処理浄化槽の整備を推進し、合併処理浄化槽人口が増加することを見込んでいます。

(1) 生活排水処理人口の推計

生活排水処理人口の予測を、表4-7に示します。

表4-7 生活排水処理人口の推計

区分	単位	R6年度	R12年度	R17年度
計画処理区域内人口	人	99,404	95,497	92,305
生活排水処理人口	人	92,537	89,700	87,399
公共下水道人口	人	73,188	70,311	67,961
合併処理浄化槽人口	人	19,349	19,389	19,438
生活排水未処理人口	人	6,867	5,797	4,906
単独処理浄化槽人口	人	6,377	5,515	4,734
し尿収集(汲み取り)人口	人	490	282	172
生活排水処理率	%	93.1	93.9	94.7
公共下水道処理率	%	73.6	73.6	73.6
浄化槽処理率	%	19.5	20.3	21.1

(2) 生活排水処理量の推計

生活排水処理量の予測を、表4-8に示します。

表4-8 生活排水処理量の推計

区分	単位	R6年度	R12年度	R17年度
年間処理量	kL/年	16,373	15,111	14,505
生し尿量	kL/年	963	566	348
浄化槽汚泥量	kL/年	15,410	14,545	14,157
1日当たりの収集・処理量	kL/日	44.9	41.4	39.6
生し尿排出原単位	kL/日	2.6	1.6	1.0
浄化槽汚泥排出原単位	kL/日	42.2	39.9	38.7
合併処理浄化槽	kL/日	31.8	31.0	31.1
単独処理浄化槽	kL/日	10.5	8.8	7.6
1人1日当たりの収集・処理量	L/人日	1.71	1.68	1.68
1人1日当たりの生し尿量	L/人日	5.38	5.50	5.50
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人日	1.64	1.60	1.60
1人1日当たりの合併処理浄化槽汚泥量	L/人日	1.15	1.12	1.12
1人1日当たりの単独処理浄化槽汚泥量	L/人日	0.49	0.48	0.48

第5節 生活排水処理計画

1 基本理念

「清らかな水辺を守り、快適に暮らせるまち」

清流を守っていくため、生活排水処理施設の整備を進めていくことは、小河川をはじめとする公共用水域の水質汚濁の防止及び農業用水の確保につながり、住み良い生活環境が確保されることで、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していくこととなります。市内を流れる河川は、高麗川、越辺川及びこれらに流入する葛川、飯盛川、谷治川、大谷川の6河川があります。これらの河川は、農業用水として利用されていますが、下流の荒川においては朝霞浄水場で飲料水としても利用されています。

市では、市民の健康維持と生活環境の保全を図るため、水質検査を実施し、水質汚濁の状況把握に努めています。

2 基本方針

【生活排水処理計画の基本方針】

基本方針1 地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備方針の推進

基本方針2 合併処理浄化槽の計画的かつ持続的な普及促進

基本方針3 し尿処理施設の効率的な管理運営に向けた連携の促進

■ 基本方針 1：地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備方針の推進

- ・ 市街化区域は、公共下水道の計画的な整備を推進します。
- ・ 市街化調整区域は、地域の特性、住民の要望、経済性及び効率性等を勘案しながら、適切な整備を推進します。

■ 基本方針 2：合併処理浄化槽の計画的かつ持続的な普及促進

- ・ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため浄化槽処理促進区域を指定し、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・ 浄化槽の維持管理の適正化を図るため、浄化槽維持管理一括契約制度の活用促進、管理者への指導啓発を行います。
- ・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、更なる浄化槽の整備の促進と持続的な普及啓発に努めます。
- ・ 令和3年度に埼玉県から浄化槽管理者の指導等の権限移譲を受けたことから、市で浄化槽の管理不全を把握した場合は、直接指導し是正します。

■ 基本方針 3：し尿処理施設の効率的な管理運営に向けた連携の促進

- ・ 既存の坂戸地区衛生組合のし尿処理施設については建設後50年以上が経過し、経年劣化による施設の老朽化が進行していますが、突発的な機能停止等の事態に陥ることがないよう、適切な維持管理に努めます。なお、今後の施設の更新や他のし尿処理方策の検討等に関しては、国・県の方針等に基づき、坂戸地区衛生組合を構成する市町と協議を進めます。
- ・ 中・長期的な運営に関しては、構成市町と協議、研究を進めます。

関連する
SDGs



3 処理主体

本市における生活排水の処理主体を表4-9に示します。

表4-9 生活排水の処理主体

項目	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
単独処理浄化槽	し尿	個人等
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	坂戸地区衛生組合

4 処理目標

公共下水道や合併処理浄化槽によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）は、令和6年度の実績で93.1%となっています。

中間目標及び目標年度の生活排水処理率を表4-10に示します。

表4-10 中間目標及び目標年度の生活排水処理率

区分	単位	中間目標 R12年度	目標年度 R17年度
生活排水処理率	%	93.9	94.7

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

本市において排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合に搬入し、同組合のし尿処理施設で処理します。し尿処理施設は、標準脱窒素処理方式により、処理能力は200kL/日であり、令和6年度の構成市町からのし尿等の受入実績は36,145kLで、受入日数は244日、平均日量148kLでした。

今後本市においては、合併処理浄化槽設置整備補助の推進や公共下水道の整備により、現在のし尿汲み取り量は減少していくことが見込まれます。

中間目標及び目標年度のし尿汲み取り量混入率を表4-11に示します。

表4-11 し尿汲み取り量混入率

区分	単位	実績 R6年度	中間目標 R12年度	目標年度 R17年度
し尿汲み取り量混入率	%	5.9	3.7	2.4

(2) 収集運搬計画

収集運搬については、許可業者により収集運搬を行い、収集範囲、収集運搬の方法及び収集運搬機材等は、的確に指導等を行っていきます。

(3) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の量的、質的な変動に十分対応できる施設を整備し、適正な運営を図るものとします。

② 中間処理の方法及び量

- ・中間処理対象物：計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。
- ・処理方法：収集し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設へ搬入し、計画水質以下まで処理を行います。
- ・中間処理量：計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。
- ・中間処理設備：坂戸地区衛生組合が管理・運営するし尿処理施設とします。

(4) 最終処分計画

① 最終処分に関する目標

し尿処理施設から排出する廃棄物は、自然の代謝機能を利用し、最終的に無害化・安定化させます。

② 最終処分方法

最終処分は場外処分とし、汚泥については焼却及び堆肥化、し渣等については焼却を原則とし、関係機関との調整を図ります。

(5) 資源化有効利用計画

今後、施設から発生する脱水汚泥及び乾燥汚泥については、有効利用の手法を研究します。

6 市民に対する広報・啓発活動

生活環境及び公衆衛生の向上を図るために、市民に対する広報・啓発活動の重点目標を以下のとおり定めます。

【重点目標】

- 1 公共下水道普及による水洗化率の向上（公共下水道区域内）
- 2 し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の推進（浄化槽処理促進区域）
- 3 浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底、浄化槽維持管理一括契約制度の活用
の促進
- 4 家庭でできる生活排水対策の推進（台所洗剤等の使用量の調整等）

第5章 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCAサイクルにより継続的に評価、見直しを行います。計画の評価については、本計画に示した目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」における評価についても進捗状況を測るひとつの指標と捉え、活用するものとしします。

計画の評価については、概ね5年後に基本計画を見直すことから、当該基本計画策定時に5年間の施策の評価を行うこととします。この評価に基づき新たな目標値を設定し、追加の施策を講ずることを検討します。

PDCAの概念図を図5-1に示します。

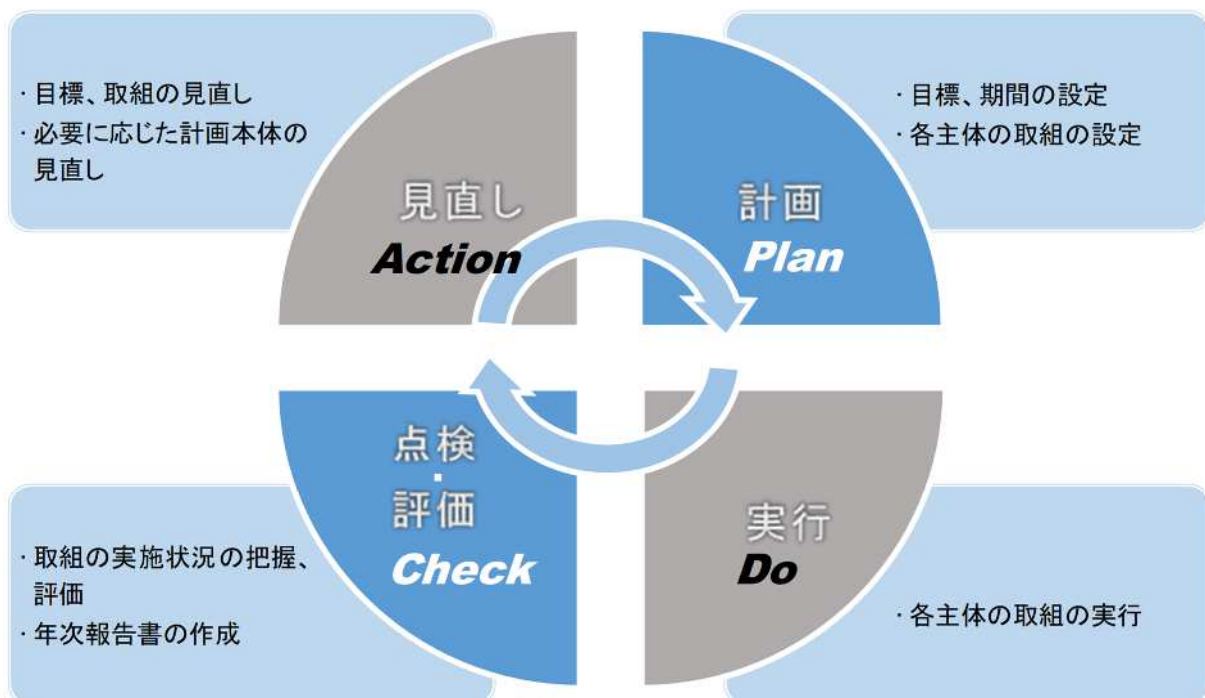


図5-1 PDCAの概念図

「使いキリ」

野菜を丸ごと使うなど、まだ食べられる食材を有効的に使って調理しましょう。また、余ったおかずをアレンジし、食材を使い切ることや、使い切れる分の食材を買うことを心がけましょう。

「食べキリ」

料理は必要な量だけ作るようにし、残さず、すべて食べきるようにしましょう。家族が食べる分量を把握し、作りすぎないようにしましょう。食べきれなかったときは、冷蔵・冷凍保存して早めに食べきりましょう。

食品ロスを減らすことは、燃やせるごみの減量にもつながります。P69のコラム「食品ロスの削減のためにできること」も併せて確認しましょう。

「水キリ」

生ごみの約80%は水分と言われています。生ごみの水分が多いまま家庭ごみ集積所に出してしまうと、ごみの重さが増えるだけでなく、臭いが発生し、動物がごみを荒らしてしまいます。生ごみを捨てる前に、水分を絞ると、臭いも軽減され、ごみの減量につながります。



水キリの方法

- ・ペットボトルの上部をロートのように切断し、水切りネットを飲み口から通してギュッと「ひとしぼり」
- ・三角コーナーの生ごみを押さえつけてギュッと「ひとしぼり」など

また、草も多く水分を含んでいます。草刈りをした後に袋の口を開けて乾燥させれば、日陰に1日置いただけで約20%、1週間で約50%の減量の効果があります。

水分が多い状態でごみを焼却すると、燃料を多く使い、二酸化炭素を大量に排出することになります。そのため、地球温暖化の一因となるだけでなく、ごみ処理に要する費用も高くなってしまいますので、「水キリ」に取り組んでいただくとともに、食材の「使いキリ」、「食べキリ」と合わせた「3キリ」でごみを減量しましょう。



NO-FOODLOSS PROJECT
食品ロス削減国民ロゴマーク「ろすのん」



坂戸市ごみ減量スローガン

資料編

資料1 地域概況

第1節 自然特性

1 位置と地勢

本市は、埼玉県ほぼ中央に位置し、地形はおおむね平坦であり、西部には秩父山系の先端が伸びて市の平野部の間に突出し、その先端は城山（海拔113.4メートル）となっています。

この丘陵を背にして清流として知られる高麗川が南西から東へ流れ、北部で越辺川と合流した後南下し、さらに市の東端で入間川に合流して荒川に流入しており、市内に残る緑地とともに良好な水辺空間は、豊かな自然環境として市民から高い評価を得ています。

市域は、東西が12.7キロメートル、南北が9.3キロメートル、面積が4,102ヘクタールに及んでおり、周囲は東が比企郡川島町、西が日高市・入間郡毛呂山町、南が川越市・鶴ヶ島市、北は東松山市・比企郡鳩山町と接しています。



出典) Google Earth

2 気候的特徴

本市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。

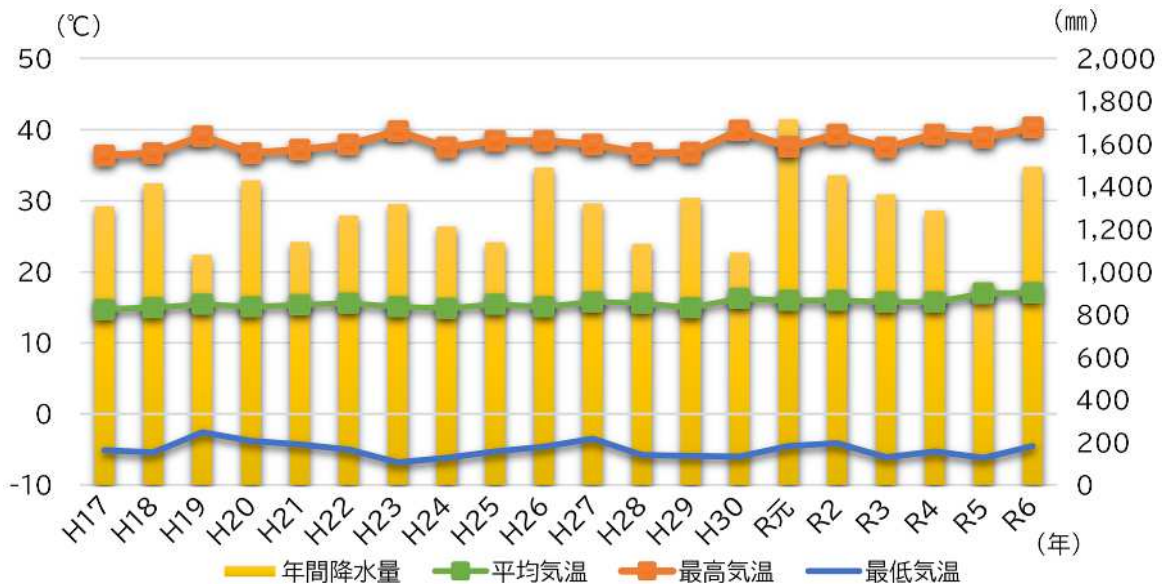
本市の年平均気温は、過去20年間で見ると、14.9～17.1℃の間で推移しています。平成25年以降の平均気温は15℃を上回り、令和6年には17.1℃と高い数値となりました。

年間降水量は、令和元年の1,715mm、令和5年の954mmを除き、1,000～1500mmの雨量で増減を繰り返しており、令和6年の年間降水量は1,493mmとなっています。

表資-1 年間気温と降水量の推移

項目	年	単位	R2	R3	R4	R5	R6
平均気温		℃	16.0	15.8	15.8	17.0	17.1
最高気温		℃	39.3	37.5	39.3	38.9	40.3
最低気温		℃	-4.1	-6.1	-5.3	-6.2	-4.5
年間降水量		mm	1,453	1,364	1,289	954	1,493

出典) 坂戸・鶴ヶ島消防組合 (各年1月～12月実績)



図資-1 年間気温と降水量の推移

第2節 社会的特性

1 人口と世帯数

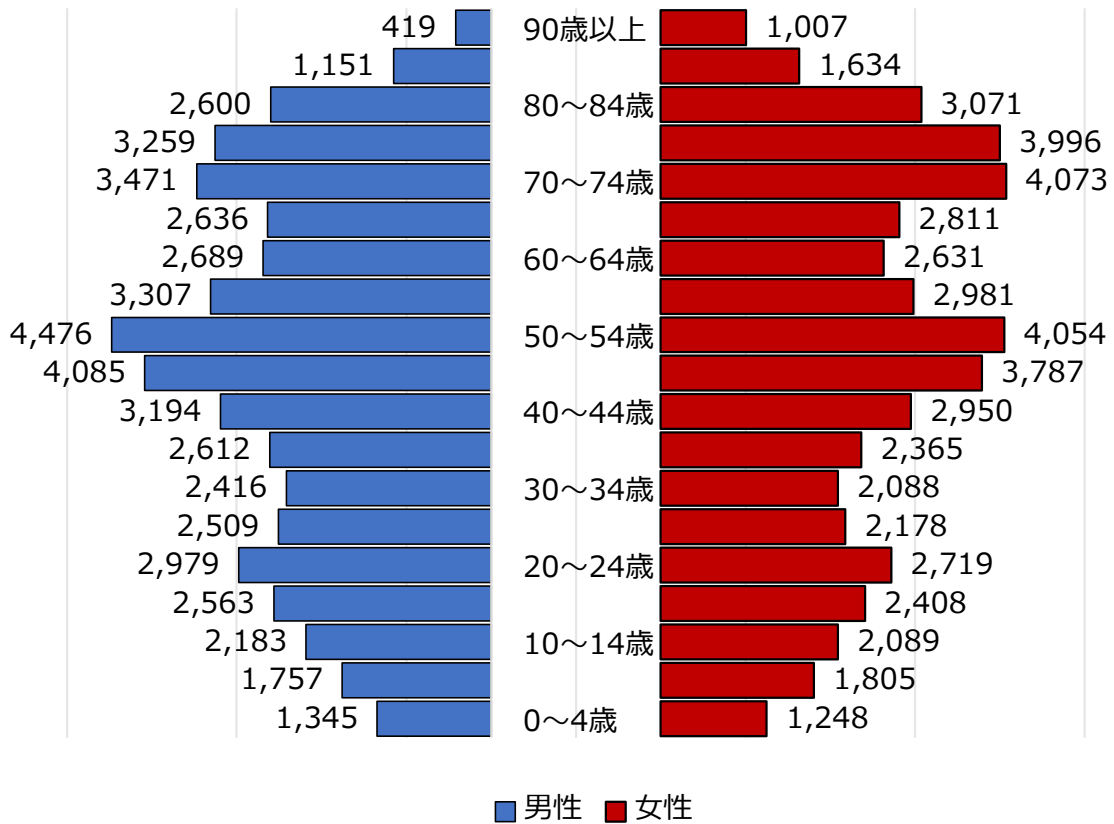
令和6年4月1日現在の坂戸市の人口は99,546人、世帯数は48,250世帯となっています。人口は平成29年をピークにゆるやかな減少傾向がみられます。世帯当たりの人数は、平成27年の2.32人から令和6年には2.06人へと減少しています。



(各年4月1日現在)



図資-2 人口・世帯数・世帯当たり人員の推移



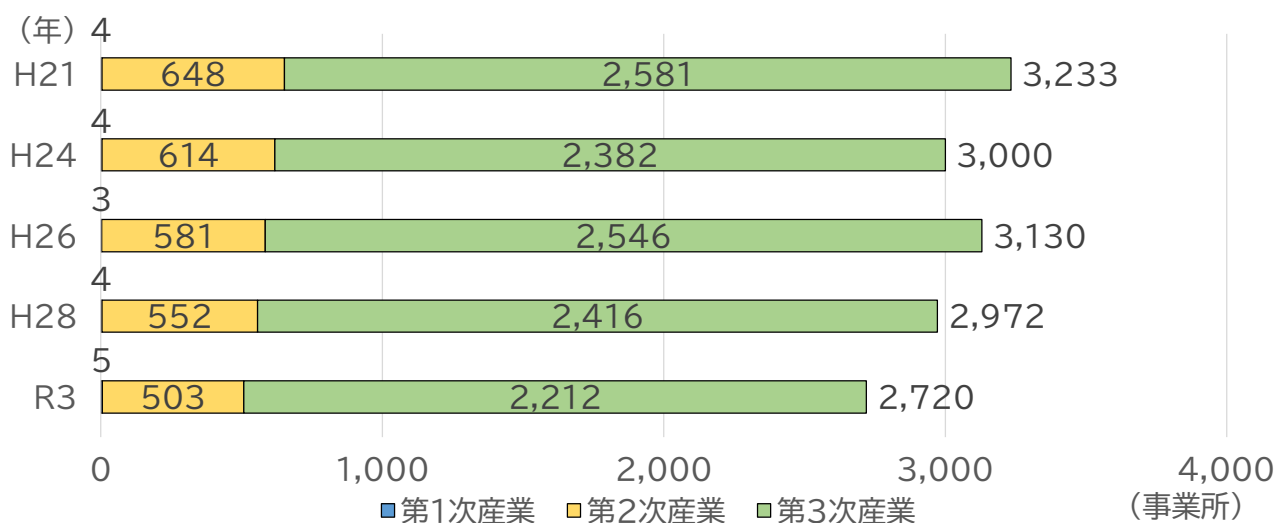
図資-3 坂戸市の人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）

2 産業構造

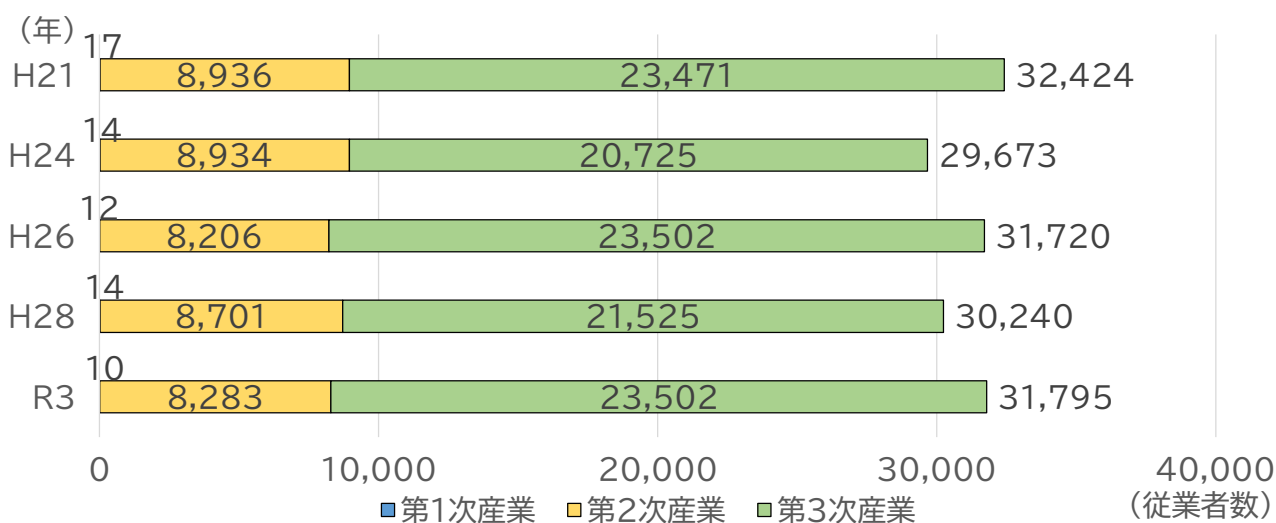
令和3年6月時点における坂戸市の事業所総数は、全産業で2,720事業所、従業者総数は、31,795人です。

産業別事業所数の比率は、第3次産業が81.3%、第2次産業が18.5%、第1次産業が0.2%、産業別従業者数の比率は、第3次産業が73.9%、第2次産業が26.1%、第1次産業が0.03%となっています。全産業のうち、最も事業所数が多いのは「卸売業、小売業」の573事業所、最も従業者数が多いのは「製造業」の6,696人となっています。

事業所数



従業者数



出典) 経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査
(H21,H26は基礎調査、H24,H28,R3は活動調査結果)

図資-4 産業別事業所数と従業者数

3 土地利用状況

坂戸市の地目別構成面積は、令和6年時点で、田が668.5ha（16.3%）、畑が621.9ha（15.1%）、宅地が1,097.3ha（26.8%）であり、これらが市域の約6割を占めています。

坂戸市の都市計画区域面積は、約4,102.0haであり、そのうち市街化区域が約1,115.9ha（27.2%）、市街化調整区域が約2,986.1ha（72.8%）となっています。市街化区域を用途地域別にみると、第一種低層住居専用地域が約210.3ha（5.1%）と最も多く、次いで、第一種住居地域が約211.2ha（5.1%）、第一種中高層住居専用地域が約166.7ha（4.1%）となっています。

表資-2 地目別構成面積の推移

年	R2		R3		R4		R5		R6	
	面積 (ha)	率 (%)	面積 (ha)	率 (%)	面積 (ha)	率 (%)	面積 (ha)	率 (%)	面積 (ha)	率 (%)
総面積	4,102.0	100	4,102.0	100	4,102.0	100	4,102.0	100	4,102.0	100
田	677.6	16.5	676.8	16.5	674.1	16.4	672.7	16.4	668.5	16.3
畑	635.6	15.5	632.9	15.4	631.7	15.4	626.3	15.3	621.9	15.2
宅地	1,072.9	26.2	1,076.4	26.2	1,087.5	26.5	1,094.1	26.7	1,097.3	26.8
池沼	3.8	0.1	3.8	0.1	3.6	0.1	3.3	0.1	3.2	0.1
山林	107.7	2.6	107.0	2.6	104.0	2.5	102.9	2.5	102.6	2.5
原野	67.3	1.6	66.8	1.6	62.0	1.5	56.5	1.4	54.8	1.3
雑種地	242.8	5.9	242.9	5.9	235.2	5.7	234.0	5.7	234.8	5.7
その他	1,294.3	31.6	1,295.4	31.6	1,304.0	31.8	1,312.1	32.0	1,319.0	32.2



資料：統計坂戸（令和6年度版）各年1月1日現在

図資-5 地目別構成面積の推移

資料2 本市のごみ処理の変遷

表資-3 ごみ処理の変遷

年月	処理・処分施設	収集・分別等
昭和38年	焼却施設(4t/8h)を建設	ごみ収集車1台で市内市街地の収集を開始(可燃物のみ週1回)
昭和40年	焼却炉を8t/8hに増設	—
昭和46年6月	焼却施設(40t/8h)を新設	—
昭和46年8月	—	分別区分を可燃物と不燃物とし、収集車4台で市内全域を収集
昭和47年4月	—	事業系ごみの手数料を30円/10kgとする。
昭和50年	—	ビン・ガラス類及び金物類の分別を開始し、分別区分を3区分とする。
昭和50年9月	焼却施設(60t/8h)を増設し処理能力100t/8hへ	—
昭和52年4月	—	事業系ごみの手数料を40円/10kgに改定
昭和54年	—	大型ごみ分別を開始し、分別区分を4区分とする。
昭和57年	粗大ごみ処理施設(40t/5h)を建設	—
昭和59年10月	—	廃乾電池の分別を開始し、分別区分を5区分とする。
昭和60年4月	—	家庭用生ごみ処理器補助金交付要綱を制定
昭和61年4月	—	資源集団回収事業報償金交付要綱を制定
昭和61年10月	廃プラスチック減容化施設(15t/5h)を建設	プラスチック類の分別を開始し、分別区分を6区分とする。
昭和62年3月	東清掃センター焼却施設(70t/16h)を建設	—
平成2年	—	一般廃棄物処理基本計画策定(第1次)
平成2年5月	—	新聞・雑誌・段ボールの古紙を資源として分別を開始する(直接搬入のみ)。

年月	処理・処分施設	収集・分別等
平成3年4月	—	蛍光灯類の分別を開始し、分別区分を7区分とする。
平成5年3月	サツキクリーンセンター(最終処分場)を建設(埋立容量205,082m ³)	—
平成6年5月	—	フロンガスの回収を開始
平成6年7月	西清掃センター焼却施設(80t/24h、灰溶融炉：9.6t/24h)を建設	—
平成9年4月	—	事業系ごみの手数料を100円/10kgに改定
平成10年4月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収事業取扱業者報償金交付要綱を制定 ・家庭用生ごみ処理器補助金交付要綱へ「電気式生ごみ処理機」を追加 ・ごみ袋の透明、半透明化を実施
平成12年3月	—	坂戸市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定(第2次)
平成12年4月	—	ペットボトルの分別を開始し、分別区分を8区分とする。
平成13年4月	—	家電リサイクル法の施行により、フロンガスの回収を終了
平成13年10月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、古布類の分別を開始し、分別区分を10種14分別とする。 ・粗大ごみの有料化による戸別収集を開始(粗大ごみ予約センター開設)
平成14年3月	東清掃センター焼却施設ダイオキシン対策整備工事が完了	—
平成14年4月	焼却灰の資源化を図るため、セメント材料として活用を開始し、同時に西清掃センターの灰溶融炉を休止	—
平成15年4月	—	事業系ごみの手数料を200円/10kgに改定
平成15年10月	—	ごみ減量スローガン「人・まち・スリム100」を決定し、市民へごみ減量をPRする。
平成15年10月	—	資源物の横取り防止を図るため条例改正

年月	処理・処分施設	収集・分別等
平成16年3月	清掃センター焼却炉(40t/8h)の撤去工事が完了	—
平成16年4月	廃プラスチック減容化施設を休止	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックの分別開始に併せ分別区分を大幅に変更。11種15分別とする。 ・坂戸市指定袋を導入
平成17年4月	東清掃センター焼却施設の1炉を休止	高齢者、身体障害者を対象としたふれあい収集事業を開始
平成18年1月	—	緑と花と清流基金を創設
平成18年3月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画策定(第3次)
平成18年4月	東清掃センター焼却施設の休止	—
平成18年6月	—	せん定枝チップ機貸出事業を開始
平成19年4月	—	冬物衣類を資源布として受け入れ拡大
平成19年6月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期坂戸市分別収集計画策定 ・坂戸市エコショップ認定制度を創設 ・レジ袋ゼロ運動の開始
平成20年4月	—	ごみ減量イメージキャラクター「さかぞう」を作成
平成20年5月	—	リサイクルガイドを作成
平成20年5月	—	サツキクリーンセンターの埋立処分終了日の変更に係る届出書を埼玉県に提出(令和14年5月まで延長)
平成20年7月	—	埼玉県清掃行政研究協議会と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結
平成20年8月	—	災害廃棄物処理計画を策定
平成20年10月	—	ごみ減量実践モデル地区指定事業開始
平成21年4月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物収集袋の外袋を廃乾電池・ライター収集袋として利用開始 ・清掃センター内の暫定的なストックヤード機能を東清掃センター内へ移転

年月	処理・処分施設	収集・分別等
平成22年4月	—	家庭ごみ・資源物収集カレンダーを地区別に作成配布(A-1.A-2.B-1.B-2)
平成22年6月	—	第6期坂戸市分別収集計画策定
平成22年10月	—	事業系ごみの手数料を230円/10kgに改定
平成23年3月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画(第3次計画・中間年次改訂版)策定
平成25年6月	—	第7期坂戸市分別収集計画策定
平成26年1月	—	使用済小型家電リサイクル事業開始 分別区分(12種16分別に変更)
平成27年3月	—	災害廃棄物処理計画改訂
平成28年3月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画策定(第4次)
平成28年6月	—	第8期坂戸市分別収集計画策定
平成29年3月	西清掃センター焼却施設 基幹的設備改良工事完了 小型蒸気発電機(最大出力 160kWh)設置	—
平成29年4月	—	収集・運搬業務の全面委託を開始 蛍光灯類の集積所への排出開始
平成31年3月	—	・坂戸市資源集団回収事業報償金交付要綱を廃止 ・坂戸市資源集団回収報償事業の終了
令和元年6月	—	第9期坂戸市分別収集計画策定
令和元年10月	—	事業系ごみの手数料を240円/10kgに改定
令和2年2月	—	埼玉県西部環境保全組合と「ごみ処理に関する相互協定」を締結
令和3年3月	清掃センター解体工事が完了	坂戸市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画・中間年次改訂版)策定

年月	処理・処分施設	収集・分別等
令和3年9月	—	(有)菅原産業、(有)城西紙業、(有)正和清掃社、笹沼商事(株)、誠光産業(有)、(株)坂戸公衛社と「災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書」を締結
令和3年10月	—	・坂戸ごみ分別アプリ導入 ・坂戸市総合建設業協同組合と「災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書」を締結
令和3年12月	—	リチウムイオン電池等の分別収集を開始
令和4年6月	—	第10期分別収集計画策定
令和4年10月	—	(株)マーケットエンタープライズと「不要品のリユース（再利用）に関する連携協定」を締結
令和5年4月	—	取扱困難物に関する条例改正
令和5年4月	—	・取扱困難物（タイヤ・バッテリー・消火器）の受入れを開始 ・リユース家具等の展示販売を開始 ・子育て世帯を支援リユース事業開始
令和6年4月	—	・発火性危険物の分別収集を開始 ・取扱困難物（家電4品目）の受入れを開始
令和6年10月	—	UR都市機構と締結した「まちづくりに関する連携協定」に基づき、東坂戸団地内のふれあいスペースでリユース家具販売を開始
令和7年4月	—	オリックス資源循環(株)と「処理不能事態における坂戸市の燃やせるごみ処分に関する協定」を締結
令和7年6月	—	第11期分別収集計画策定
令和7年10月	—	(株)ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結
令和7年10月	—	リネットジャパンリサイクル(株)及びSGムービング(株)と「連携と協力に関する協定」を締結
令和8年2月	—	大王製紙(株)、むさし野紙業(株)と「紙類のリサイクルに関する協定」を締結
令和8年3月	—	UR都市機構と締結した「まちづくりに関する連携協定」に基づき、東坂戸団地内のふれあいスペースで制服のリユース販売を開始
令和8年3月	—	坂戸市一般廃棄物処理基本計画策定(第5次)

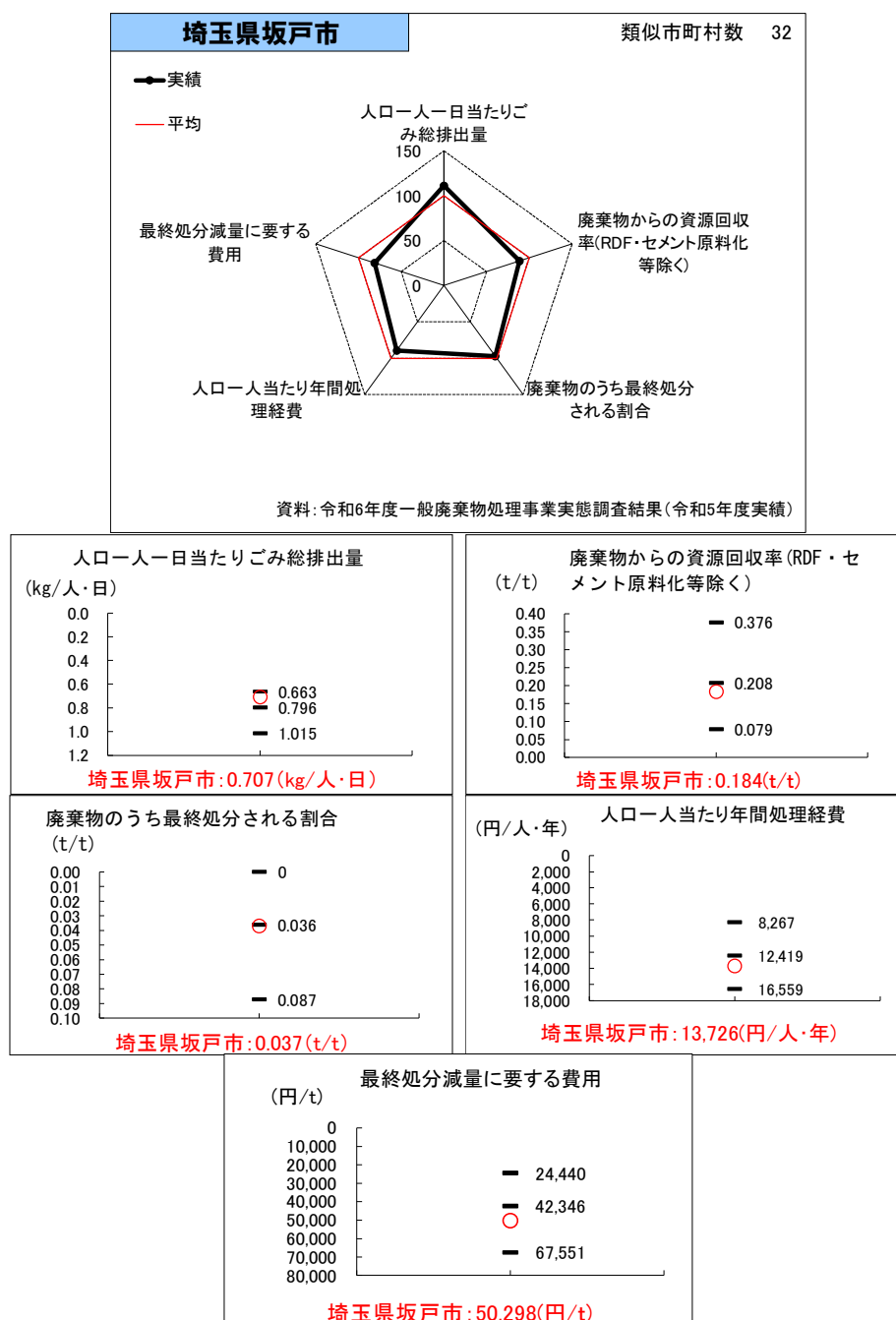
資料3 坂戸市の指数値

実績値における指数は、指数が平均より高いほど優れている項目、低いほどさらに向上に努める必要がある項目となっています。

本市における人口一人一日当たり総排出量は指数の平均より上回っていることから優れた項目であると評価されます。

一方で、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等を除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は指数の平均を下回っていることから、引き続き向上を目指していく必要がある項目と評価されます。

一般廃棄物処理システムの評価項目及び類似自治体との比較結果を図資-6に示します。



※指数値は、平均値と比較し大きい数値が優位な項目となります。
図資-6 指数値による比較(埼玉県内の32市で比較した場合)

比較対象の市町村は、埼玉県内で町の区分が都市とされる市町村としています。

比較対象の市町村を表資-4に示します。

表資-4 比較対象の市町村

No.	市町村名	人口	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
1	行田市	78,425	0.917	0.079	0.01	9,758	24,440
2	秩父市	58,474	0.982	0.176	0.025	10,850	26,821
3	飯能市	78,446	0.771	0.213	0	13,507	47,344
4	加須市	112,074	0.946	0.376	0.028	15,304	43,454
5	本庄市	77,361	1.012	0.112	0.033	12,357	33,495
6	東松山市	91,018	0.843	0.188	0.08	13,243	45,182
7	狭山市	148,982	0.748	0.271	0.006	12,381	40,767
8	羽生市	53,879	0.933	0.242	0.032	14,768	42,701
9	鴻巣市	117,658	0.776	0.162	0.002	11,860	40,388
10	深谷市	141,448	1.015	0.118	0.012	10,987	29,323
11	上尾市	230,164	0.716	0.164	0.084	13,664	52,967
12	蕨市	75,523	0.722	0.221	0.044	12,728	45,861
13	戸田市	142,114	0.844	0.192	0.046	10,236	31,924
14	入間市	144,945	0.781	0.238	0.061	13,031	44,297
15	朝霞市	144,871	0.69	0.302	0.028	9,335	36,657
16	志木市	76,454	0.703	0.289	0.036	12,144	45,046
17	和光市	84,864	0.706	0.236	0.04	12,405	48,772
18	新座市	165,876	0.723	0.251	0.038	11,352	41,093
19	桶川市	74,571	0.663	0.348	0.038	16,559	67,551
20	久喜市	150,824	0.77	0.253	0.015	14,928	52,778
21	北本市	65,462	0.769	0.169	0	12,538	44,370
22	八潮市	92,846	0.886	0.154	0.054	9,916	28,326
23	富士見市	113,165	0.679	0.25	0.038	12,192	47,322
24	三郷市	141,990	0.846	0.161	0.087	8,267	25,749
25	蓮田市	61,322	0.717	0.205	0.024	11,803	44,947
26	坂戸市	99,572	0.707	0.184	0.037	13,726	50,298
27	幸手市	49,168	0.78	0.191	0.084	16,297	60,807
28	鶴ヶ島市	70,106	0.731	0.162	0.057	9,656	34,415
29	日高市	54,456	0.82	0.151	0.003	15,965	50,402
30	吉川市	72,731	0.843	0.176	0.082	9,285	27,309
31	ふじみ野市	114,155	0.702	0.215	0.014	13,945	54,385
32	白岡市	52,658	0.738	0.202	0.024	12,418	45,887

資料4 将来予測と目標達成した場合の推計

表資-5-1 ごみ排出量の将来の予測（現状のまま推移した場合）

計画収集人口	単位	実績										予測									
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度				
現状のまま 推移した場合	人	100,487	100,110	99,926	99,572	99,821	98,373	97,798	97,223	96,648	96,072	95,497	94,859	94,220	93,582	92,944	92,305				
	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381	21,360	21,130	20,921	20,639	20,410	20,183	19,963	19,673	19,473	19,235	19,054				
	g/人日	648	627	613	586	587	595	592	588	585	582	579	575	572	570	567	564				
	t	23,752	22,914	22,375	21,372	21,381	21,360	21,130	20,921	20,639	20,410	20,183	19,963	19,673	19,473	19,235	19,054				
	g/人日	648	627	613	586	587	595	592	588	585	582	579	575	572	570	567	564				
	t	15,291	15,030	14,998	14,340	14,438	14,291	14,136	13,984	13,758	13,606	13,455	13,297	13,103	12,946	12,789	12,669				
	g/人日	417	411	411	393	396	398	396	393	390	388	386	383	381	379	377	375				
	t	1,942	1,909	1,905	1,821	1,834	1,815	1,795	1,776	1,747	1,728	1,709	1,689	1,664	1,644	1,624	1,609				
	g/人日	53	52	52	50	50	51	50	50	50	49	49	49	48	48	48	48				
	t	1,809	1,549	1,407	1,238	1,232	1,293	1,285	1,281	1,270	1,262	1,255	1,250	1,238	1,230	1,221	1,216				
	g/人日	49	42	39	34	34	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36				
	t	1,424	1,297	1,206	1,291	1,297	1,257	1,249	1,245	1,235	1,227	1,220	1,215	1,204	1,196	1,187	1,182				
	g/人日	39	35	33	35	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35				
	t	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20				
	g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	t	9	8	6	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
t	34	34	34	34	34	34	34	36	37	39	39	38	38	38	37	37					
g/人日	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1					
t	0.1	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3					
g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
t	2	7	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9					
g/人日	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3					
t	5,194	5,007	4,731	4,459	4,346	4,452	4,391	4,341	4,304	4,243	4,183	4,131	4,058	4,031	3,969	3,919					
g/人日	142	137	130	122	119	124	123	122	122	121	120	119	118	118	117	116					
t	1,471	1,445	1,408	1,335	1,311	1,334	1,315	1,300	1,289	1,271	1,253	1,237	1,216	1,207	1,189	1,174					
t	915	863	807	776	731	761	751	742	736	725	715	706	694	689	678	670					
t	343	349	347	345	355	345	340	336	333	329	324	320	314	312	307	303					
t	2,127	2,021	1,882	1,728	1,680	1,739	1,715	1,696	1,681	1,657	1,634	1,614	1,585	1,575	1,550	1,531					
t	338	329	287	275	269	274	270	267	264	261	257	254	249	248	244	241					
t	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
t	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	30					
g/人日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9					
t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381	21,360	21,130	20,921	20,639	20,410	20,183	19,963	19,673	19,473	19,235	19,054					
g/人日	648	627	613	586	587	595	592	588	585	582	579	575	572	570	567	564					
t	18,558	17,904	17,637	16,904	17,035	16,908	16,739	16,580	16,335	16,167	16,000	15,832	15,615	15,442	15,266	15,135					
g/人日	506	490	484	464	468	471	469	466	463	461	459	456	454	452	450	448					

表資-5-2 ごみ排出量の将来の予測（現状のまま推移した場合）

事業系ごみ	単位	実績															予測						
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度						
事業系ごみ	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429	4,362	4,335	4,322	4,285	4,259	4,217	4,177	4,149	4,121	4,104							
	t/日	12.7	12.7	12.3	12.0	12.1	12.0	11.9	11.8	11.7	11.7	11.5	11.4	11.4	11.3	11.2							
	g/人日	127	127	123	120	122	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121							
	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429	4,362	4,335	4,322	4,285	4,259	4,217	4,177	4,149	4,121	4,104							
	t/日	12.7	12.7	12.3	12.0	12.1	12.0	11.9	11.8	11.7	11.7	11.5	11.4	11.4	11.3	11.2							
	g/人日	127	127	123	120	122	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121							
	t	4,490	4,480	4,370	4,249	4,275	4,237	4,212	4,199	4,163	4,138	4,113	4,097	4,058	4,031	3,986							
	t/日	12.3	12.3	12.0	11.6	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3	11.3	11.3	11.2	11.1	11.0	10.9							
	g/人日	122	123	120	117	117	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118							
	t	19	14	13	15	22	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16							
t/日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
g/人日	0.5	0.4	0.4	0.4	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
t	45	53	53	42	42	36	36	36	35	35	35	34	34	34	34								
t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1								
g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
t	90	78	65	84	89	72	71	71	71	70	70	69	68	68	68								
t/日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2								
g/人日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
t	69	62	45	39	36	37	36	36	36	37	37	36	36	35	35								
t	9	6	7	8	10	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7								
t	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
t	9	8	11	35	40	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24								
総排出量	t	28,396	27,538	26,876	25,810	25,722	25,465	25,243	24,924	24,669	24,417	24,180	23,850	23,622	23,356	23,158							
g/人日	774	754	737	707	708	716	713	709	707	703	701	696	694	692	688								
計（資源を含まない）	t	23,112	22,453	22,080	21,219	21,375	21,132	20,935	20,762	20,478	20,285	19,911	19,654	19,454	19,251	19,104							
g/人日	630	614	605	582	587	589	586	583	581	578	577	574	571	570	567								
処理量	t	30,065	29,130	28,248	27,113	27,118	27,035	26,761	26,526	26,194	25,924	25,660	25,410	25,062	24,825	24,545							
清掃センター搬入量（焼却量）	t	21,484	21,132	20,773	19,984	20,090	19,908	19,713	19,536	19,263	19,071	18,881	18,694	18,443	18,250	18,050							
燃やせるごみ	t	19,781	19,510	19,368	18,589	18,714	18,528	18,348	18,183	17,921	17,744	17,568	17,394	17,161	16,977	16,792							
可燃残渣	t	1,703	1,622	1,405	1,395	1,376	1,380	1,365	1,353	1,342	1,327	1,313	1,300	1,282	1,273	1,258							
一人一日当たりのごみ焼却量	t	586	578	570	548	551	554	552	549	546	544	542	538	536	534	530							
東清掃センター搬入量 （粗大ごみ処理施設）	t	8,581	7,998	7,475	7,129	7,028	7,127	7,048	6,990	6,931	6,853	6,779	6,716	6,619	6,575	6,495							
資源化	t	5,284	5,085	4,796	4,543	4,435	4,524	4,462	4,412	4,375	4,313	4,253	4,200	4,127	4,099	4,037							
資源搬入量	t	1,828	1,563	1,420	1,253	1,254	1,310	1,301	1,297	1,286	1,278	1,271	1,266	1,254	1,246	1,237							
破砕	t	1,469	1,350	1,259	1,333	1,339	1,293	1,281	1,270	1,255	1,262	1,255	1,250	1,238	1,230	1,221							
燃やさないごみ	t	3,297	2,913	2,679	2,586	2,593	2,603	2,586	2,578	2,556	2,540	2,526	2,516	2,492	2,476	2,448							
粗大ごみ搬入量	t	3,224	2,985	2,979	3,238	3,287	3,179	3,146	3,118	3,079	3,047	3,017	2,987	2,946	2,919	2,886							
最終処分量（埋立量）	t	738	581	584	950	978	891	881	873	866	856	847	839	827	822	812							
直営	t	2,486	2,404	2,395	2,288	2,309	2,288	2,265	2,245	2,213	2,191	2,170	2,148	2,119	2,097	2,057							
委託	t	2.6%	2.1%	2.2%	3.7%	3.8%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%							
最終処分率	%	29.0%	28.9%	28.3%	26.3%	25.8%	25.5%	25.5%	25.5%	25.5%	25.5%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.3%							
資源化量	t	8,229	7,962	7,615	6,778	6,651	6,569	6,490	6,428	6,364	6,288	6,213	6,144	6,050	6,001	5,921							
／ごみ総排出量（集団回収含む）	%	29.0%	28.9%	28.3%	26.3%	25.8%	25.5%	25.5%	25.5%	25.5%	25.5%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.3%							

表資-6-1 ごみ排出量の将来の予測（ごみ減量の目標達成に必要な施策を実施した場合）

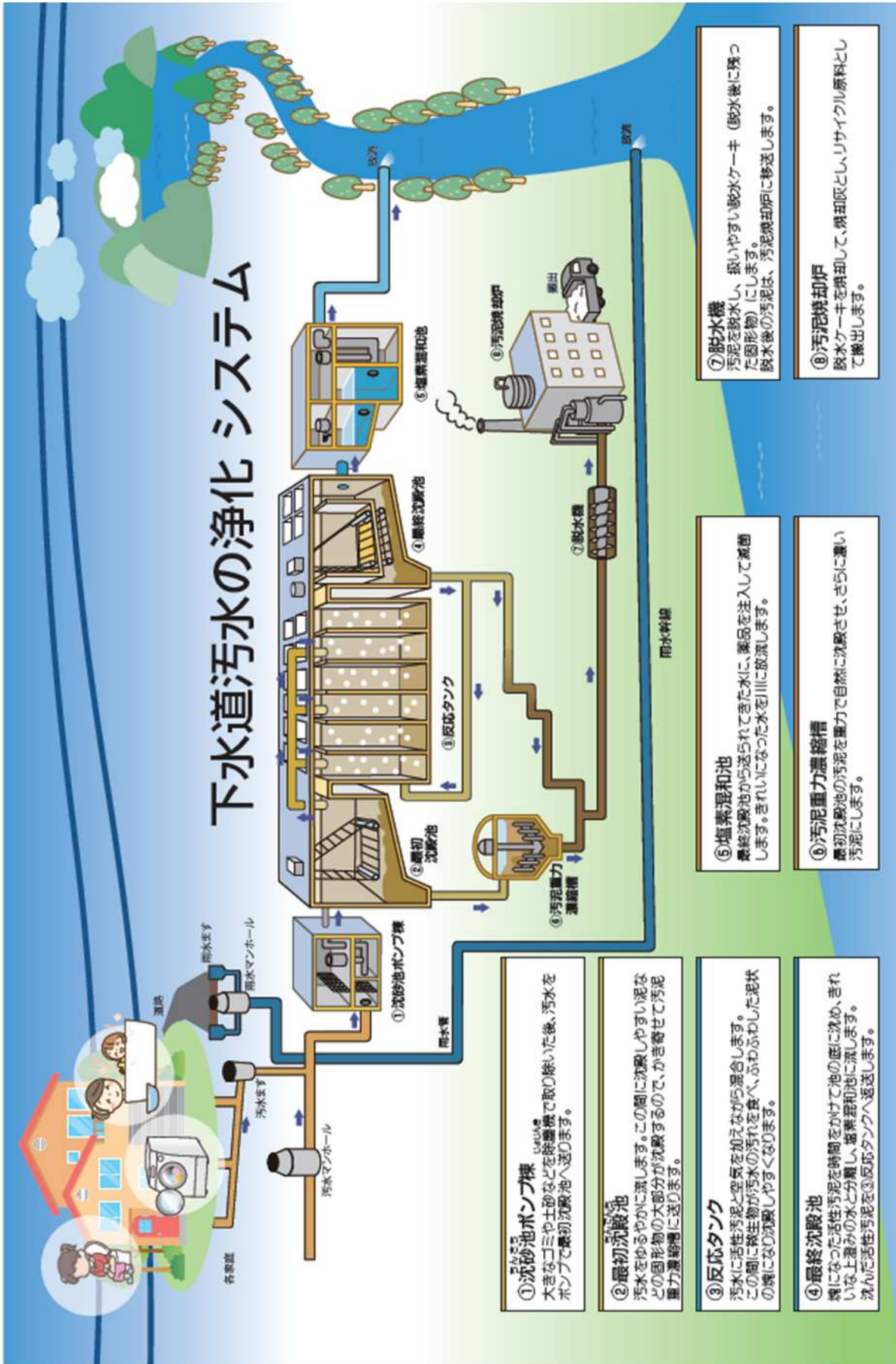
計画収集人口 減量目標 達成後の予測	単位	実績										予測						
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	
生活系ごみ（排出量）	人	100,487	100,110	99,926	99,572	99,821	98,373	97,798	97,223	96,648	96,072	95,497	94,859	94,220	93,582	92,944	92,305	
	t	23,752	22,913	22,375	21,373	21,381	21,292	20,991	20,591	20,235	19,934	19,635	19,353	19,002	18,741	18,446	18,204	
	g/人日	648	627	613	586	587	593	588	579	574	568	563	557	553	549	544	539	
収集ごみ	t	23,752	22,913	22,375	21,373	21,381	21,292	20,991	20,591	20,235	19,934	19,635	19,353	19,002	18,741	18,446	18,204	
燃やせるごみ	g/人日	648	627	613	586	587	593	588	579	574	568	563	557	553	549	544	539	
食品ロス量 （推計値）	t	15,291	15,030	14,998	14,340	14,438	14,219	13,993	13,589	13,236	12,957	12,680	12,415	12,147	11,918	11,695	11,511	
燃やさないごみ	g/人日	417	411	411	393	396	396	392	382	375	369	364	358	353	349	345	341	
粗大ごみ	t	1,942	1,909	1,905	1,821	1,834	1,743	1,652	1,584	1,499	1,424	1,350	1,274	1,198	1,125	1,053	985	
廃乾電池	g/人日	53	52	52	50	50	49	46	45	42	41	39	37	35	33	31	29	
	t	1,809	1,549	1,407	1,232	1,232	1,293	1,285	1,281	1,270	1,262	1,255	1,250	1,238	1,230	1,221	1,216	
蛍光灯類	g/人日	49	42	39	34	34	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
相大ごみ	t	1,424	1,297	1,206	1,291	1,297	1,257	1,249	1,245	1,235	1,227	1,220	1,215	1,204	1,196	1,187	1,182	
廃乾電池	g/人日	39	35	33	35	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
	t	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
蛍光灯類	g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
蛍火衛生廃物	t	9	8	6	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
小型充電式電池等	t	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
充電式小型家電等	t	2	2	7	9	9	34	34	37	39	39	38	38	38	38	37	37	
資源物	g/人日	5,194	5,007	4,731	4,459	4,346	4,452	4,391	4,402	4,419	4,413	4,406	4,399	4,340	4,324	4,271	4,223	
資源プラスチック	t	142	137	130	122	119	124	123	124	125	126	126	127	126	127	126	125	
資源カン・ビン	t	1,471	1,445	1,408	1,335	1,311	1,334	1,315	1,319	1,324	1,322	1,320	1,318	1,300	1,295	1,279	1,265	
資源ハットボトル	t	915	863	807	776	731	761	751	752	755	754	753	752	742	739	730	722	
資源紙	t	343	349	347	345	355	345	340	341	342	342	341	341	336	335	331	327	
資源布	t	2,127	2,021	1,882	1,728	1,680	1,739	1,715	1,719	1,726	1,724	1,721	1,718	1,695	1,689	1,668	1,650	
使用済小型家電	t	338	329	287	275	269	274	270	270	272	271	271	270	267	266	262	259	
取扱困難物	t	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	g/人日	23,752	22,913	22,375	21,373	21,381	21,292	20,991	20,591	20,235	19,934	19,635	19,353	19,002	18,741	18,446	18,204	
計	t	648	627	613	586	587	593	588	579	574	568	563	557	553	549	544	539	
計（資源を含まない）	t	18,558	17,904	17,637	16,904	17,035	16,840	16,600	16,189	15,816	15,521	15,229	14,954	14,662	14,417	14,175	13,981	
	g/人日	506	490	484	464	468	469	465	455	448	443	437	431	426	422	418	414	

表資-6-2 ごみ排出量の将来の予測（ごみ減量の目標達成に必要な施策を実施した場合）

減量目標 達成後の予測	単位	実績										予測									
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度				
事業系ごみ	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429	4,357	4,331	4,318	4,281	3,818	3,793	3,775	3,735	3,707	3,679	3,662				
	t/日	12.7	12.7	12.3	12.0	12.1	11.9	11.9	11.8	11.7	10.5	10.4	10.3	10.2	10.2	10.1	10.0				
	g/人日	127	127	123	120	121	121	121	121	121	109	109	109	109	109	108	108				
	排出量	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429	4,357	4,331	4,318	4,281	3,818	3,793	3,775	3,735	3,707	3,679	3,662			
		t/日	12.7	12.7	12.3	12.0	12.1	11.9	11.9	11.8	11.7	10.5	10.4	10.3	10.2	10.2	10.1	10.0			
		g/人日	127	127	123	120	121	121	121	121	121	109	109	109	109	109	108	108			
		t	4,490	4,480	4,370	4,249	4,275	4,237	4,212	4,199	4,163	3,701	3,676	3,660	3,621	3,594	3,566	3,549			
	燃やせるごみ	t/日	12.3	12.3	12.0	11.6	11.7	11.6	11.5	11.4	10.1	10.1	10.1	10.0	9.9	9.8	9.7	9.7			
		g/人日	122	123	120	117	117	118	118	118	118	106	105	105	105	105	105	105			
		t	19	14	13	15	22	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11			
t/日		0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
燃やさないごみ	g/人日	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	t	45	53	53	42	42	36	36	36	35	35	35	35	34	34	34	34				
	t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1				
	g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
粗大ごみ	t	90	78	65	84	89	72	71	71	71	70	69	69	69	68	68	68				
	t/日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2				
	g/人日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	t	69	62	45	39	36	45	44	44	44	44	44	43	43	42	42	42				
資源	t	9	6	7	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	t/日	3	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	g/人日	8	8	11	35	40	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24				
	t	28,396	27,537	26,876	25,762	25,810	25,649	25,322	24,909	24,516	23,752	23,428	23,128	22,737	22,448	22,125	21,866				
資源グループ回収量含む	g/人日	774	754	737	707	708	714	709	700	695	677	672	666	661	657	652	647				
	t	23,112	22,453	22,080	21,219	21,375	21,055	20,788	20,363	19,952	19,195	18,879	18,587	18,256	17,984	17,715	17,504				
	g/人日	630	614	605	582	587	586	582	572	566	547	542	535	531	527	522	518				
	資源化	30,065	29,130	28,248	27,113	27,118	26,954	26,609	26,196	25,801	25,033	24,706	24,402	23,996	23,701	23,365	23,095				
西清掃センター	t	21,484	21,132	20,773	19,984	20,090	19,832	19,565	19,149	18,759	18,014	17,708	17,423	17,100	16,838	16,573	16,361				
	燃やせるごみ	19,781	19,510	19,368	18,589	18,714	18,456	18,205	17,788	17,399	16,658	16,356	16,075	15,768	15,512	15,261	15,060				
	可燃残渣	1,703	1,622	1,405	1,395	1,376	1,376	1,360	1,361	1,360	1,356	1,352	1,348	1,332	1,326	1,312	1,301				
	一人一日当たりのごみ焼却量	586	578	570	548	551	552	548	538	532	514	508	502	497	493	489	484				
東清掃センター	t	8,581	7,998	7,475	7,129	7,028	7,122	7,044	7,047	7,042	7,019	6,998	6,979	6,896	6,863	6,792	6,734				
	資源化	5,284	5,085	4,796	4,543	4,434	4,524	4,462	4,473	4,490	4,483	4,476	4,468	4,409	4,392	4,339	4,291				
	燃やさないごみ	1,828	1,563	1,420	1,253	1,254	1,305	1,297	1,293	1,282	1,274	1,267	1,261	1,249	1,241	1,232	1,227				
	粗大ごみ搬入量	1,469	1,350	1,259	1,333	1,339	1,293	1,285	1,281	1,270	1,262	1,255	1,250	1,238	1,230	1,221	1,216				
最終処分量（埋立量）	t	3,297	2,913	2,679	2,586	2,593	2,598	2,582	2,574	2,552	2,536	2,522	2,511	2,487	2,471	2,453	2,443				
	埋立	3,224	2,985	2,979	3,287	3,287	2,926	2,886	2,825	2,767	2,657	2,612	2,570	2,523	2,484	2,445	2,414				
	埋立	738	581	584	950	978	595	587	574	563	540	531	523	513	505	497	491				
	委託	2,486	2,404	2,395	2,288	2,309	2,331	2,299	2,250	2,204	2,117	2,081	2,047	2,010	1,979	1,948	1,923				
資源化量	%	2.6%	2.1%	2.2%	3.7%	3.8%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%				
	最終処分率	8.229	7.962	7.615	6.778	6.651	6.642	6.555	6.515	6.482	6.387	6.363	6.319	6.818	6.768	6.680	6.606				
	ごみ総排出量（集回収含む）	29.0%	28.9%	28.3%	26.3%	25.8%	25.9%	25.9%	26.2%	26.4%	26.9%	29.7%	29.9%	30.0%	30.1%	30.2%	30.2%				
	資源化率	29.0%	28.9%	28.3%	26.3%	25.8%	25.9%	25.9%	26.2%	26.4%	26.9%	29.7%	29.9%	30.0%	30.1%	30.2%	30.2%				

表資-7 生活排水処理の将来の予測

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
計画処理区域内人口	人	100,373	99,719	99,565	99,546	99,404	98,373	97,798	97,223	96,648	96,072	95,497	94,859	94,220	93,582	92,944	92,305
生活排水処理人口	人	92,288	91,445	91,374	92,112	92,537	91,731	91,330	90,925	90,519	90,111	89,700	89,243	88,783	88,323	87,862	87,399
公共下水道人口	人	72,839	72,451	72,245	73,261	73,188	72,429	72,006	71,582	71,159	70,735	70,311	69,841	69,371	68,901	68,431	67,961
合併処理浄化槽人口	人	19,449	18,994	19,129	18,851	19,349	19,302	19,324	19,343	19,360	19,376	19,389	19,402	19,412	19,422	19,431	19,438
生活排水未処理人口	人	8,085	8,274	8,191	7,434	6,867	6,642	6,468	6,298	6,129	5,961	5,797	5,616	5,437	5,259	5,082	4,906
単独処理浄化槽人口	人	7,459	7,696	7,645	6,916	6,377	6,233	6,090	5,946	5,802	5,659	5,515	5,359	5,203	5,046	4,890	4,734
し尿収集(汲み取り)人口	人	626	578	546	518	490	409	378	352	327	302	282	257	234	213	192	172
生活排水処理率	%	91.9	91.7	91.8	92.5	93.1	93.2	93.4	93.5	93.7	93.8	93.9	94.1	94.2	94.4	94.5	94.7
公共下水道処理率	%	72.6	72.7	72.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6
浄化槽処理率	%	19.4	19.0	19.2	18.9	19.5	19.6	19.8	19.9	20.0	20.2	20.3	20.5	20.6	20.8	20.9	21.1
し尿・汚泥処理量	kL/年	16,848	16,578	16,531	15,976	16,373	15,735	15,600	15,518	15,352	15,228	15,111	15,017	14,845	14,717	14,589	14,505
生し尿量	kL/年	1,236	1,223	1,099	1,022	963	821	759	710	657	606	566	516	471	427	387	348
浄化槽汚泥量	kL/年	15,612	15,355	15,432	14,954	15,410	14,914	14,841	14,808	14,695	14,622	14,545	14,501	14,374	14,290	14,202	14,157
自家処理し尿量	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年間処理量	kL/年	16,848	16,578	16,531	15,976	16,373	15,735	15,600	15,518	15,352	15,228	15,111	15,017	14,845	14,717	14,589	14,505
生し尿量	kL/年	1,236	1,223	1,099	1,022	963	821	759	710	657	606	566	516	471	427	387	348
浄化槽汚泥量	kL/年	15,612	15,355	15,432	14,954	15,410	14,914	14,841	14,808	14,695	14,622	14,545	14,501	14,374	14,290	14,202	14,157
1日当たりの収集・処理量(し尿・浄化槽汚泥発生量)	kL/日	46.2	45.4	45.3	43.7	44.9	43.1	42.7	42.4	42.1	41.7	41.4	41.0	40.7	40.3	40.0	39.6
生し尿排出原単位	kL/日	3.4	3.4	3.0	2.8	2.6	2.3	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0
浄化槽汚泥排出原単位	kL/日	42.8	42.1	42.3	40.9	42.2	40.9	40.7	40.5	40.3	40.1	39.9	39.6	39.4	39.2	38.9	38.7
合併処理浄化槽	kL/日	30.9	29.9	30.2	29.9	31.8	30.9	30.9	31.0	31.0	31.0	31.0	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1
単独処理浄化槽	kL/日	11.9	12.1	12.1	11.0	10.5	10.0	9.7	9.5	9.3	9.1	8.8	8.6	8.3	8.1	7.8	7.6
1人1日当たりの収集・処理量	L/人日	1.68	1.67	1.66	1.66	1.71	1.66	1.66	1.65	1.65	1.65	1.64	1.64	1.64	1.63	1.63	1.63
1人1日当たりの生し尿量	L/人日	5.41	5.80	5.51	5.39	5.38	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人日	1.59	1.58	1.58	1.59	1.64	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60
1人1日当たりの合併処理浄化槽汚泥量	L/人日	1.12	1.11	1.11	1.12	1.15	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12
1人1日当たりの単独処理浄化槽汚泥量	L/人日	0.47	0.47	0.47	0.47	0.49	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48



出典) 広報さかど

図資-7 下水道処理の流れ

資料5 ごみ・生活排水に関するアンケート調査（市民）

市民意識調査アンケート実施概要

1 調査期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）

2 調査対象者

住民基本台帳に登載された18歳以上の方2,000人を無作為により抽出

3 調査票配布及び回答方法

郵送により対象者（2,000人）へ送付。同封した返信用封筒で回答を返送又はインターネットで回答。

4 回答結果

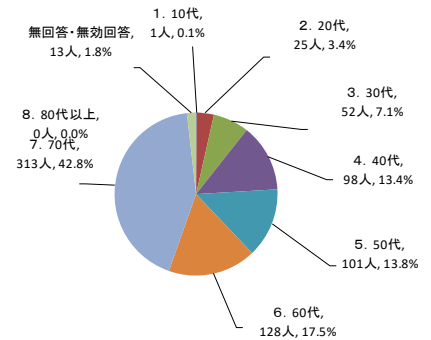
調査実施期間中のアンケート回答結果

配布数（件）	回答数（件）	回答率（%）
2,000	731 （うちインターネット 回答141）	36.6

市民意識調査アンケート結果

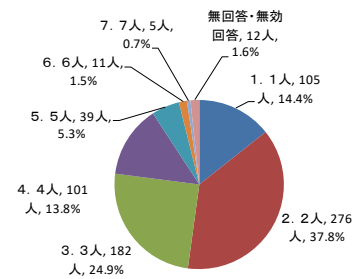
問1 あなたの年齢を教えてください。（○は一つ）

1. 10代	1人	0.1%
2. 20代	25人	3.4%
3. 30代	52人	7.1%
4. 40代	98人	13.4%
5. 50代	101人	13.8%
6. 60代	128人	17.5%
7. 70代	313人	42.8%
8. 80代以上	0人	0.0%
無回答・無効回答	13人	1.8%
計	731人	100.0%



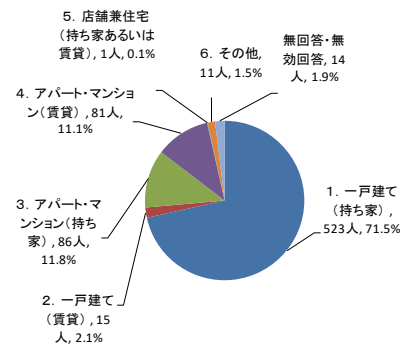
問2 あなたを含めた同居の家族は何人ですか。（○は一つ）

1. 1人	105人	14.4%
2. 2人	276人	37.8%
3. 3人	182人	24.9%
4. 4人	101人	13.8%
5. 5人	39人	5.3%
6. 6人	11人	1.5%
7. 7人	5人	0.7%
無回答・無効回答	12人	1.6%
計	731人	100.0%



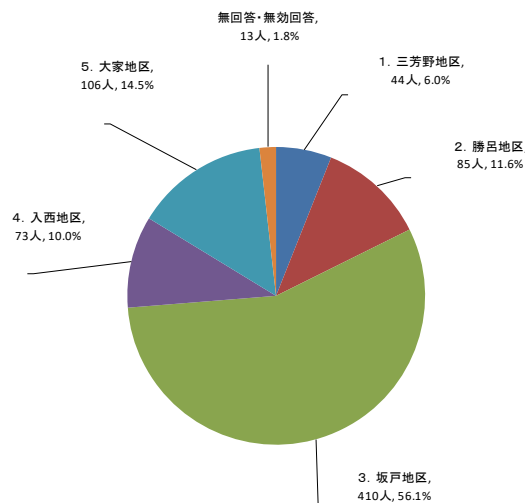
問3 お住まいの形態を教えてください。（○は一つ）

1. 一戸建て（持ち家）	523人	71.5%
2. 一戸建て（賃貸）	15人	2.1%
3. アパート・マンション（持ち家）	86人	11.8%
4. アパート・マンション（賃貸）	81人	11.1%
5. 店舗兼住宅（持ち家あるいは賃貸）	1人	0.1%
6. その他	11人	1.5%
無回答・無効回答	14人	1.9%
計	731人	100.0%



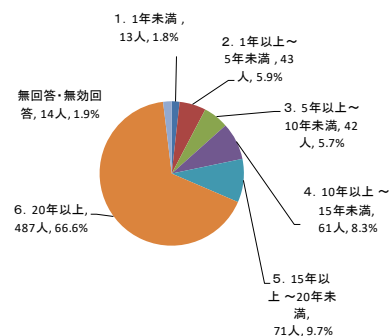
問4 お住まいの地区（町名）をご記入ください。

1. 三芳野地区	44人	6.0%	柳町	11人	1.5%
紺屋	9人	1.2%	山田町	8人	1.1%
中小坂	15人	2.1%	八幡	6人	0.8%
横沼	3人	0.4%	関間	53人	7.3%
小沼	3人	0.4%	千代田	48人	6.6%
東坂戸	13人	1.8%	浅羽	12人	1.6%
青木	1人	0.1%	浅羽野	7人	1.0%
2. 勝呂地区	85人	11.6%	上吉田	5人	0.7%
石井	51人	7.0%	片柳	11人	1.5%
島田	2人	0.3%	4. 入西地区	73人	10.0%
赤尾	6人	0.8%	新堀	5人	0.7%
塚越	21人	2.9%	堀込	8人	1.1%
戸宮	4人	0.5%	善能寺	9人	1.2%
栄	1人	0.1%	長岡	1人	0.1%
3. 坂戸地区	410人	56.1%	北浅羽	2人	0.3%
日の出町	12人	1.6%	金田	2人	0.3%
本町	21人	2.9%	沢木	2人	0.3%
仲町	14人	1.9%	東和田	2人	0.3%
元町	13人	1.8%	中里	2人	0.3%
花影町	24人	3.3%	北峰	3人	0.4%
三光町	15人	2.1%	北大塚	2人	0.3%
中富町	15人	2.1%	にっさい花みず木	35人	4.8%
泉町	17人	2.3%	5. 大家地区	106人	14.5%
緑町	7人	1.0%	森戸	13人	1.8%
南町	6人	0.8%	多和目	6人	0.8%
芦山町	10人	1.4%	四日市場	5人	0.7%
薬師町	11人	1.5%	厚川	5人	0.7%
溝端町	20人	2.7%	萱方	2人	0.3%
末広町	15人	2.1%	成願寺	3人	0.4%
伊豆の山町	30人	4.1%	西坂戸	36人	4.9%
鎌倉町	3人	0.4%	鶴舞	36人	4.9%
清水町	16人	2.2%	無回答・無効回答	13人	1.8%
			計	731人	100%



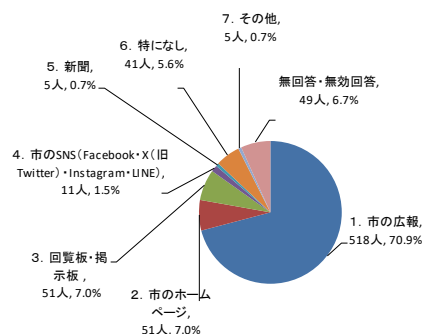
問5 今の場所にお住まいの年数をお答えください。（○は一つ）

1. 1年未満	13人	1.8%
2. 1年以上～5年未満	43人	5.9%
3. 5年以上～10年未満	42人	5.7%
4. 10年以上～15年未満	61人	8.3%
5. 15年以上～20年未満	71人	9.7%
6. 20年以上	487人	66.6%
無回答・無効回答	14人	1.9%
計	731人	100.0%



問6 市政全般の情報を得る情報源として最も活用しているものをお答えください。（○は一つ）

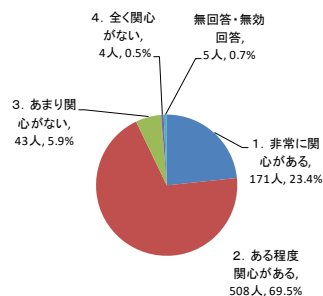
1. 市の広報	518人	70.9%
2. 市のホームページ	51人	7.0%
3. 回覧板・掲示板	51人	7.0%
4. 市のSNS (Facebook・X (旧Twitter)・Instagram・LINE)	11人	1.5%
5. 新聞	5人	0.7%
6. 特になし	41人	5.6%
7. その他	5人	0.7%
無回答・無効回答	49人	6.7%
計	731人	100.0%



情報源として活用している情報について、「市の広報」と回答した人が70%以上と最も多い結果となりました。

問7 あなたは、ごみの減量及び資源化について関心がありますか。（○は一つ）

1. 非常に関心がある	171人	23.4%
2. ある程度関心がある	508人	69.5%
3. あまり関心がない	43人	5.9%
4. 全く関心がない	4人	0.5%
無回答・無効回答	5人	0.7%
計	731人	100.0%



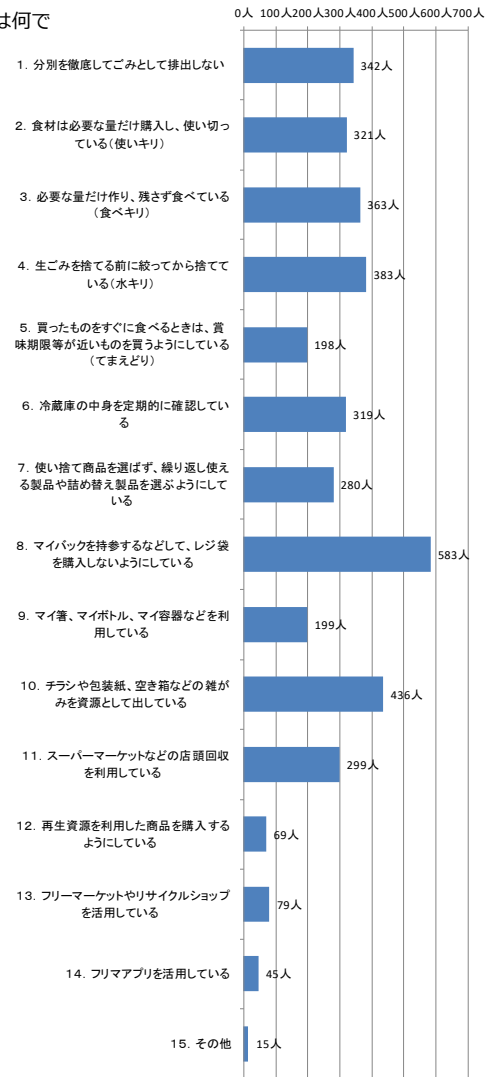
ごみ減量化及び資源化への関心度について、ある程度関心があると回答した人が最も多く、続いて非常に関心があると回答した人が多い結果となりました。関心があると回答した人は合わせて90%以上を占める結果となりました。

問8 【問7で「1 非常に関心がある」又は「2 ある程度関心がある」と答えた方にお聞きします。】

あなたがごみを排出する際、減量化及び資源化のために取り組んでいることは何ですか。（複数選択可）

1. 分別を徹底してごみとして排出しない	342人	50.4%
2. 食材は必要な量だけ購入し、使い切っている（使いキリ）	321人	47.3%
3. 必要な量だけ作り、残さず食べている（食べキリ）	363人	53.5%
4. 生ごみを捨てる前に絞ってから捨てている（水キリ）	383人	56.4%
5. 買ったものをすぐに食べるときは、賞味期限等が近いものを買うようにしている（てまえどり）	198人	29.2%
6. 冷蔵庫の中身を定期的に確認している	319人	47.0%
7. 使い捨て商品を選ばず、繰り返し使える製品や詰め替え製品を選ぶようにしている	280人	41.2%
8. マイバックを持参するなどして、レジ袋を購入しないようにしている	583人	85.9%
9. マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用している	199人	29.3%
10. チラシや包装紙、空き箱などの雑がみを資源として出している	436人	64.2%
11. スーパーマーケットなどの店頭回収を利用している	299人	44.0%
12. 再生資源を利用した商品を購入するようにしている	69人	10.2%
13. フリーマーケットやリサイクルショップを活用している	79人	11.6%
14. フリマアプリを活用している	45人	6.6%
15. その他	15人	2.2%
計	679人	

減量化及び資源化のために取り組んでいることについて、最も多く回答があったのは「マイバックを持参するなどして、レジ袋を購入しないようにしている」で、80%以上となりました。

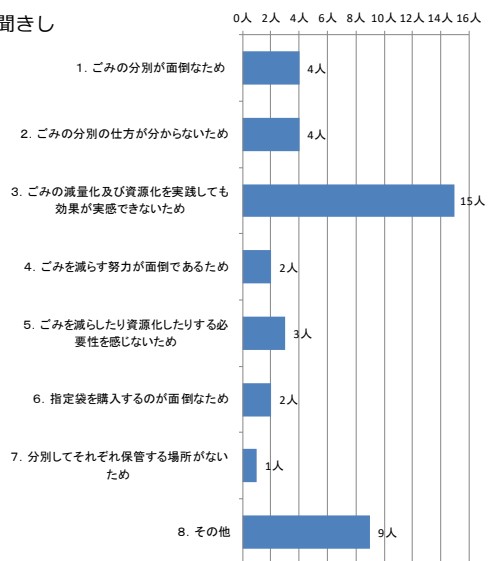


問9 【問7で「3 あまり関心がない」又は「4 全く関心がない」と答えた方にお聞きします。】

ごみの減量化及び資源化に消極的な理由は何ですか。（複数選択可）

1. ごみの分別が面倒なため	4人	8.5%
2. ごみの分別の仕方が分からないため	4人	8.5%
3. ごみの減量化及び資源化を実践しても効果が実感できないため	15人	31.9%
4. ごみを減らす努力が面倒であるため	2人	4.3%
5. ごみを減らしたり資源化したりする必要性を感じないため	3人	6.4%
6. 指定袋を購入するのが面倒なため	2人	4.3%
7. 分別してそれぞれ保管する場所がないため	1人	2.1%
8. その他	9人	19.1%
計	47人	

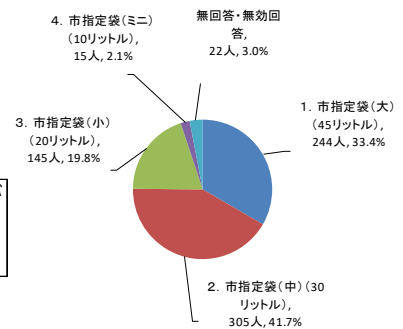
減量化・資源化の取組に消極的な理由について、最も多く回答があったのは「ごみの減量化及び資源化を実践しても効果が実感できないため」で、30%となりました。



問10-ア 燃やせるごみは、1回の収集にどの位の量を出していますか。
よく使う袋をお答えください。（○は一つ）

1. 市指定袋（大）（45リットル）	244人	33.4%
2. 市指定袋（中）（30リットル）	305人	41.7%
3. 市指定袋（小）（20リットル）	145人	19.8%
4. 市指定袋（ミニ）（10リットル）	15人	2.1%
無回答・無効回答	22人	3.0%
計	731人	100.0%

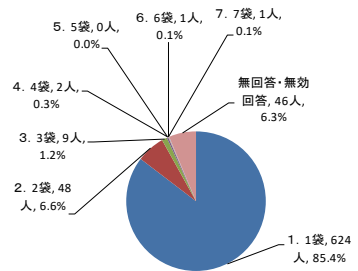
よく使用する袋について、「市指定袋（中）（30リットル）」と回答した人が40%以上と最も多く、続いて「市指定袋（大）（45リットル）」という結果となりました。



問10-イ 燃やせるごみは、1回の収集にどの位の量を出していますか。
ごみ出しの際の平均した袋の数をご記入ください。

1. 1袋	624人	85.4%
2. 2袋	48人	6.6%
3. 3袋	9人	1.2%
4. 4袋	2人	0.3%
5. 5袋	0人	0.0%
6. 6袋	1人	0.1%
7. 7袋	1人	0.1%
無回答・無効回答	46人	6.3%
計	731人	100.0%

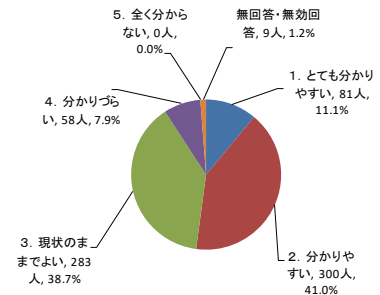
排出する際の袋数について、「1袋」と回答した人が80%以上と最も多い結果となりました。



問11 あなたは、ごみと資源物の分別や収集方法等について、どのように思っていますか。（それぞれに○は一つ）

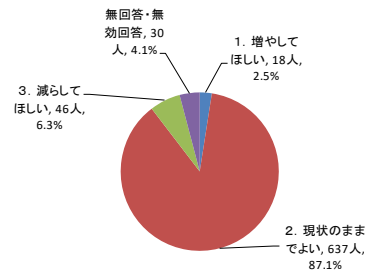
分別方法

1. とても分かりやすい	81人	11.1%
2. 分かりやすい	300人	41.0%
3. 現状のままでよい	283人	38.7%
4. 分かりづらい	58人	7.9%
5. 全く分からない	0人	0.0%
無回答・無効回答	9人	1.2%
計	731人	100.0%



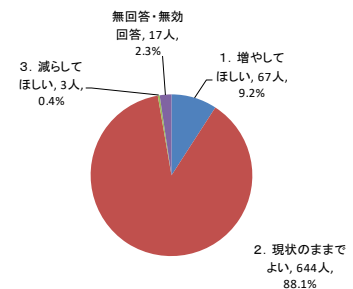
分別品目

1. 増やしてほしい	18人	2.5%
2. 現状のままでよい	637人	87.1%
3. 減らしてほしい	46人	6.3%
無回答・無効回答	30人	4.1%
計	731人	100.0%



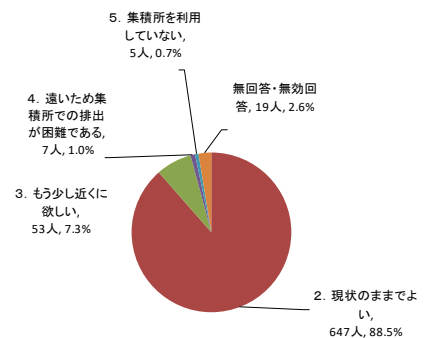
収集回数

1. 増やしてほしい	67人	9.2%
2. 現状のままでよい	644人	88.1%
3. 減らしてほしい	3人	0.4%
無回答・無効回答	17人	2.3%
計	731人	100.0%



集積所までの距離

1. もう少し離れていてもかまわない	0人	0.0%
2. 現状のままでよい	647人	88.5%
3. もう少し近くに欲しい	53人	7.3%
4. 遠いため集積所での排出が困難である	7人	1.0%
5. 集積所を利用していない	5人	0.7%
無回答・無効回答	19人	2.6%
計	731人	100.0%



分別や収集方法等について、分別方法では「分かりやすい」と回答した人が40%以上と最も多い結果となりました。

分別品目では、「現状のままでよい」と回答した人が80%以上と最も多い結果となりました。

収集回数では、「現状のままでよい」と回答した人が80%以上と最も多い結果となりました。

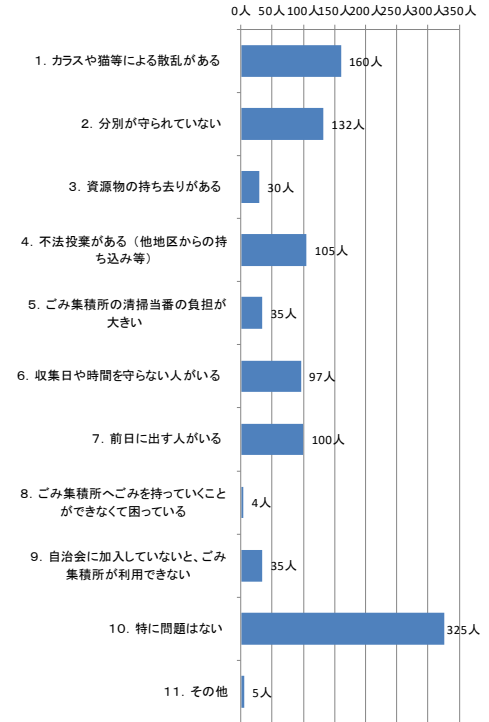
集積所までの距離では、「現状のままでよい」と回答した人が80%以上と最も多い結果となりました。

問12 利用されているごみ集積所について、どのような問題がありますか。（複数選択可）

※有効回答数：731人

1. カラスや猫等による散乱がある	160人	21.9%
2. 分別が守られていない	132人	18.1%
3. 資源物の持ち去りがある	30人	4.1%
4. 不法投棄がある（他地区からの持ち込み等）	105人	14.4%
5. ごみ集積所の清掃当番の負担が大きい	35人	4.8%
6. 収集日や時間を守らない人がいる	97人	13.3%
7. 前日出す人がいる	100人	13.7%
8. ごみ集積所へごみを持っていくことができなくて困っている	4人	0.5%
9. 自治会に加入していないと、ごみ集積所が利用できない	35人	4.8%
10. 特に問題はない	325人	44.5%
11. その他	5人	0.7%
計	1,028人	

集積所での問題について、「特に問題はない」と回答した人が40%以上と最も多く、続いて「カラスや猫等による散乱がある」と回答した人が20%以上という結果となりました。

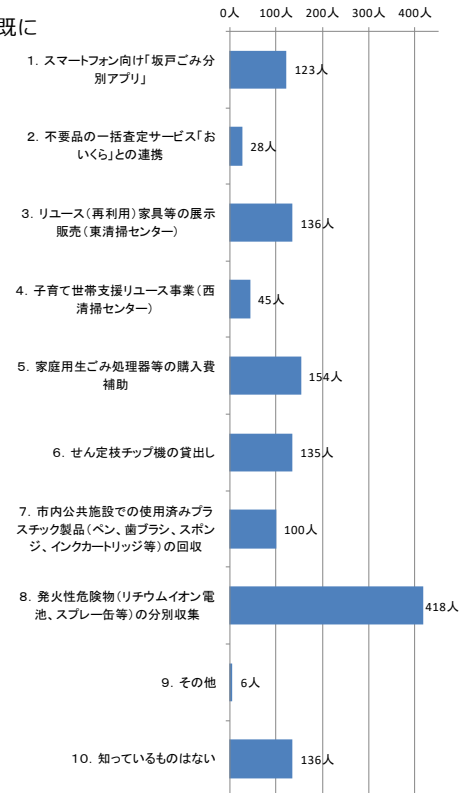


問13 坂戸市では、ごみの減量、資源化等に関する次の事業を実施しています。既に使ったことがある、またはご存じのものはありますか。（複数選択可）

※有効回答数：731人

1. スマートフォン向け「坂戸ごみ分別アプリ」	123人	16.8%
2. 不要品の一括査定サービス「おいくら」との連携	28人	3.8%
3. リユース（再利用）家具等の展示販売（東清掃センター）	136人	18.6%
4. 子育て世帯支援リユース事業（西清掃センター）	45人	6.2%
5. 家庭用生ごみ処理器等の購入費補助	154人	21.1%
6. せん定枝チップ機の貸出し	135人	18.5%
7. 市内公共施設での使用済みプラスチック製品（ペン、歯ブラシ、スポンジ、インクカートリッジ等）の回収	100人	13.7%
8. 発火性危険物（リチウムイオン電池、スプレー缶等）の分別収集	418人	57.2%
9. その他	6人	0.8%
10. 知っているものはない	136人	18.6%
計	1,281人	

坂戸市のごみ減量事業について、「発火性危険物（リチウムイオン電池、スプレー缶等）の分別収集」と回答した人が50%以上と最も多く、続いて「家庭用生ごみ処理器等の購入費補助」と回答した人が20%以上という結果となりました。

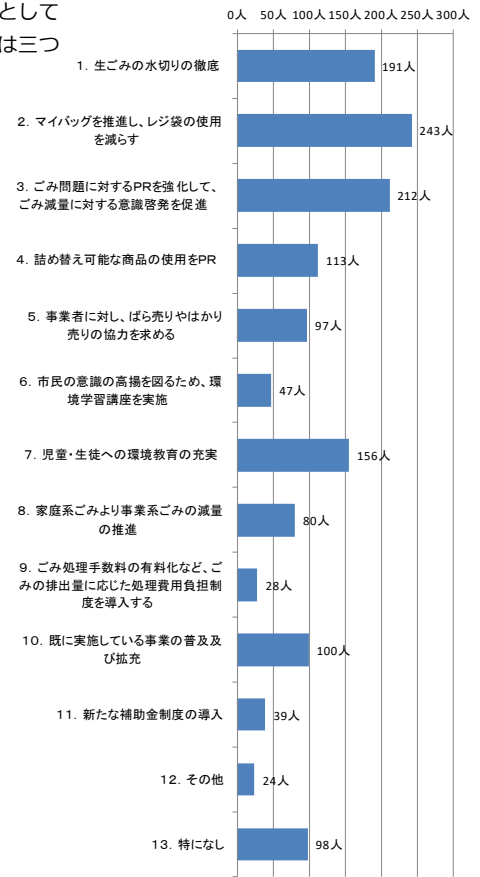


問14-ア 今後、ごみの発生抑制や減量化及び資源化を推進するために坂戸市の取組として必要だと思うことは何ですか。ごみの発生抑制や減量化に関する取組（○は三つまで）

※有効回答数：731人

1. 生ごみの水切りの徹底	191人	26.1%
2. マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす	243人	33.2%
3. ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進	212人	29.0%
4. 詰め替え可能な商品の使用をPR	113人	15.5%
5. 事業者に対し、ばら売りやはかり売りの協力を求める	97人	13.3%
6. 市民の意識の高揚を図るため、環境学習講座を実施	47人	6.4%
7. 児童・生徒への環境教育の充実	156人	21.3%
8. 家庭系ごみより事業系ごみの減量の推進	80人	10.9%
9. ごみ処理手数料の有料化など、ごみの排出量に応じた処理費用負担制度を導入する	28人	3.8%
10. 既に実施している事業の普及及び拡充	100人	13.7%
11. 新たな補助金制度の導入	39人	5.3%
12. その他	24人	3.3%
13. 特になし	98人	13.4%
計	1,428人	

ごみの減量や発生抑制で坂戸市の取組として必要だと思う事について、「マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす」と回答した人が30%以上と最も多く、続いて「ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進」と回答した人が20%以上という結果となりました。

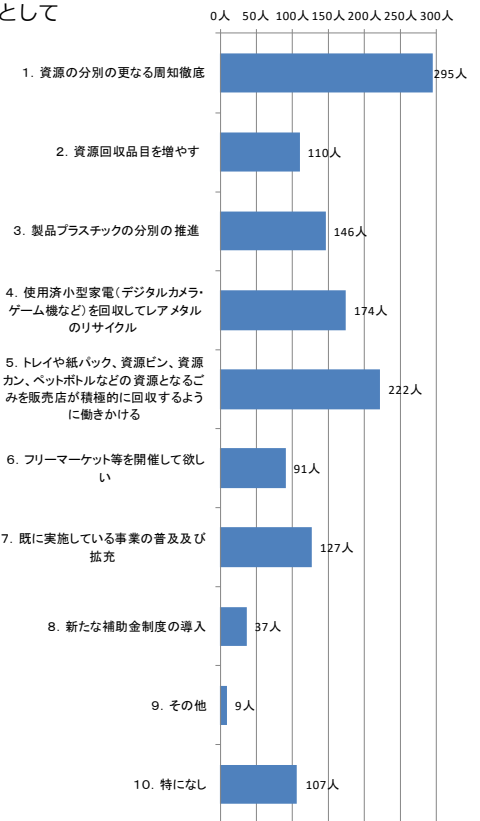


問14-イ 今後、ごみの発生抑制や減量化及び資源化を推進するために坂戸市の取組として必要だと思うことは何ですか。資源化に関する取組（○は三つまで）

※有効回答数：731人

1. 資源の分別の更なる周知徹底	295人	40.4%
2. 資源回収品目を増やす	110人	15.0%
3. 製品プラスチックの分別の推進	146人	20.0%
4. 使用済小型家電（デジタルカメラ・ゲーム機など）を回収してレア金属のリサイクル	174人	23.8%
5. トレイや紙パック、資源ビン、資源カン、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける	222人	30.4%
6. フリーマーケット等を開催して欲しい	91人	12.4%
7. 既に実施している事業の普及及び拡充	127人	17.4%
8. 新たな補助金制度の導入	37人	5.1%
9. その他	9人	1.2%
10. 特になし	107人	14.6%
計	1,318人	

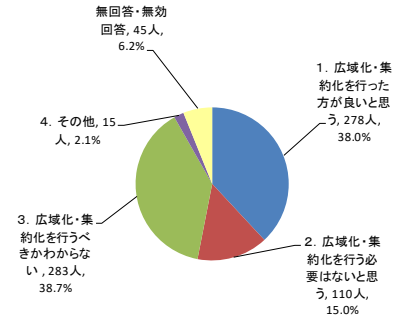
資源化で坂戸市の取組として必要だと思う事について、「資源の分別の更なる周知徹底」と回答した人が40%以上と最も多く、続いて「トレイや紙パック、資源ビン、資源カン、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける」と回答した人が30%以上という結果となりました。



資料5 ごみ・生活排水に関するアンケート調査（市民）

問15 今後、施設の老朽化に伴い、新たな処理施設を検討することとなった場合、近隣市町とごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化も含めた検討を行うことについて、あなたはどのように考えますか。（○は一つ）

1. 広域化・集約化を行った方が良いと思う	278人	38.0%
2. 広域化・集約化を行う必要はないと思う	110人	15.0%
3. 広域化・集約化を行うべきかわからない	283人	38.7%
4. その他	15人	2.1%
無回答・無効回答	45人	6.2%
計	731人	100.0%

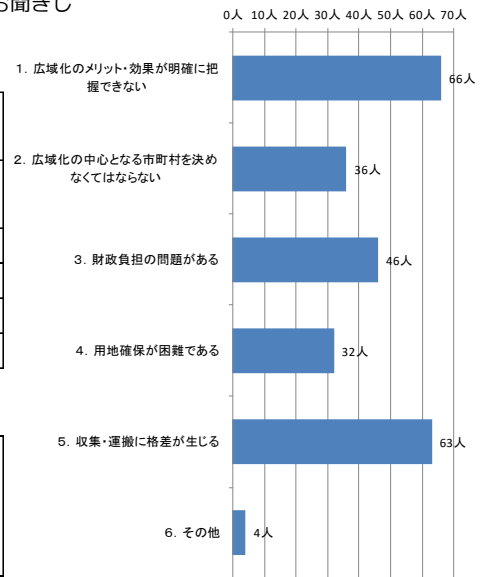


ごみ処理広域化・集約化の検討について、「広域化・集約化を行うべきかわからない」と回答した人が30%以上と最も多く、続く「広域化・集約化を行った方が良いと思う」と回答した人についても30%以上という結果となりました。

問16 【問15で「2 広域化・集約化を行う必要はないと思う」と答えた方にお聞きします。】主な理由は何ですか。（○は三つまで）

※有効回答数：110人

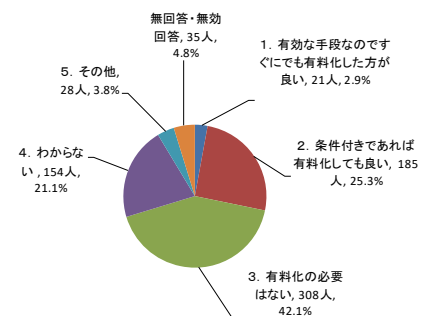
1. 広域化のメリット・効果が明確に把握できない	66人	60.0%
2. 広域化の中心となる市町村を決めなくてはならない	36人	32.7%
3. 財政負担の問題がある	46人	41.8%
4. 用地確保が困難である	32人	29.1%
5. 収集・運搬に格差が生じる	63人	57.3%
6. その他	4人	3.6%
計	247人	



広域化・集約化を行う必要のない理由について、最も多い回答は「広域化のメリット・効果が明確に把握できない」と回答した人が60%と最も多く、続いて「収集・運搬に格差が生じる」と回答した人が50%以上という結果となりました。

問17 国は、「家庭ごみの有料化」が、ごみの排出抑制、再資源化、費用負担の公平化などに効果があるとしていますが、この制度についてどう思いますか。（○は一つ）

1. 有効な手段なのですぐにも有料化した方が良い	21人	2.9%
2. 条件付きであれば有料化しても良い	185人	25.3%
3. 有料化の必要はない	308人	42.1%
4. わからない	154人	21.1%
5. その他	28人	3.8%
無回答・無効回答	35人	4.8%
計	731人	100.0%

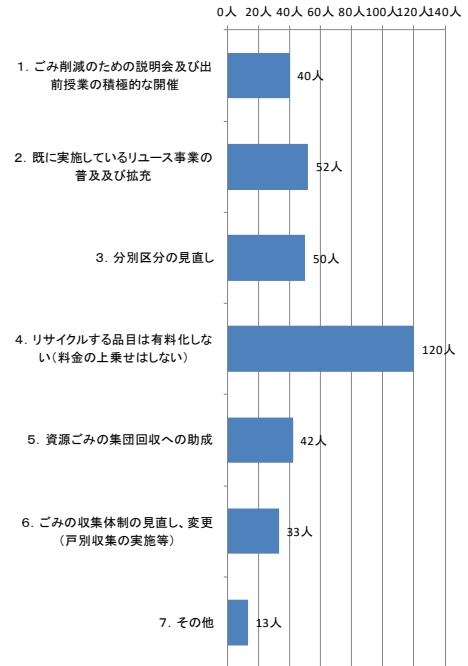


ごみの有料化について、「有料化の必要はない」と回答した人が40%以上と最も多く、続いて「条件付きであれば有料化しても良い」と回答した人が20%以上という結果となりました。

問18 【問17で「2 条件付きであれば有料化しても良い」と答えた方にお聞きします。】その条件は何ですか。（〇は三つまで）

※有効回答数：185人

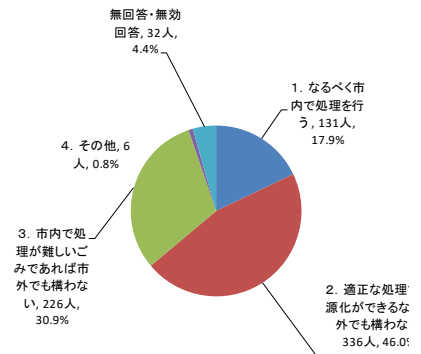
1. ごみ削減のための説明会及び出前授業の積極的な開催	40人	21.6%
2. 既に実施しているリユース事業の普及及び拡充	52人	28.1%
3. 分別区分の見直し	50人	27.0%
4. リサイクルする品目は有料化しない（料金の上乗せはしない）	120人	64.9%
5. 資源ごみの集団回収への助成	42人	22.7%
6. ごみの収集体制の見直し、変更（戸別収集の実施等）	33人	17.8%
7. その他	13人	7.0%
計	350人	



有料化する場合の条件について、「リサイクルする品目は有料化しない（料金の上乗せはしない）」と回答した人が60%以上と最も多く、続いて「既に実施しているリユース事業の普及及び拡充」と回答した人が20%以上という結果となりました。

問19 市内で発生したごみは、市内で処理することが原則ですが、乾電池や蛍光灯、焼却灰など一部のごみは、市の施設では処理できず、市内に民間処理施設もありません。また、市施設を建設しようとする、多額の費用がかかります。そのため、適正な処理や資源化を行うことができる市外の施設に処理を委託しています。あなたは、市内で発生したごみは、原則どおり 市内で処理するべきだと思いますか？（〇は一つ）

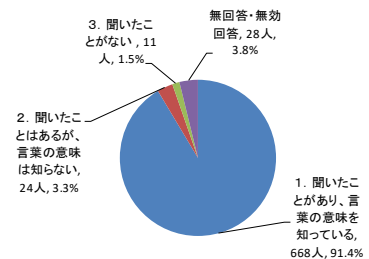
1. なるべく市内で処理を行う	131人	17.9%
2. 適正な処理で資源化ができるなら市外でも構わない	336人	46.0%
3. 市内で処理が難しいごみであれば市外でも構わない	226人	30.9%
4. その他	6人	0.8%
無回答・無効回答	32人	4.4%
計	731人	100.0%



ごみの処理先の考えについて、「適正な処理で資源化ができるなら市外でも構わない」と回答した人が40%以上と最も多く、続いて「市内で処理が難しいごみであれば市外でも構わない」と回答した人が30%以上という結果となりました。

問20 あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。（〇は一つ）

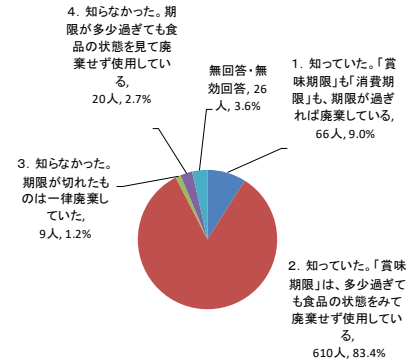
1. 聞いたことがあり、言葉の意味を知っている	668人	91.4%
2. 聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない	24人	3.3%
3. 聞いたことがない	11人	1.5%
無回答・無効回答	28人	3.8%
計	731人	100.0%



食品ロスについて、「聞いたことがあり、言葉の意味を知っている」と回答した人が90%以上と最も多い結果となりました。

問2 1 あなたは、「賞味期限」と「消費期限」の違いについて知っていますか。（○は一つ）

1. 知っていた。「賞味期限」も「消費期限」も、期限が過ぎれば廃棄している	66人	9.0%
2. 知っていた。「賞味期限」は、多少過ぎても食品の状態をみて廃棄せず使用している	610人	83.4%
3. 知らなかった。期限が切れたものは一律廃棄していた	9人	1.2%
4. 知らなかった。期限が多少過ぎても食品の状態を見て廃棄せず使用している	20人	2.7%
無回答・無効回答	26人	3.6%
計	731人	100.0%

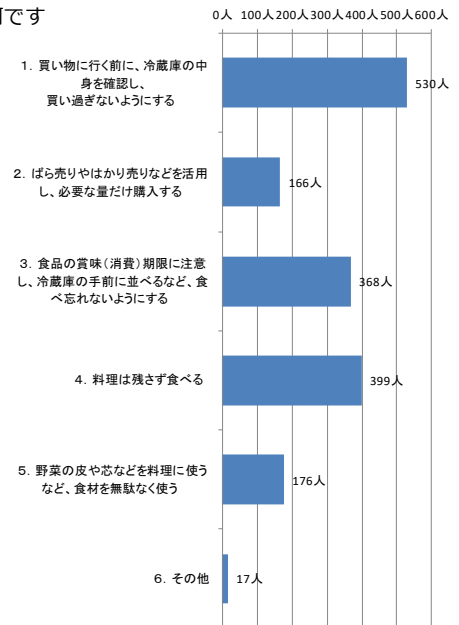


賞味期限と消費期限の違いについて、「知っていた。「賞味期限」は、多少過ぎても食品の状態をみて廃棄せず使用している」と回答した人が80%以上と最も多い結果となりました。

問2 2 家庭で発生する「食品ロス」を削減するために取組むべきと考える行動は何ですか。（複数選択可）

※有効回答数：731人

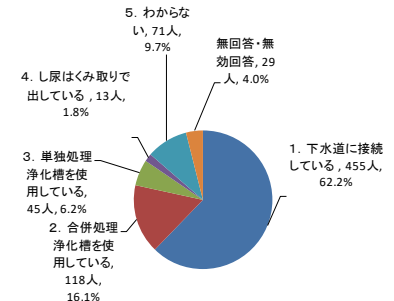
1. 買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする	530人	72.5%
2. ばら売りやはかり売りなどを活用し、必要な量だけ購入する	166人	22.7%
3. 食品の賞味（消費）期限に注意し、冷蔵庫の手前に並べるなど、食べ忘れないようにする	368人	50.3%
4. 料理は残さず食べる	399人	54.6%
5. 野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使う	176人	24.1%
6. その他	17人	2.3%
計	1,656人	



食品ロス削減の取組について、最も多い回答は「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする」と回答した人が70%以上と最も多く、続いて「料理は残さず食べる」と回答した人は50%以上という結果となりました。

問2 3 お住まいの排水処理の状況にあてはまるものを選んでください。（○は一つ）

1. 下水道に接続している	455人	62.2%
2. 合併処理浄化槽を使用している	118人	16.1%
3. 単独処理浄化槽を使用している	45人	6.2%
4. し尿はくみ取りで出している	13人	1.8%
5. わからない	71人	9.7%
無回答・無効回答	29人	4.0%
計	731人	100.0%



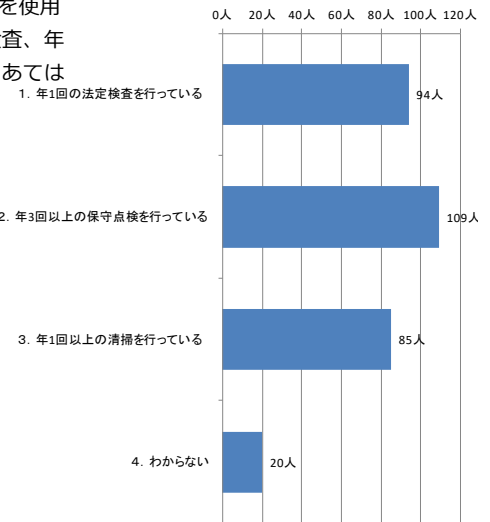
排水処理の状況について、「下水道に接続している」と回答した人が60%以上と最も多い結果となりました。

問24 【問23で「2 合併処理浄化槽を使用している」又は「3 単独処理浄化槽を使用している」と回答した方におたずねします。】 浄化槽は年1回の法定検査、年3回以上の保守点検、年1回以上の清掃が必要ですが、お住まいの状況にあてはまるものを選んでください（複数選択可）

※有効回答数：163人

1. 年1回の法定検査を行っている	94人	57.7%
2. 年3回以上の保守点検を行っている	109人	66.9%
3. 年1回以上の清掃を行っている	85人	52.1%
4. わからない	20人	12.3%
計	308人	

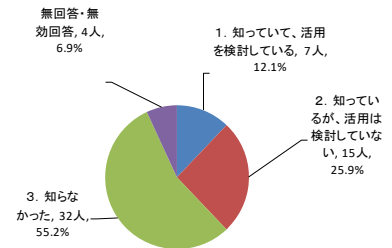
浄化槽の点検状況について、「年3回以上の保守点検を行っている」と回答した人が60%以上と最も多い結果となりました。



問25 【問23で「3 単独処理浄化槽を使用している」又は「4 し尿はくみ取りで出している」と回答した方におたずねします。】 単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に切り替える場合の補助金制度をご存知ですか（〇は一つ）

1. 知っていて、活用を検討している	7人	12.1%
2. 知っているが、活用は検討していない	15人	25.9%
3. 知らなかった	32人	55.2%
無回答・無効回答	4人	6.9%
計	58人	100.0%

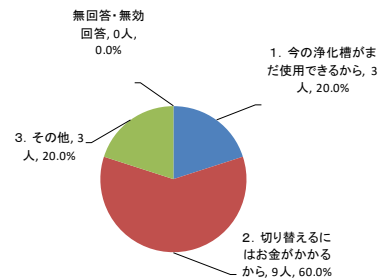
浄化槽等補助金制度について、単独処理浄化槽もしくは汲取りし尿で出している人の内「知らなかった」と回答した人が50%以上と最も多い結果となりました。



問26 【問25で「2 知っているが、活用は検討していない」と回答した方におたずねします。】 活用を検討しない理由に最も近いものをお選びください（〇は一つ）

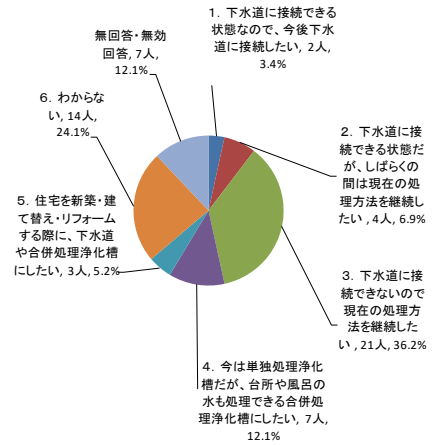
1. 今の浄化槽がまだ使用できるから	3人	20.0%
2. 切り替えるにはお金がかかるから	9人	60.0%
3. その他	3人	20.0%
無回答・無効回答	0人	0.0%
計	15人	100.0%

浄化槽等補助金制度を活用しない理由について、「切り替えるにはお金がかかるから」と回答した人が60%と最も多い結果となりました。



問27 【問23で「3 単独処理浄化槽を使用している」又は「4 し尿はくみ取りで出している」と回答した方におたずねします。】
お住まいの排水処理について、これからはどのようにしたいとお考えですか（○は一つ）

1. 下水道に接続できる状態なので、今後下水道に接続したい	2人	3%
2. 下水道に接続できる状態だが、しばらくの間は現在の処理方法を継続したい	4人	7%
3. 下水道に接続できないので現在の処理方法を継続したい	21人	36%
4. 今は単独処理浄化槽だが、台所や風呂の水も処理できる合併処理浄化槽にしたい	7人	12%
5. 住宅を新築・建て替え・リフォームする際に、下水道や合併処理浄化槽にしたい	3人	5%
6. わからない	14人	24%
無回答・無効回答	7人	12%
計	58人	100.0%



今後の排水処理について、「下水道に接続できないので現在の処理方法を継続したい」と回答した人が30%以上と最も多い結果となりました。

自由意見欄

※原文のまま記載していますが、文字が判別できない箇所は●と表記しています。

【ごみの排出について】

家庭で使用済みの食用油の回収について坂戸市ではどのように考えているのか？
市役所含め東清掃センターの業務の制限が多いと感じる。土曜は基本毎週受け入れて欲しい。役所仕事は、市役所もそうだが、週末に休みが多すぎる。税金を支払っているのは市民。週末しか休みがなく、そういう家庭が多い中、土日に関所で手続きできないのは不都合すぎます。
水曜日の資源カンビン(1. 3.5週)と資源ペットボトル(2. 4週)の回収週を逆にしてほしいです。資源ビンカンは意外と溜まらず、資源ペットボトルは溜まります。第5週の水曜日の回収物と翌月第1週の回収物が同じになります。集積所も勘違いする方が多いです。通年交互にするか逆にするか検討していただきたいです。
スーパー等で販売されている総菜入りパックですが、基本きれいに洗い資源プラとして出していますが、物によって表示シールがうまく剥がれず、ベッタリのりが残ってしまうことが結構あります。その都度、どの程度まできれいに洗って資源として出せばよいのか迷ってしまい、面倒に思うこともしばしば。のりやシールがうまく取り切れない資源プラはどう処理するのか。
スプレー缶の処理に困っています。カーペットのクリーナーや防水加工のスプレー缶が何個もあって全然使わないので、使い切って出す…と言われても集合住宅のどこで処理すればよいのか。ゴミ処理場で中身を出してもいい場所があればそこでやるのですが…。
プラスチック、ビニールのゴミが大量である。商品にプラスチック、ビニールを使っていると考えられるが、企業もそこをエコ化という何か考えを持って取り組んでもらうことが必要だと思う。買物のビニール袋だけ取り上げられているが、週1のプラスチックのゴミがいつも45L袋にいっぱいになってしまう。
プラスチックを出す時、洗って出すべきか、そのまま燃えるゴミで出すべきか、悩むところです。
プラのシールの決まりを作してほしいと思います。剥がしにくいものがあります。
ペットの犬を飼い始めましたので、生ゴミが以前より少し増えました。
ラベルなど剥がしやすくする様企業に依頼する。企業はもっと分別に協力するべきだ。
リサイクルは必要であるが、例えば食品が入っていた汚れのひどいトレー等は、水道水で洗わない

と黄色の袋（リサイクル袋）に入れられないが、余分な水の使用になるので「燃やせるごみ」として処分した方が良いと考えるが、いかがでしょうか？現在そういう扱いであれば（可燃扱い）「燃やせるごみ」として出しても良いということを知りたい。今はかなりの水量を使用して洗って出しています。
私の家には昔からの木がたくさんあり、剪定したり伐採したりを自分でやっています。また、落ち葉や除草した草木などもたくさん出ます。 有害な物質でなければ、ある程度は自分の敷地内で燃やしてもよいことにしてもらえると助かります。ビニールに入れて出すには膨大な数の袋が必要になり、枝を短くするのも大変な作業です。燃やした灰は肥料になるので、家で燃やすことができれば一石二鳥です。現在も農家などが燃やす必要があれば燃やしてもよいそうですが、もう少しその規定を緩和していただきたいです。
各自当番になったつもりでゴミを出していただけたら良いと思います。
月に1回最後の土曜日に粗大ゴミ回収がありますが、電話して玄関前に出さないで、前みたいにゴミの収集場所に出せないでしょうか。ポットとか炊飯ジャーなど小型家電など。ストーブなど出したいけど家に眠ってる物が家にあると周りの人からも聞きます。代金も税金で安くないでしょうか。
高齢となり家具等処分をしたいが、2Fに住んでいるので下まで持っていかないと処分できないとのことなので、料金を払ってもよいので（今もあると思いますが…）わかりやすくしてほしい。高齢の方とかの仕事になるのでは…。
私は市民農園（家庭菜園）で野菜作りをしています。とった草の処理に困っています。区画が小さいのでとった草が多いと（特に夏）使えるスペースがとて狭くなります。なので1ヶ所草を置くスペースがほしいです。そしてそれがやがてはたい肥になると思います。乾燥させて袋に入れて、たまに焼却場に持参することもあります。年にほんの数回ですが、業者さんの運搬を見て、排ガス、空気汚染になるのではと思います。ゴミ処理に関わる方に感謝です。
歯ブラシ、ペン、スポンジ、インクカートリッジ回収ボックス設置場所を各地域の流通センターに。
戸別収集になると助かります。
モバイルバッテリー等、この時代では必要な回収ができず困っています。市役所にそういう回収コーナーがあればうれしい。レアメタルも集まって、収益の一部になるのでは？
リサイクルなどに注力できる様に、市民側で協力するようにしたいと思います。
食料品について、ビンなどのものでまわりに（フタの）ついてるプラスチックをはがして分別するのは大変です。できるならばがさずに出すことは無理ですか？意見回答は他の件で（同じでなくても）前にもしました。最後までできるだけ回答しましたが、もう少し少なめにしてください。
西坂戸は老人が多く、団地全体の集積所を利用しやすく、少しでも負担のないよう話し合ってもらいたい。以前市の所有の場所は置いてはいけないと言われたが、今以前の設定は許可されていたのに（市役所に直接聞きました）これから作る場所はダメとよく意味がわからず、ダメで自治会を通して許可がダメと言われました。交通の安全を保ちながら、私達に出しやすい場所を決めるのが色々な意味で大切だと思います。（字が汚くてすみません）
ゴミは自宅では今燃やせないで、しっかり分別をしっかりするしかないと思う。市で引き受けてくれるので大変ありがたく思っている。下水道は本下水が色々あるのはよくわかりますが、市街化区域と調整区域で本下水が違うのがよくわかりますが、地●の違いは関係なく下水を入れてほしい。
燃えるゴミの収集を週3回にしてほしいです。（ペットもいて、においが気になります…）
令和6年4月より、発火性危険物となるもの、またスプレー缶の穴開不要、まとめて透明な袋に入れて出すことにとっても助かっています。
大型ごみなどの搬入時間が平日で時間が短い 土日も出させてほしいです。月1でもよいから
病院に2ヶ月入院、退院11/1。介護施設、ヘルパーに週2回。ゴミ出しは足が不自由になり玄関まで取りに来ること申請中。（坂戸包括センター）

【ごみの減量化・資源化について】

<p>スーパー等の包装で、ラップや容器が過大でもったいない。レジ袋の比ではない。工夫が必要です。私達消費者だけの問題ではない。</p>
<p>なるべく小さく折って●この形にして捨てるとうがならずコンパクトになる。プラスチック袋は特に有効だと思います。ゴミのかさが減ります。</p>
<p>スーパーで売る魚や肉トレイはいらない。最初からジップロックで売ってほしい・・・</p>
<p>資源ごみの中で雑誌の回収がありますが、雑誌は意外といろいろなところから出ると思いますが、とても量的に少なく感じています。燃えるごみとして出してしまえばそれまでですが、ぜひ小さいことかも知れませんが多くの人が協力できればいいのではと思っています。</p>
<p>○地元小中学校区ごとの資源回収活動は、集積所に出す分が減り、学校の為に協力できるという点で、とても良い取組だと思います。難点はあるかとは思いますが、行政としても支援されることが多いかと思ひます。</p> <p>○市長から直接話を聞く機会に、しばしば「ごみ」問題を取り上げます。市長自らの発言は、説得力もあり、とてもよいと思っています。</p> <p>○以前、地上波のテレビニュースで、発火性危険物の問題点について坂戸市のごみ処理施設が取り上げられたことがありました。メディアを利用することで、市の姿勢が多くの人々に示されて、とても良いと思いました。</p>
<p>草、枝、タンス等、木でできているものを公園に一時保管後、専門業者に委託。公園の片隅をリサイクル広場にする。まだ使えるものを捨てないで使ってもらう。（新品でも整理整頓のためどんどん廃棄するため）無人リサイクル。（町内の方のみ）</p>
<p>1、資源ゴミの分別を徹底する。（不用品をリサイクルショップ等へ）2、生ゴミ減量化に努力する。3、植木、草木等の伐採は直接施設に搬入し有料化する。交通等の不便差のある方に業者委託にする。以上、常日頃ありがとうございます。以上。</p>
<p>子供用品のリサイクルは、とても助かっていると知人から聞きました。素敵な品物がたくさんあるのに、あまり知られていなくて勿体無いとのことでした。大変だと思いますが、今どんなものがあるか、スマホでチェックできるようになれば、もっとたくさん利用されるのではないかと思います。</p>
<p>少し前までは幼稚園や小学校等でバザーが開催され、そのために各戸からの不用品を求められたりしたので、物品のリサイクルが比較的負担少なく行われたのだが…。フリマに参加したくても車のない人間は荷物（商品）を運べないし、最近ではリサイクルショップでも引き取ってくれる物品は限られている（ブランド物とか流行物ばかり）ので、家庭内（特に高齢者世帯）のものはリサイクルしたくてもできず、主がもし亡くなった時にはゴミと化するのだと思う。問13の2「おいくら」について失念していたので、よく知りたいと思う。今後広報にて詳しく周知してください。問12の7「7」は、ネット等でカラスや猪等の害が防げるのであれば、そして分別と収集日が守られているのであれば、前夜に限り出しても良いと思う。（以前誤ったゴミ出しをしている人と遭遇し、やむを得ず注意したところ、近所のアパートに住む外国人で「朝は仕事で出せない、どうしたらいいか？」と逆に問われたので「ならば夜、ただし前日の夜のみ。できるだけ遅く。分別と収集日はカレンダーを見てしっかりと守ってください」と答えるしかなかった。でもその後は順調で、かえって以前よりも問題は少なくなった。）ルール細部にこだわって、違反ゴミが1週間も2週間も残るより（ヒドイ時は1ヶ月も回収されないまま）状況に即した対応でゴミ収集後のゴミ置き場が何も留置されていないカラっぽの状態になる方が問題の発生を抑えられると思う。</p>
<p>食品トレイ、空ビン、空カンなど、食品から出る回収可能なゴミはできるだけスーパーの回収に出しています。市の回収より出しやすいからですが、最近スーパーで回収していないところも多く不便に感じます。販売する方も経費がかかりますが、回収してほしいと思います。</p>
<p>リサイクルを有効に資源化</p>

子ども服のリユースはとても良いと思います。子どもだけでなく大人用の服やバッグのリユースもお願いしたい。また年4回（季節の変わり目）にフリーマーケットを自由にできる場所があれば、家庭の余っているものを他人に使ってもらえるかも。

卒業して使わなくなったランドセルをリサイクルできる手段があればいいなと思います。

【広報・情報の発信について】

みんなが同じ方向を向き、同じ歩調で進むのが良いと思うそのためには、市は現状の報告と今後について説明をお願いしたい

ごみに関しては広報での取り扱いが少ない気がする。小中学生での社会科見学にごみ処理施設や下水処理施設を見てもらうのも啓発に良いと思う。また大人でも知りたいと思いました。見れば考え方も変わると思う。日頃から大変な仕事ありがとうございます。

ゴミ問題に無関心な人が多すぎる。印刷物より広報車などでPRしたほうがいい。

職場やイベントでゴミ出しをする際、坂戸市内の方にプラの汚れた物は黄色の袋に入れられない様指示すると「いつも入れている」と反論されること数回あり。自宅のゴミ集積場でも調味料、食材の汚れのあるプラ、袋が入っている袋がいくつもある。より具体的な分別の仕方（なぜ分別するかなども）を知らせる必要があると思う。東京都の様に自宅前にゴミ出しをして集めて頂ければ、より責任を持って分別、ゴミ出しをしてもらえるのではないのでしょうか。（就労、経費など問題はありますが）

世帯が増えて、以前の様に集会所に一同集まっていたの全体会議や、研修等も開催できなくなりました。自治会での定期的な清掃や、昔からの行事で顔を合わせることで、何とか繋がっている様に感じます。ゴミの減量化、資源化、分別収集、生活排水処理等の啓発については、身近な場所で学習する機会を繰り返し提供してください。また、引き続き広報や自治会の回覧を通して環境対策等について、周知して頂けると良いと思います。

何年か経つとルールが変わるので、情報には注意したい

ペットボトルを再利用するより燃やしてしまう方がコストがかからないと聞いているが本当なんだろうか？見直しや新技術が必要かもしれません。フトン、マットレス、家具は回収業者にお金を払って持って行ってもらうことを知らない人々がいるらしいので、団地のもろもろのお金から出ていることを知らせてほしい。（URの住人より）（例）汚い布団に、ペットにどうぞと貼り紙が貼ってあって、ゴミ集積所にあった。気持ち悪かった。ペットにはおろしたてを使います。病気が心配なので。

いつも分別がわからない時は「保存版のマニュアル」を見していますが、いつの間にか回収ボックスがなかったりして戸惑うことがあるし、どの分野のごみかわからない複雑な製品も多くあり困る。

若い人や子供でも分かるように、今よりも少し細かい説明が書いてある分類表があると助かります。

ウェブ上だけではなく、紙でのごみ処理表みたいのは必要だと思います。年配者のためにも、紙の方が見やすいのもあります。

私たちのゴミが最終的にどのようなようになっているのかをもっと教えてほしいです。他県に持っていけばいいというものではないと思いますが、実際に頼らなければならないこともあるのだと思います。でも、最終場所も限界があるでしょうし、そのことに気が付き、消費社会そのものが変わらなければごみも減らないと思います。生産者も消費者も変わらなければならないと思います。

外国人が増えて、ゴミの出し方や分別を知らないのか、できないで出しているように思える事例があります。英語やベトナム語などの案内が見やすい場所にあるか、広報で配られると良いかと思えます。パンフレットを日本語学校にも置いてもらうといいかもしれません。アパートやマンションに貼るポスター等ダウンロードできる素材を作り、不動産会社に周知してはいかがでしょうか。

一人なのでゴミに出すことが少なくなったが、庭木、草、花の植木等が多くなってしまふ。生活全てにコンパクトに物を増やさない、買わずに再利用を心がけている。◎ゴミ処理にはお金がすごくかかることをもっとアピールした方がいい。

<p>広報などでどんどんごみ減量を周知させることで、意識するようになると思います。</p>
<p>坂戸市長、市議会議員、市職員が一丸となってゴミの減量化、資源化に取り組んでいる姿勢を見せてください。伝わってきません。担当課以外の方達の意識が極めて低調に思われます。善能寺はゴミ減量のモデル地区に指定されていますが、生ゴミの中にプラスチックゴミが沢山入っているのを目にします。住民は坂戸市の施策などどこふく風です。ゴミが有料化になり初めて慌てる住民の顔が目に見えます。</p>
<p>市民がより一層、楽しく分別収集が行えるよう、資源化された有価物の評価価格（売り上げ）等、細かく広報等に掲載していただきたい。鉄、アルミ、新聞、雑誌、ダンボール、資源プラ、資源ペットボトル e t c.</p>
<p>資源プラスチックについて「焼却処理することが多い」と聞いたことがあります。坂戸市ではどのように利用しているのでしょうか？</p>
<p>資源プラスチックはどのように再利用するのか？そのためにはどのぐらいきれいにしたらよいか、がわからない。</p>
<p>自宅の庭、土地を借りての家庭菜園をしているご家族が多く見かけます。私は米ぬかを使って肥料にしています。清掃センターの灰は菜園に使えるものでしょうか。できたら使いたいものです。いつもありがとうございます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑紙整理袋がなくなり、紙袋も使い切ったらどうやって雑紙を出せばよいかわからない。可燃ゴミに入れるしかないのか？不要な紙袋を入手できないのか。 ・ スーパーで朝売れ残りの惣菜や弁当を可燃ゴミで出していたことに衝撃を受けた なんとかならないのか。 ・ 家庭内でもゴミに対する姿勢は開きがある、教育に勝るものはないのでは（その次はごみ処理手数料有料化）「不都合な真実」などの優れた視聴覚資料を治用し、公立学校だけでもカリキュラムに取り入れたらよいと思う。 ・ 剪定枝をチップ化したかったが市の機械が使用できず、使用方法も複雑なので半年に 1 回でも町内でまとめて貸し出したらたら良いのと思う。スチーム掃除機、工具など、 ・ ダンボールはスーパーに出しているがしぼるヒモを買うのは本末転倒である。新聞店や本屋で不要となるひもがあれば多少短くてもつないで活用したく。 ・ 同様に精米所の米ぬか、豆腐屋のおから、パン屋のパンの耳などもし捨てるのであれば欲しい人はいるのではないか？行方が気になる ・ 書き込みやライン引きした本はリサイクルに出せず、売ることもできず、捨てるしかないのか？自由に持ち帰れる本を置ける本棚設置希望 ・ ヤギ・羊・ニワトリなど無料で貸し出して雑草野菜クズを食べてくれないか。（無農薬が前提） ・ 児童公園に生ゴミコンポストを設置する（教育上も○） ・ 裏の家の人が殺虫剤をまいたのでたい肥や枝が使えなくなった。 ・ 昔はあった傘修理などをやるお店が近くに見当たらなくなった 靴の修理をやる店がない。 ・ エコバックの周知・ランドリーリング・充電機・ライター・フィルターがいないコーヒードリッパー・洗って繰り返し使えるキッチンペーパーなど
<p>集積所に出されたゴミが、どんな風に、所に運ばれ、どんな処理をされてどうなるのか…ゴミの流れのような、場所入り図のような、子どもにもわかるような、ゴミの一生のようなお話を書いていただけないでしょうか…。ゴミといっても種々あり、地球に対する問題もありますから、増々ややこしくなっている、いくやうで大変ですが、知ることでも思いも深くなるのではないのでしょうか…。ゴミといわれるものを減らすためにも、自由に持ち去りできる機会を日常的に設けてほしいと願う者です。ゴミ、ゴミってなんだか可哀想ですネ！</p>
<p>先日テレビ廃却するためにリサイクル券を購入して東清掃センターに持ち込みました。入口のところにリサイクル券は必要とあったが、手数料が必要だと記されていなかった。確認をしたらパンフレットを提示され、かなり小さい文字で手数料が必要と書いてあった。リサイクル券と手数料が必要だともっとしっかりと表示してもらいたい。</p>

<p>分別して収集されたゴミや資源が、その後どのように処理され、どのように再利用されているのか教えてほしい。以前市役所に尋ねたら「業者に任せているのでその先はわからない」と言われました。その先を知ることで、分別意識を高めることができると思います。</p>
<p>広報、回覧板などで市民にもっと情報を提供し、資源のリサイクル、分別が積極的にできれば、ごみの減少につながると思う。空き地などは、草を生やかさずに定期的に管理すれば、不法投棄の減少にもつながると思う。</p>
<p>せっかくアプリをつくったならこういう場合、こういう製品はどうするとか、もっと細かく、分かりやすく分別法について記載してほしい。</p> <p>疑問に思うことを調べても一切乗っていないので何の解決にもならない。</p>
<p>使用済み小型家電の捨て方がイマイチわからない。（電子タバコとか美顔器など）</p>
<p>町内会に加入している住民は分別、指定日に集積所へ搬出しているが、町内会未加入のアパート住民は分別や指定日の遵守に欠けるところがあり、特に外国人が顕著である。これはアパートの管理者がルールの説明や日本文化を知らしめることが必要と考える。</p>
<p>日本人は世界の国々と比べると、礼儀やしつけなどを子どもの頃から当たり前のように教えられ育ってきた人が多いと思います。ごみのことも（リサイクル）すでに幼稚園、各学校でも教育の一環として教えていただいています。小さい頃からごみやリサイクルの分別や捨て方などが当たり前になれば良いと思います。外国人の方にもっとごみの出し方（時間、分別）がわかっていただけたらと思います。</p>
<p>分別でどこに入れるのがよいか迷うことがある。（2種類の材料で作られている時、それぞれを離せない時）</p>
<p>ごみの処理や減量化、資源化について 2 やスマホアプリ上でわかりやすく説明してほしい。（ごみ別のメニューを作りアニメで説明する。）</p>
<p>ごみ処理問題とはべつに、自治体（坂戸市）●て、市民への情報が希有発信力不足 高齢者に対し SNS・LINE・ホームページ利用とあるがこれは無理な話又広報誌も市内各家庭に届くシステムを（現自治会に加入しなければ家庭に届かない）税金等は全天引され納入も不公平である</p> <p>次にまちづくり（都市再生機構）・企業の誘致・空き家問題・人口減対策・一人暮らし高齢者宅への見守サービス・見学できる場所や施設作り・子供を産む育てる希望が持てる町づくり・介護予防のための運動やサークル活動・広報活動の充実・西坂戸地区まちづくり推進事業 陸の孤島と言われ交通便の悪さ・医療機関皆無 バスで市役所まで 1 時間、食生活のサポート不足 これらを地元学生（大学・高校）や鉄道機関などと連携し地域のまちづくりを</p> <p>実現可能・不可能いろいろあると思うがどのような形で我々市民に伝えていくのか注視していきたい。</p>
<p>自治会加入を徹底する！アパート入居者に対するPR意識改善！を徹底する！現場を担当職員は見回りも必要！</p>
<p>他地区、町村等のごみ問題の成功例等を市民全体にお知らせする。（啓発）各町内においてどこがごみ問題取り組みを一番成功しているか市報に載せる。</p>
<p>発火性危険物への変更等分類するのに、見比べ等手間かかる。完成版必要では。</p>
<p>ごみ集積所に出された資源ごみを分別し直して下さる清掃担当の方（シルバー人材の方でしょうか）を見かける度に、一人一人が意識を持つことの難しさを感じます。しかし今後も引き続き、市が取り組んでおられる広報、啓発活動などを通じて、一人でも多くの方が“ごみの減量や分別”に関心を持っていただけたらいいなと思っております。</p>
<p>ゴミの分別が多いのでもう少しわかりやすくして頂きたいです。</p>

【生ごみの処理について】

家庭ゴミは生ゴミを（乾燥機等）使用するとかしないとこれ以上の減量に限界を感じる
家庭用生ごみ処理器等の購入費補助など、今回アンケートをするまで知らないこともありましたが。市のホームページや広報を見る人は少ないと思います。知って欲しいことはスーパーやコンビニ、駅など人がいる所に情報があつた方が周知に繋がると思いました。高校や大学でゴミの講演などあつたら、これから社会に出て暮らして行くにあたって自分ごとに思ってもらえるかなと思います。
家庭用生ゴミを削減したいと日頃から思っている。コンポスト等の助成金制度も知っているが、高額な物もあり中々手が出しにくい。もう少し助成金が出ると挑戦できるのだが…。
家庭用生ごみ処理機の購入費補助は知りませんでした。高い物だと思いますので、市役所で希望者を募って、まとめて購入する等はありませんでしょうか。そうすると意識が高まり、ゴミ減量と庭のある人達は土に返すことができると思います。
現在まで生ゴミはコンポに落ち葉など混ぜ、野菜の肥料とし、出したことはない。
生ゴミ減少のためにコンポストの使用をPRする。庭木の処理として、小枝処理機の使用と、肥料化して有効利用することをPRする。
生ゴミはなるべく濡らさないことが大切だと思っています。流しの中ではなく、外にゴミ箱等を置いて、水分を少なくすることを心がけています。卵パックの回収が少ない。回収しやすいような工夫をしてほしい。（シールはがし等）我が家では庭の小さな畑に穴を掘り、野菜くず等を入れ、上に土をかぶせたりして、ゴミの減量化に努めています。

【集積所の管理について】

ゴミ回収業者の車輛が、ゴミ集積所のゴミ回収後の掃除、防鳥網の後片付けを当番制で実施していますが、回収時間の予定が、天候、交通事情変化します。掃除当番の人は、網の片付等を行う為、ゴミ回収車輛が予定時間来ていないと何度も（多い時4~5回）現場に行きます。そこで、ゴミ回収業者の車輛が、鐘とか音楽で知らせるとか出来れば助かります。
ゴミ収集後に石やレンガが白線の外にころがっているのが、子どもがつまづいてケガをしたらどうするのかと言われました。鶴舞西側、外周四丁目 今はゴミ収集の方が気をつけて下さっています。ありがとうございます。私にお話しされた方は、石やレンガ等を使用することが危ないという事でした。
ゴミ収集車の作業が行き届いているのが感謝しております。プロ意識をもたれているとお見受けします。
ごみの集積所が汚く、どなたかがいつもお掃除をしています。当番がある朝はお掃除しますが、午後又はお休みの日がひどいです。きれいにしても…。何かいい方法ないでしょうか？
ごみの多い月があつて捨てるのが大変な時もあるし、集積所が前より狭くなって、もうちょっと広くなったら便利かな。あと雨などが降っている時にぎゅうと袋をしぼっていてもちょっと怖い時もある。
ごみを置く場所代が1年に300円かかります。掃除は20日に一度ぐらいです。
地区（自治会）が違うのに家から近いという理由で他区の集積場を使い、分別もせずにゴミが残されていることが多々ある。カラスや猫に荒らされることが多いので管理者へ連絡しても対策をとってもらえないので困っている。ネットをかけない人がいるので、何か、工夫が必要だと思う。
鶴ヶ島市の方が出しているようです。（その逆もあるかもですが）指定のゴミ袋は様々なところで販売しているため、誰でも購入は可能です。坂戸市民を確認できるルールなどの検討
近頃カラスがゴミをつついて袋が破られているのをよく見ます。時間外に出している人がいらして、その影響もあると思いますが（既に注意済）カラスよけネット等を配っていただけたらと思います。
生ごみの日に網かけ等して防いでいますが、カラスにつつかれて困っています。

集積所においてカラスの被害が多く、雨の日の後始末が大変です。何か効果的な方法について、専門家の意見を入れながら対策検討をお願いします。
集積所の数だけは減らしてほしいです。年を重ねていくと、目、耳、足などが悪くなり、集積所までの距離が遠いとゴミ捨て難民となってしまいます。
ゴミ収集をしている方のお仕事をいつも拝見しています。てきぱきと動き、収集車が去った後はいつもきれいになっています。この場を借りて感謝の言葉を申し上げます。いつもありがとうございます。

【不適切な排出について】

・路上のゴミのポイ捨てが気になります。駅周辺が多く、特に芦山町ではフェンスを越え、線路内にも多量のゴミが捨ててある。・アパート、特に外国人が居住している所のゴミ出しが守られていない。曜日、分別が守られていない。ゴミ箱から、はみ出していたり、カラスがつついたり、風にあおられたり…汚い所を何ヶ所か目にした。
アパートに住む外国人のゴミ出しが（選別が）なってない！
アパートのゴミ集積所に分別されていないゴミが放置されているのを見るとガッカリする。また外国人の方はゴミの分別を理解しているのでしょうか？
坂戸市大字小山地内です。ごみを個別に出していますが、最近特に生ごみ等出す時にプラスチック等以外の物を出す人が増えています。新しい人が入って●●出す人がいると思います。新しく越して来た人が出すと思います。市としても●●、区民、及び●●に●●●いかないといけないと思います。小山地内。
ごみ集積所が道路に面しているため、現時点においても不法投棄がみられます。ごみ有料化においては、不法投棄の増加が考えられます。心配です。
賃貸アパートに住んでいる方のゴミ分別の出し方が集積所の良し悪しに差が生じているので、ポイ投げをさせないよう、とりあえず集積所毎にポイ捨て禁止の看板を工夫して立てることも必要だと思う。予算との関係もあると思うが、集積所の網が劣化していてもそのまま使わざるを得ない状況もあるが、早めの交換により、いつも集積所をきれいに保つことが必要であると思う。
近所で生ゴミ以外にゴミを出さずに庭に出しっ放しの家があります。例えばプラゴミ、燃やせないゴミ等など。私の家の方にゴキブリが出たりしています。隣の家も困っている様子です。注意したいのですが、何かあった時と思うと言えずじまいです。そういう問題は市の方で考えていただけたらありがたいです。正直ゴミ屋敷です！

【指定ごみ袋の在り方について】

今まで、指定のごみ袋を買うことで、ごみの処理費に充てられていると思っていた。しかし、あれはあくまでごみ袋の値段だけであるならば、市販の透明、半透明の袋にしてほしい。そうすれば買物袋も再利用できてエコになるのでは？
ごみの指定袋のことです。種類（可燃ごみ、その他）が多く、毎回の車で金額的に負担が多いです。スーパーで売っているビニール袋の使用はできないのでしょうか。
ゴミ袋が高い！指定袋はやめろ！なんのための市民税なんだ。どうにかしろ。
ゴミ袋の色分けの効果はあるのか？
ごみ袋に結べる部分を作ってほしい。（レジ袋のように）ないので袋に入る量が、ある場合より少ない。（袋を作る場合にコストがかかりそうではあるが…）
ごみ袋の色分けはわかりやすいですが、袋代がもったいないので、透明の袋ではダメなのではないでしょうか？袋代がもったいない気がします。枯れ葉など捨てた時、袋をだいが使いますし、どのお宅もトラックを持っている方ばかりではないので、持ち込みができないので、どうせ焼却するのなら透明の袋OKにしてほしいです。あとある集積所を利用してほしいです。更に新築が増えてきているので。

ゴミ袋をしばりやすい形状にしてほしい。（10Lや20Lの袋のように）出す時に大変面倒です。
指定のゴミ袋が高い
透明袋のゴミ出しを許可してほしい
なぜ坂戸市はゴミ袋を色分けしてゴミ袋を有料化しているのか？100円ショップでは枚数がたくさん入っていてゴミ袋にお金をかけたくない。
袋代が高すぎる。鶴ヶ島市のように、袋の色だけで市販品を使えるようにしてほしい。
一番肝心なことを質問していません。坂戸市専用のごみ袋（赤、黄、青）必要ありますか？袋代金が高すぎます。半透明の3の袋ではダメなのか、意味がわかりません。その収支を明らかにしていただきたい。集積所で分別等していないごみ袋にシールを貼り持っていきませんと示している袋は、当番の方はどうしてよいのかわかりません。それを何とかしてください。
現在までごみ袋の料金には資材費＋処理費用の料金が含まれているものと思っていました。このため袋が増加すると処理費用の部分がプラス効果が生まれ、市の財政が少しは潤うものと勘違いしていました。袋の数が増えると、更に処理費用が増加することになるので、もっと積極的なPR活動（広報、HP等）をしてはいかがでしょうか。
資源の分別の周知徹底を更に強化。資源回収更なる細目。
問11の燃やせる市指定のごみ袋の件ですが、マイレジ袋を忘れた時に店のレジ袋を使用する、家庭にマイレジ袋が（残っている店のレジ袋を次の買物の時に利用しています）必要性せまられることがありません！
良い点。ゴミの種類に応じたゴミ袋の色による「見える化」をはかっている。ゴミの量に応じた出し方が可能なように袋の大小がある。収集に携わっている方々がとても親切です。こういう方にお世話になっている者として、何らかの方法で（講演会等で）感謝を表したい。問題点。リサイクル可能な家具、せともの、制服等のリサイクル方法、場所、時期が非常にわかりづらい。改善方法。 （案）「ゆずりたい」「ほしい」を知る方法として「ゆずりたい」情報を公報に出し、希望の人が市の担当課にTELして、相対で交渉させてはどうでしょうか？実際にゴミ収集に携わっている人や、市の担当者の声を市民に伝えるのはいかがでしょうか？説得力があります。学校の行事に組み込んだり、公民館活動に入れたりはどうでしょうか？

【ごみ処理手数料の有料化について】

①家庭ごみの有料化は早急に実施すべきと考えます。指定袋制の袋の単価を現行の、例えば100倍にするなど高額に設定し、ごみ処理手数料の原資とし、又、ごみの減量化にもつながると思います。②資源化、リサイクル化はもっと分別を強化すべきか？重要性を説明、広報活動が必要でしょう。
家庭ごみの有料化は要らないと思います。 税金を払っていて指定ごみ袋も購入して出しているのに更に処理手数料まで支払ったら二度税金を支払っているのと同じだと思います。
ごみ処理手数料が含まれていないのであれば、有料で指定のゴミ袋を販売する必要はあるのでしょうか？指定のものでなくても良いのでは？

<p>ごみの収集については、祝日など関係なく行っていただき、有難く思っています。お世話になります。家庭菜園で出る草や木の枝、残渣など清掃センターで50kgまで無料で引き取っていただけることにも感謝しています。料金アップを考えても良いのではないかと思います。資源は無料、燃えるごみは10kg_円のように。このアンケートに答えながら、菜園から出る草類も十分に乾かしてから袋に入れる、上手に肥料にして活用するなど考えなくてはいけないなと感じました。</p> <p>ごみ回収の有料化を推進している地域の情報を調べてみたり、自分で考えたりして、今後のごみ処理や減量化、資源化について学ぶよい機会になりました。戸別ごとの回収は大変な労力と時間、道路事情もあり難しいと思われるので、有料化するとするとゴミ袋に手数料を入れて、サイズによって金額を決めて販売する方法がよいのかと思いました。そうすると、できるだけ小さいサイズの袋に入れようと減量化され、小さなプラスチック包装物や紙などを資源用の袋に入れようと努力するのではないかと思います。少し汚れた物も資源用の袋に入れてしまったり、なるべく資源様にしようとしていたり不適正排出の問題が出てきてしまう心配もあります…</p> <p>また、坂戸市は、他国からの留学生や働きに来ている方が多いので、ごみ出しルールが変わるときは、周知徹底するかが心配です。所属されている学校や職場、アパート、地域での説明（会）が必要かなと思います。</p>
<p>ゴミを出すのに有料化してしまうと、町が汚れてしまう原因になると思う。勝手に出すとか、逆に仕分けしないで出すことが増えそうなので、今のままで良いと思います。</p>
<p>ごみ袋の有料化はムリ、やめて下さい。市が無料で出す様にするのが当然です。有料は反対です。</p>
<p>問17について、このアンケートを通して初めて知りました。国は必要以上に国民の税金を取りすぎているにも関わらず、家庭ゴミの有料化まで考えていることに驚きました。有料化ではなく、先ずは国としてやれる事があると考えます。坂戸市のゴミ袋有料化について、周りの市ではあまり聞きません。指定のゴミ袋を使用する必要性をかんがえなおしてほしいです。</p>
<p>坂戸はゴミ袋の有料化（色別）で他市より分別されていると思います。</p>
<p>坂戸市に納税されていない方の事業者、②ふるさと納税者の②から有料化する。生活保護費受給者、坂戸市の活動、ごみ処理、福祉活動へのボランティア参加。</p>
<p>子育て、介護等、負担のある世帯に対しては、ゴミ袋の有料を減らす？とか、補助とかあってもいいかな？と思います。服とか回収ポストみたいのがあると良いのでは？</p>
<p>子供が神奈川に住んでいます。ゴミ袋が10倍程高いです。坂戸市もいずれ上がりますか。心配しています。</p>

【生活排水について】

<p>〈生活排水について〉近隣の家々には接続できる下水道がありますが、我が家には隣接する市道に下水道がないため、排水処理は敷地内に2つの穴を掘り自然吸収にしていたのですが、長年の使用により吸収しにくくなり、昨年には穴の1つが崩れて使用できなくなりました。別の場所に新しく穴を掘りたいと思いましたが、今は穴を掘る業者もなく、残る1つの穴と即席で掘った溝に流しているのが現状です。このような状況から、昨年市役所へ相談に伺いましたが、「現時点では下水道を作る予定がないので、自分達で方法を考えて処理してください」との回答でした。我が家は家族が多く、一刻も早く合併浄化槽に変えて下水道へ流したいのですが、単独で下水道を作るには距離も長く、金銭的にも難しく、方法が見つかりません。大変困っています。何か方法はないのでしょうか。住宅地全ての市道が下水道ありになることを切に願う家族です。</p>
<p>合併処理浄化槽を利用しています。モーター、浄化槽故障、定期点検、汲み取りに数万単位で大変費用がかかります。補助金はでないのでしょうか？</p> <p>希望は下水道に変えて欲しいです。早急に検討してほしいです。</p>
<p>下水道を整備して欲しい</p>
<p>生活排水について</p> <p>我が家は、25年前に自宅を新築しました。その際生活排水を農地（セットバック予定部分）に地主水利組合、管理責任者の方々と利用許可の同意書を締結し、合併処理浄化槽を設置しました。突</p>

<p>然、相続で農地を売却され、新しい地主さんがセットバック部分の寄贈申請を行った際に市役所の対応は、生活排水の配管撤去後でないと受付不可とのこと。費用負担全額我が家で撤去にはお金が必要となるので補助金制度があれば切替しやすいです。検討してほしい。</p>
<p>問24の年1回以上の清掃とはくみ取り清掃ですか？くみ取り清掃はかなり高額です。その為家では生ゴミは三角コーナーと排水の所と両方にネットを使用しています。排水の所にはストッキング型ゴミネットを使用します。かなり細かいズゴミがたまり、1日にひとにぎり程になります。よって、年の1回以上のくみ取りは必要なしと感じます。個々により違ってきます。数年前には水質検査補助金（半額）の際、くみ取りしない場合は認めないと言われました。水質検査の団体には疑問を感じます。</p>
<p>下水道、浄化槽についてお願いします。坂戸市森戸に移住して11年目になりました。色々お世話になっています。私としては本下水になってほしいです。長い目で見れば大変なことではありますが、役割などもスムーズに行うことができると思うのですが。何とか皆様に頑張っていただき早く進行できるようにお願い致します。</p>
<p>浄化槽使用者に、利用方法のパンフを作成し配布されたい。浄化槽排水が農業用水路に滞留し悪臭を発生させることがあるが、行政で改善されたい。</p>
<p>本下水にしてほしい。</p>

【アンケートの実施について】

<p>27題十（自由意見）の枠で、全体像を察知するのは難しいです。市内全体の環境が関わっている事柄なので、維持に努めつつ、確認しながらで良いと思いました。処理設備を建てなかったことも大切だと思います。リサイクル、再資源化と同様に「材」の発生、消滅にも心がけたいと考えています。</p>
<p>アンケートで市民の声を聞くのはいいと思いましたが、郵便料金、紙の資源の観点からデジタル世代に対してはネットでのアンケートでも良いのかなと思います。</p>
<p>アンケート用紙も再生紙を使用した方が良い。</p>
<p>今回のように生活に密着する日常に関しての市民の声（アンケート）を収集することは良いことだと思います。これを具体的にどう行政に反映するかどうかが、鍵となります。単なるジェスチャーではなく、指数化したことをどう市政に活かすか？本気に市の業務の中に活かすか、これが全てです。何事もころがす…ことです。体裁だけ整えてもダメです。期待させてください。</p>
<p>市民として答えが出ない所がありました。ゴミ処理は私としてはありがたいと思っています。</p>
<p>問23、24わかりづらい。</p>

その他

<p>一定の広さを有する庭を保有する戸建ての家では、家庭用ゴミ焼却炉の許可普及をしても良いのではないかと思う。ハードルは高いのですが、全て行政にというのはどうかと思う。</p>
<p>ゴミ処理計画の推進を願っています。集積場の掃除を交代でやっています。市民の1人として、日頃回収して下さるかたにお礼をつたえたいです。</p>
<p>ゴミ収集の皆様や、清掃センターの皆様方について、日々の業務は大変でご苦労されていることと推察し、大変感謝しています。今後とも健康には留意され、活躍されることを希望しています。</p>
<p>ごみ問題についてはよくわかっていないが、温暖化の影響もあるのか、ごみの量施設等はかなりの量が出ています。</p>
<p>近所の方が庭先でゴミを燃やしていることがある。洗濯物が煙臭くなり洗い直すことがある。厳重に注意してほしい。飛び火も怖い。</p>
<p>家庭で使用済の食用油の回収について坂戸市ではどのように考えているのか？</p>
<p>市民税金の使い方をムダなく！利用してください。</p>
<p>実際に実行してみないと、いずれが効果的か判断が難しい問題が多く、永遠の課題？</p>

石井の公園の前や周りの家に、公園の木の葉が大量に散らかる。自治会に入っている家にはゴミ袋が配られるが、入っていない人は自分で毎年10袋～20袋使用している。枯れて散るまで放置し、家に入った葉は各々で掃除して捨てる、自治会に入っていない人は自分でゴミ袋も買って掃除して捨てる、というこのやり方には毎年困っている。もう若くない。家族は皆忙しい。掃除も葉の量が多すぎて、本当にとっても大変。散る前に枝を切って処理するべきでは？市の持ち物ではない公園だとしても、それなら尚更周りの家に片付けさせるのはおかしくないでしょうか？
団地のため、管理人がいてゴミの管理をしてくれています。
東清掃センター2Fの作業員、手伝わない、上から目線で言葉を発する。
東清掃センターは市内の外れにあるので、もっと市内中心地に近ければ良いと思います。
北坂戸団地入居してから50年の歳月が流れました。そして世は飽食の時代。お盆やお正月関係なく何でも食べられます。これも問題あります。入居した頃（昭和48年秋）この頃のごみ処理は本当にひどいものでした。団地外の人が団地のごみ捨て場に沢山のごみを捨てに来ていました。あのごみ捨て場はなくなって本当に良かったです。飽食の時代＝ごみが増えるです。家具やストーブなど何度も目にしました。（自分さえ良ければというモラルのなさに、言葉も見つからない程呆れました。）あまりにも豊かな時代になり、食べ物への感謝だったり忘れられています。大根一本にしても、首のところは（首の先です）野菜のだしが出るし、皮はきんぴら風にもできるし、葉はからからに炒めてふりかけ風にできるし、他の野菜も一緒です。ごみなど出ません。資源化は別問題です。こちらは市が力を入れてください。
毎週集めに来ていただき助かっております。ありがとうございます。91才。
いつもありがとうございます。ゴミ捨て場が近いので、暑い日も寒い日も頑張ってくださいるので感謝です。将来どうなるのかゴミの、問題は大切だと思います。
いつもお世話になっています。これからもよろしくお願い致します。
ご苦労様です。
社会貢献の為尽力して頂きありがとうございます
他市町村と比較しても、坂戸市の運営に特段の不満はございません。
毎回たくさんのゴミを処理して頂きありがとうございます。私共も出来るだけ協力したいと思います。
何かと大変だと思います。いつも感謝しております。
現状ほぼ満足。個々に改善努力。
今の状態で満足しています。多くゴミを出さないように気をつけていきます。
今年は特に朝の気温変化が大きすぎる。異常ではあるが自分の体の調子（状態）に合わせて生活をする。（自分の体が第一）朝寒さが大きいような時は外に出ないこと。（当たり前のこと、若い時代とは異なる）以上。
漠然としてよくわからない。

資料6 ごみに関するアンケート調査（事業者）

事業者意識調査アンケート実施概要

1 調査期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）

2 調査対象者

清掃センターへ搬入している事業者100社

3 調査票配布及び回答方法

郵送により対象者（100人）へ送付。同封した返信用封筒で回答を返送又はインターネットで回答

4 回答結果

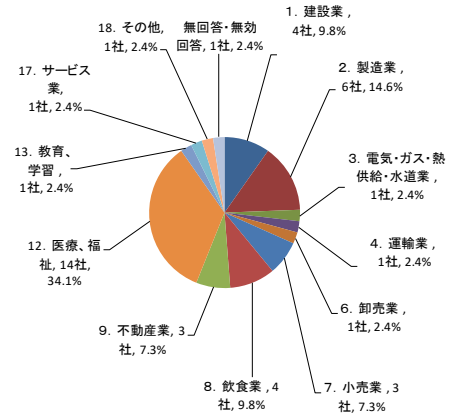
調査実施期間中のアンケート回答結果

配布数（件）	回答数（件）	回答率（%）
100	41 （うちインターネット 回答11）	41.0

事業者意識調査アンケート結果

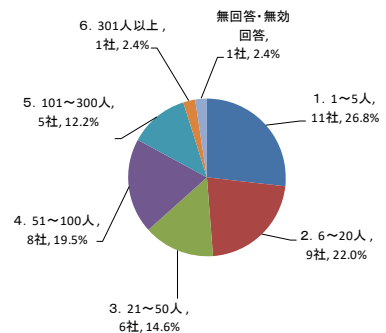
問1 貴事業所の業種を教えてください。（〇は一つ）

1. 建設業	4社	9.8%
2. 製造業	6社	14.6%
3. 電気・ガス・熱供給・水道業	1社	2.4%
4. 運輸業	1社	2.4%
5. 情報通信業	0社	0.0%
6. 卸売業	1社	2.4%
7. 小売業	3社	7.3%
8. 飲食業	4社	9.8%
9. 不動産業	3社	7.3%
10. 金融・保険業	0社	0.0%
11. 宿泊業	0社	0.0%
12. 医療、福祉	14社	34.1%
13. 教育、学習	1社	2.4%
14. 建物・ビルの管理	0社	0.0%
15. 農林業	0社	0.0%
16. 水産養殖業	0社	0.0%
17. サービス業	1社	2.4%
18. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	1社	2.4%
計	41社	100.0%



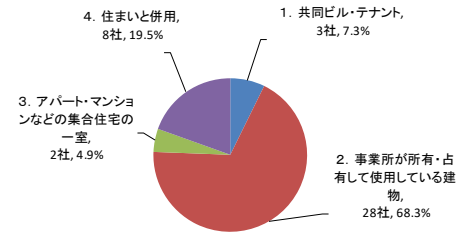
問2 貴事業所の従業員数（家族従事者・パート・アルバイトも含む。）について教えてください。（〇は一つ）

1. 1～5人	11社	26.8%
2. 6～20人	9社	22.0%
3. 21～50人	6社	14.6%
4. 51～100人	8社	19.5%
5. 101～300人	5社	12.2%
6. 301人以上	1社	2.4%
無回答・無効回答	1社	2.4%
計	41社	100.0%



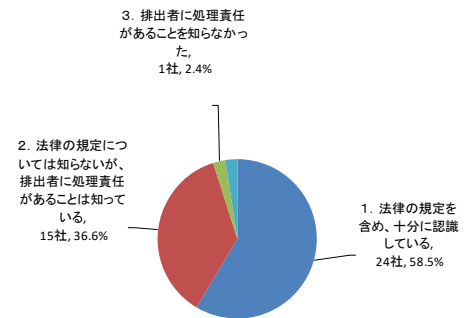
問3 貴事業所の建物の形態をお答えください。（〇は一つ）

1. 共同ビル・テナント	3社	7.3%
2. 事業所が所有・占有して使用している建物	28社	68.3%
3. アパート・マンションなどの集合住宅の一室	2社	4.9%
4. 住まいと併用	8社	19.5%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	41社	100.0%



問4 事業所から排出される廃棄物は、事業者自らの責任で処理する必要があること（排出者責任）を知っていますか？（〇は一つ）

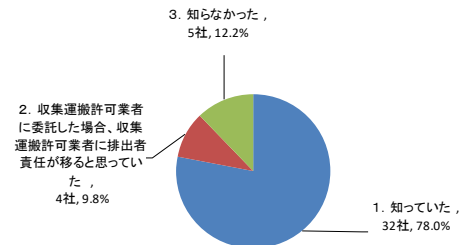
1. 法律の規定を含め、十分に認識している	24社	58.5%
2. 法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている	15社	36.6%
3. 排出者に処理責任があることを知らなかった	1社	2.4%
4. 分からない	0社	0.0%
無回答・無効回答	1社	2.4%
計	41社	100%



排出者責任の認知度について、「法律の規定を含め、十分に認識している」と回答した事業所が50%以上と最も多い結果となりました。

問5 事業活動で生じた廃棄物に対しては排出者責任があり、収集運搬許可業者に委託しても、排出者責任は排出元に残ります。このことを知っていますか？（〇は一つ）

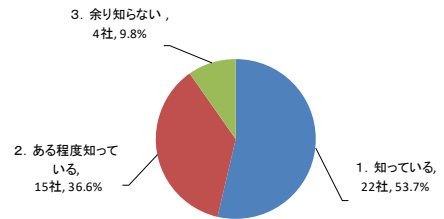
1. 知っていた	32社	78.0%
2. 収集運搬許可業者に委託した場合、収集運搬許可業者に排出者責任が移ると思っていた	4社	9.8%
3. 知らなかった	5社	12.2%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	41社	100.0%



排出者責任が排出元に残ることについて、「知っていた」と回答した事業所が70%以上と最も多い結果となりました。

問6 事業活動で生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いを知っていますか？（〇は一つ）

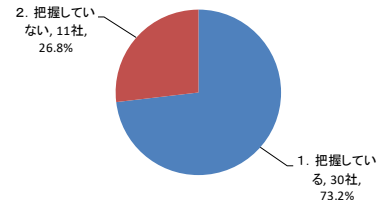
1. 知っている	22社	53.7%
2. ある程度知っている	15社	36.6%
3. 余り知らない	4社	9.8%
4. 知らない	0社	0.0%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	41社	100.0%



一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いについて、「知っている」と回答した事業所が50%以上と最も多い結果となりました。

問7 貴事業所から発生する廃棄物の排出量を把握していますか？（〇は一つ）

1. 把握している	30社	73.2%
2. 把握していない	11社	26.8%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	41社	100.0%



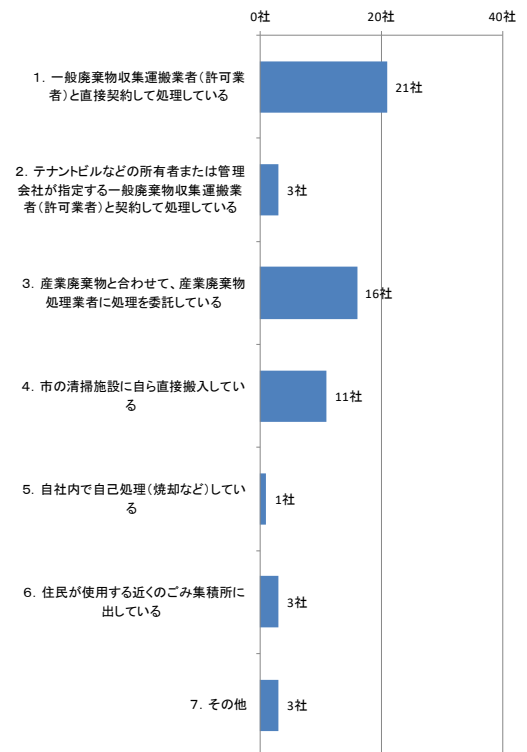
事業所から発生する廃棄物の排出量について、「把握している」と回答した事業所が70%以上と最も多い結果となりました。

問8 貴事業所で発生する廃棄物の処理はどのようにしていますか？（複数選択可）

※有効回答数：41社

1. 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している	21社	51.2%
2. テナントビルなどの所有者または管理会社が指定する一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と契約して処理している	3社	7.3%
3. 産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している	16社	39.0%
4. 市の清掃施設に自ら直接搬入している	11社	26.8%
5. 自社内で自己処理（焼却など）している	1社	2.4%
6. 住民が使用する近くのごみ集積所に出している	3社	7.3%
7. その他	3社	7.3%
計	58社	

発生する廃棄物の処理方法について、「一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している」と回答した事業所が50%以上と最も多い結果となりました。続いて「産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している」と回答した事業所が30%以上となっています。

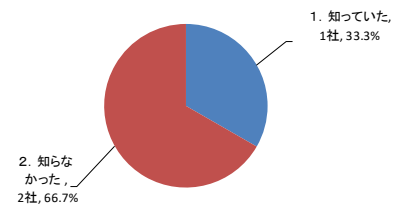


問9 【問8で「6 住民が使用する近くのごみ集積所に出している」と答えた方にお聞きします。】

地域のごみ集積所は、家庭系廃棄物を出す場所であり、事業系廃棄物は、ごみ集積所に出すことはできません。このことを知っていましたか？（○は一つ）

1. 知っていた	1社	33.3%
2. 知らなかった	2社	66.7%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	3社	100.0%

本来事業系廃棄物は集積所に出せないということについて、問8で「住民が使用する近くのごみ集積所に出している」と回答した事業所の内、60%以上の事業所が「知らなかった」と回答しました。



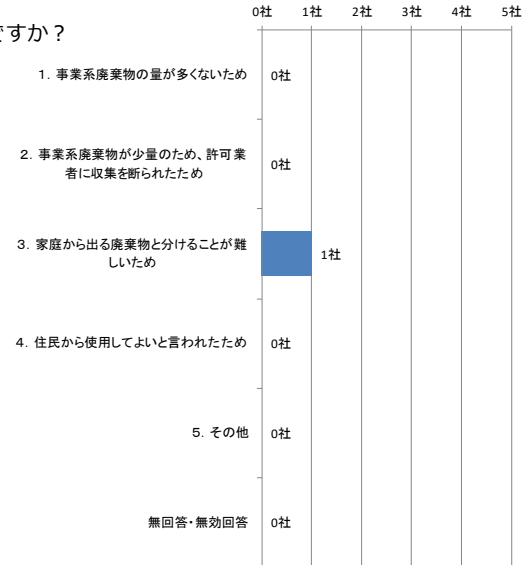
問10 【問9で「1 知っていた」と答えた方にお聞きします。】

事業系廃棄物を、住民が使用のごみ集積所に出している理由は何ですか？
（複数回答可）

※有効回答数：1社

1. 事業系廃棄物の量が多くないため	0社	0.0%
2. 事業系廃棄物が少量のため、許可業者に収集を断られたため	0社	0.0%
3. 家庭から出る廃棄物と分けることが難しいため	1社	100.0%
4. 住民から使用してよいと言われたため	0社	0.0%
5. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	1社	

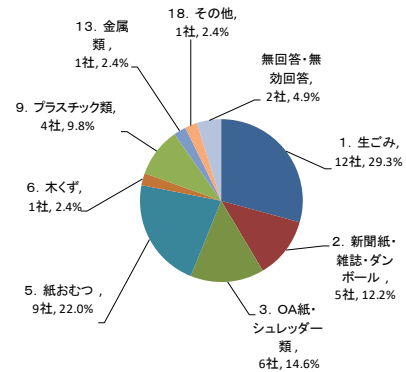
事業系廃棄物を、住民が使用のごみ集積所に出している理由について、問9で「知っていた」と回答した事業所は、「家庭から出る廃棄物と分けることが難しいため」と回答しました。



問11 貴事業所で発生する廃棄物のうち、排出量が多いものは何ですか？多い順に3番目までを番号でご記入ください。

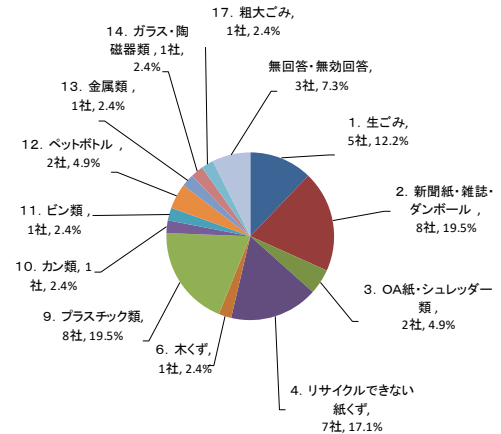
1番目

1. 生ごみ	12社	29.3%
2. 新聞紙・雑誌・ダンボール	5社	12.2%
3. OA紙・シュレッダー類	6社	14.6%
4. リサイクルできない紙くず	0社	0.0%
5. 紙おむつ	9社	22.0%
6. 木くず	1社	2.4%
7. せん定枝	0社	0.0%
8. 布類	0社	0.0%
9. プラスチック類	4社	9.8%
10. カン類	0社	0.0%
11. ビン類	0社	0.0%
12. ペットボトル	0社	0.0%
13. 金属類	1社	2.4%
14. ガラス・陶磁器類	0社	0.0%
15. 蛍光灯等水銀使用製品	0社	0.0%
16. 電池・バッテリー	0社	0.0%
17. 粗大ごみ	0社	0.0%
18. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	2社	4.9%
計	41社	100.0%



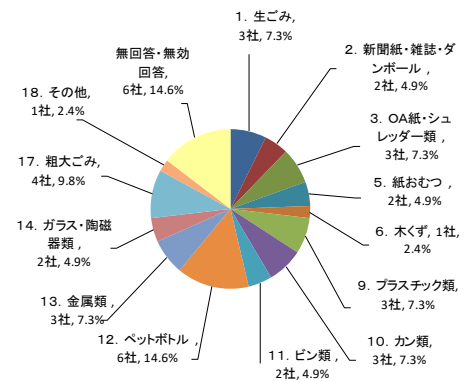
2番目

1. 生ごみ	5社	12.2%
2. 新聞紙・雑誌・ダンボール	8社	19.5%
3. OA紙・シュレッダー類	2社	4.9%
4. リサイクルできない紙くず	7社	17.1%
5. 紙おむつ	0社	0.0%
6. 木くず	1社	2.4%
7. せん定枝	0社	0.0%
8. 布類	0社	0.0%
9. プラスチック類	8社	19.5%
10. カン類	1社	2.4%
11. ピン類	1社	2.4%
12. ペットボトル	2社	4.9%
13. 金属類	1社	2.4%
14. ガラス・陶磁器類	1社	2.4%
15. 蛍光灯等水銀使用製品	0社	0.0%
16. 電池・バッテリー	0社	0.0%
17. 粗大ごみ	1社	2.4%
18. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	3社	7.3%
計	41社	100.0%



3番目

1. 生ごみ	3社	7.3%
2. 新聞紙・雑誌・ダンボール	2社	4.9%
3. OA紙・シュレッダー類	3社	7.3%
4. リサイクルできない紙くず	0社	0.0%
5. 紙おむつ	2社	4.9%
6. 木くず	1社	2.4%
7. せん定枝	0社	0.0%
8. 布類	0社	0.0%
9. プラスチック類	3社	7.3%
10. カン類	3社	7.3%
11. ピン類	2社	4.9%
12. ペットボトル	6社	14.6%
13. 金属類	3社	7.3%
14. ガラス・陶磁器類	2社	4.9%
15. 蛍光灯等水銀使用製品	0社	0.0%
16. 電池・バッテリー	0社	0.0%
17. 粗大ごみ	4社	9.8%
18. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	6社	14.6%
計	41社	100.0%

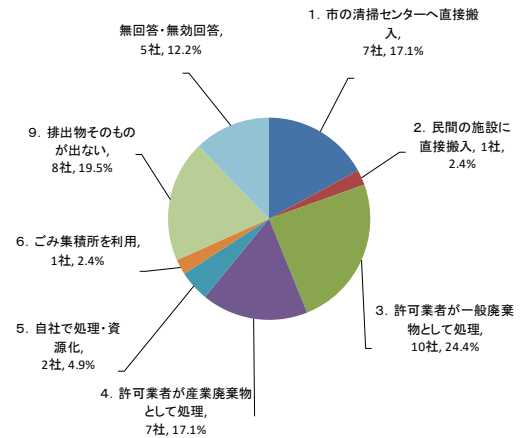


発生する廃棄物で多いものについて、1番目に多いものは「生ごみ」、続いて「紙おむつ」となりました。
 2番目に多いものは「新聞紙・雑誌・ダンボール」及び「プラスチック類」と2種が同率となりました。
 3番目に多いものは「ペットボトル」、続いて「粗大ごみ」となりました。

問1 2 貴事業所の廃棄物処理方法について、各品目の処理方法を教えてください。
 (○は一つ)

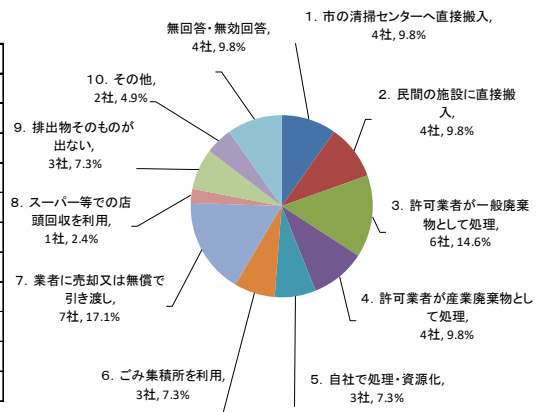
ア 生ごみ

1. 市の清掃センターへ直接搬入	7社	17.1%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	10社	24.4%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	7社	17.1%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	1社	2.4%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	8社	19.5%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	5社	12.2%
計	41社	100.0%



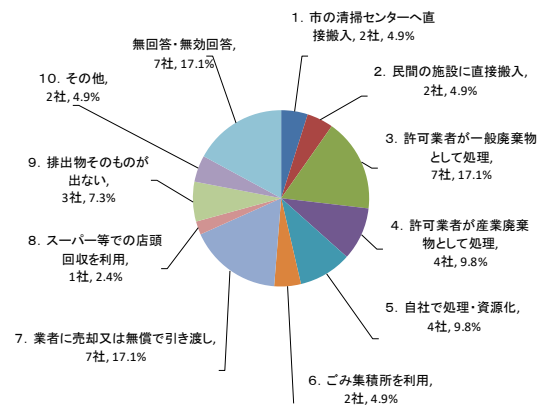
イ 新聞紙・雑誌・ダンボール

1. 市の清掃センターへ直接搬入	4社	9.8%
2. 民間の施設に直接搬入	4社	9.8%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	6社	14.6%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	4社	9.8%
5. 自社で処理・資源化	3社	7.3%
6. ごみ集積所を利用	3社	7.3%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	7社	17.1%
8. スーパー等での店頭回収を利用	1社	2.4%
9. 排出物そのものが出ない	3社	7.3%
10. その他	2社	4.9%
無回答・無効回答	4社	9.8%
計	41社	100.0%



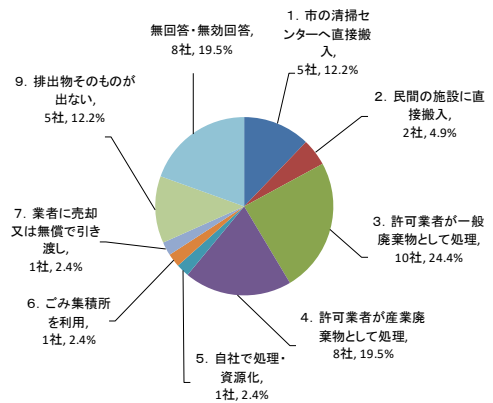
ウ OA紙・シュレッダー類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	2社	4.9%
2. 民間の施設に直接搬入	2社	4.9%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	7社	17.1%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	4社	9.8%
5. 自社で処理・資源化	4社	9.8%
6. ごみ集積所を利用	2社	4.9%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	7社	17.1%
8. スーパー等での店頭回収を利用	1社	2.4%
9. 排出物そのものが出ない	3社	7.3%
10. その他	2社	4.9%
無回答・無効回答	7社	17.1%
計	41社	100.0%



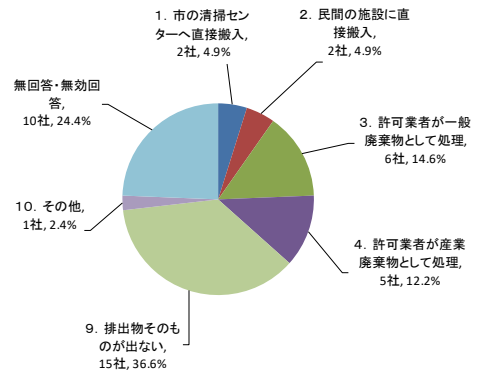
エ リサイクルできない紙くず

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	2社	4.9%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	10社	24.4%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	8社	19.5%
5. 自社で処理・資源化	1社	2.4%
6. ごみ集積所を利用	1社	2.4%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	1社	2.4%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	5社	12.2%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	8社	19.5%
計	41社	100.0%



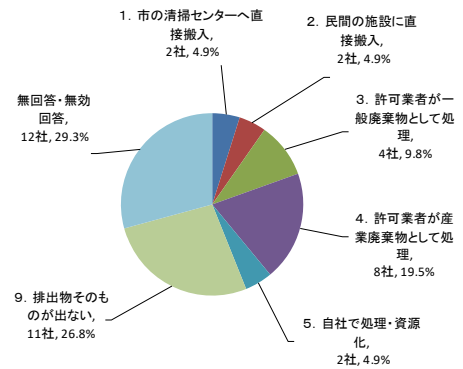
オ 紙おむつ

1. 市の清掃センターへ直接搬入	2社	4.9%
2. 民間の施設に直接搬入	2社	4.9%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	6社	14.6%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	5社	12.2%
5. 自社で処理・資源化	0社	0.0%
6. ごみ集積所を利用	0社	0.0%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	15社	36.6%
10. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	10社	24.4%
計	41社	100.0%



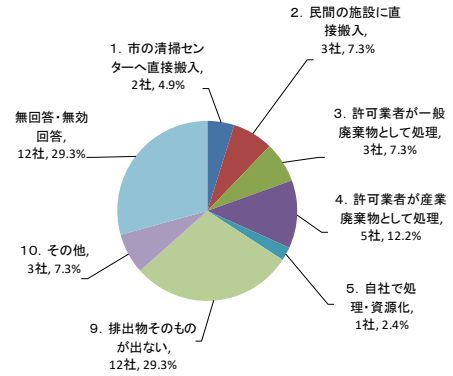
カ 木くず

1. 市の清掃センターへ直接搬入	2社	4.9%
2. 民間の施設に直接搬入	2社	4.9%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	4社	9.8%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	8社	19.5%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	0社	0.0%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	11社	26.8%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	12社	29.3%
計	41社	100.0%



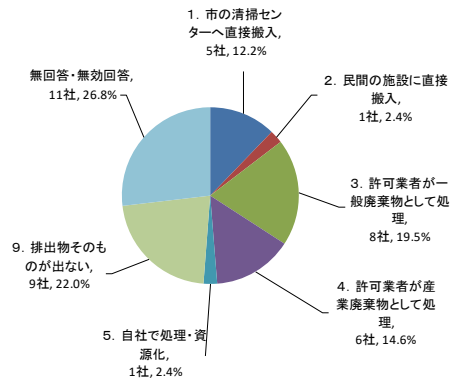
キ せん定枝

1. 市の清掃センターへ直接搬入	2社	4.9%
2. 民間の施設に直接搬入	3社	7.3%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	3社	7.3%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	5社	12.2%
5. 自社で処理・資源化	1社	2.4%
6. ごみ集積所を利用	0社	0.0%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	12社	29.3%
10. その他	3社	7.3%
無回答・無効回答	12社	29.3%
計	41社	100.0%



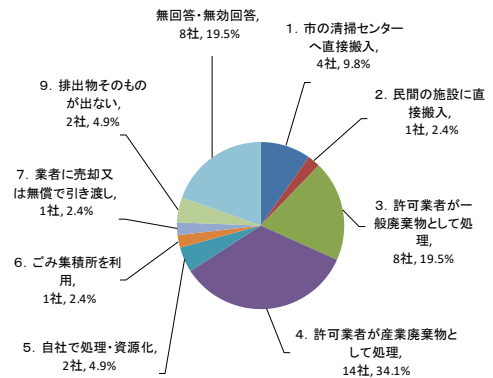
ク 布類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	8社	19.5%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	6社	14.6%
5. 自社で処理・資源化	1社	2.4%
6. ごみ集積所を利用	0社	0.0%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	9社	22.0%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	11社	26.8%
計	41社	100.0%



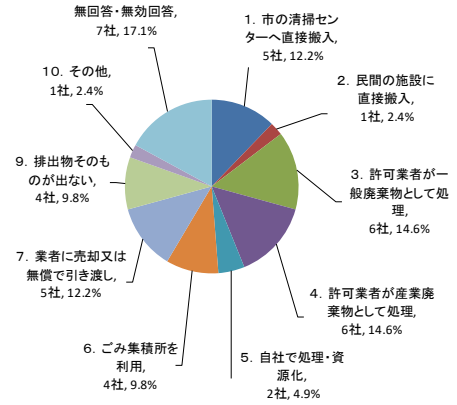
ケ プラスチック類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	4社	9.8%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	8社	19.5%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	14社	34.1%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	1社	2.4%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	1社	2.4%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	2社	4.9%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	8社	19.5%
計	41社	100.0%



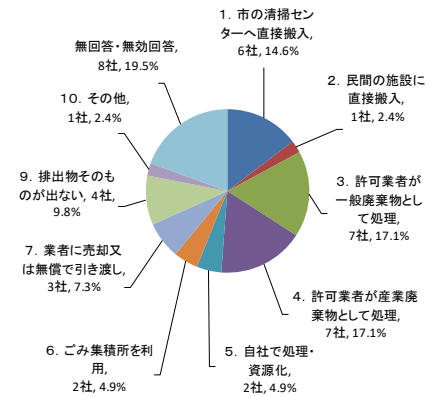
コ カン類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	6社	14.6%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	6社	14.6%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	4社	9.8%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	5社	12.2%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	4社	9.8%
10. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	7社	17.1%
計	41社	100.0%



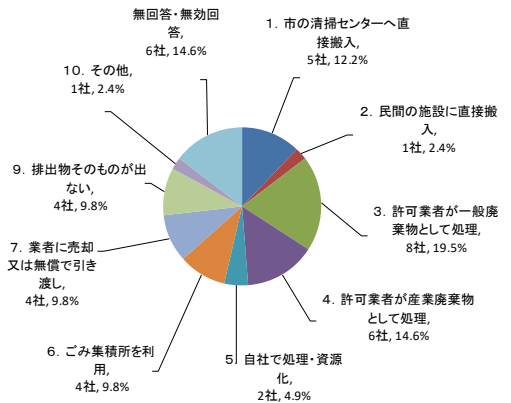
サ ビン類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	6社	14.6%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	7社	17.1%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	7社	17.1%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	2社	4.9%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	3社	7.3%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	4社	9.8%
10. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	8社	19.5%
計	41社	100.0%



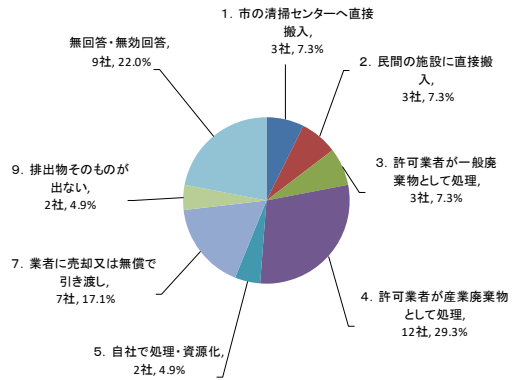
シ ペットボトル

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	8社	19.5%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	6社	14.6%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	4社	9.8%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	4社	9.8%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	4社	9.8%
10. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	6社	14.6%
計	41社	100.0%



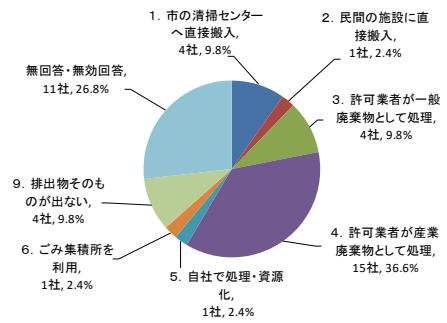
ス 金属類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	3社	7.3%
2. 民間の施設に直接搬入	3社	7.3%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	3社	7.3%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	12社	29.3%
5. 自社で処理・資源化	2社	4.9%
6. ごみ集積所を利用	0社	0.0%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	7社	17.1%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	2社	4.9%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	9社	22.0%
計	41社	100.0%



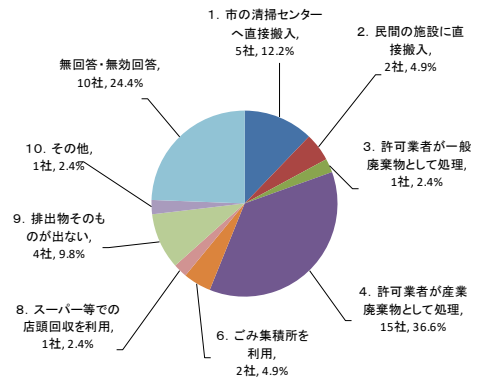
セ ガラス・陶磁器類

1. 市の清掃センターへ直接搬入	4社	9.8%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	4社	9.8%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	15社	36.6%
5. 自社で処理・資源化	1社	2.4%
6. ごみ集積所を利用	1社	2.4%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	4社	9.8%
10. その他	0社	0.0%
無回答・無効回答	11社	26.8%
計	41社	100.0%



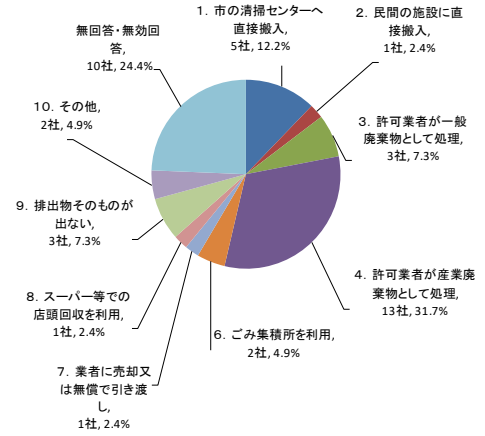
ソ 蛍光灯等水銀使用製品

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	2社	4.9%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	1社	2.4%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	15社	36.6%
5. 自社で処理・資源化	0社	0.0%
6. ごみ集積所を利用	2社	4.9%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	0社	0.0%
8. スーパー等での店頭回収を利用	1社	2.4%
9. 排出物そのものが出ない	4社	9.8%
10. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	10社	24.4%
計	41社	100.0%



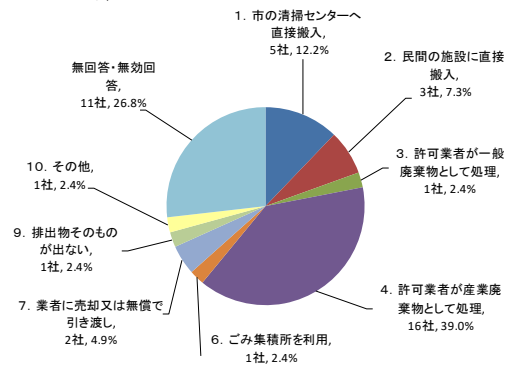
タ 電池・バッテリー

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	1社	2.4%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	3社	7.3%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	13社	31.7%
5. 自社で処理・資源化	0社	0.0%
6. ごみ集積所を利用	2社	4.9%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	1社	2.4%
8. スーパー等での店頭回収を利用	1社	2.4%
9. 排出物そのものが出ない	3社	7.3%
10. その他	2社	4.9%
無回答・無効回答	10社	24.4%
計	41社	100.0%



チ 粗大ごみ

1. 市の清掃センターへ直接搬入	5社	12.2%
2. 民間の施設に直接搬入	3社	7.3%
3. 許可業者が一般廃棄物として処理	1社	2.4%
4. 許可業者が産業廃棄物として処理	16社	39.0%
5. 自社で処理・資源化	0社	0.0%
6. ごみ集積所を利用	1社	2.4%
7. 業者に売却又は無償で引き渡し	2社	4.9%
8. スーパー等での店頭回収を利用	0社	0.0%
9. 排出物そのものが出ない	1社	2.4%
10. その他	1社	2.4%
無回答・無効回答	11社	26.8%
計	41社	100.0%



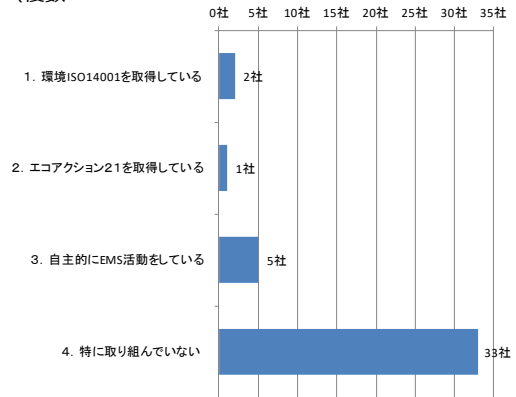
品目別の処理方法について、ア〜クまでの廃棄物は一般廃棄物として処理される傾向にあり、ケ〜チは産業廃棄物として処理されている傾向にありました。ケ〜チは廃棄物処理法に定められた産業廃棄物に該当される廃棄物であることから、おおむね適正な処理がなされていることが見受けられます。

問13 貴事業所では、環境ISOやエコアクション21を取得していますか？（複数選択可）

※有効回答数：41社

1. 環境ISO14001を取得している	2社	4.9%
2. エコアクション21を取得している	1社	2.4%
3. 自主的にEMS活動をしている	5社	12.2%
4. 特に取り組んでいない	33社	80.5%
計	41社	

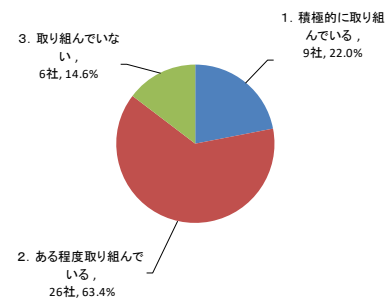
環境ISOやエコアクション21の取得について、「特に取り組んでいない」事業者が80%以上と最も多い結果となりました。



問14 貴事業所では、廃棄物の減量化・資源化にどの程度取り組んでいますか？（〇は一つ）

1. 積極的に取り組んでいる	9社	22.0%
2. ある程度取り組んでいる	26社	63.4%
3. 取り組んでいない	6社	14.6%
無回答・無効回答	0社	0.0%
計	41社	100.0%

廃棄物の減量化・資源化にどの程度取り組んでいるかについて、「ある程度取り組んでいる」と回答した事業所が60%以上と最も多い結果となりました。



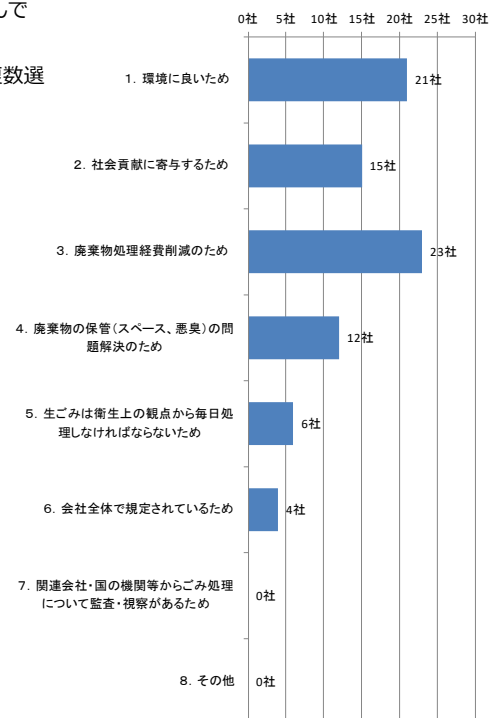
問15 【問14で「1 積極的に取り組んでいる」又は「2 ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きます。】

貴事業所で、廃棄物の減量化・資源化に取り組む理由は何ですか？（複数選択可）

※有効回答数：35社

1. 環境に良いため	21社	60.0%
2. 社会貢献に寄与するため	15社	42.9%
3. 廃棄物処理経費削減のため	23社	65.7%
4. 廃棄物の保管（スペース、悪臭）の問題解決のため	12社	34.3%
5. 生ごみは衛生上の観点から毎日処理しなければならないため	6社	17.1%
6. 会社全体で規定されているため	4社	11.4%
7. 関連会社・国の機関等からごみ処理について監査・視察があるため	0社	0.0%
8. その他	0社	0.0%
計	81社	

廃棄物の減量化・資源化に取り組む理由について、「廃棄物処理経費削減のため」と回答した事業所が60%以上と最も多く、続いて「環境に良いため」と回答した事業所が60%となりました。

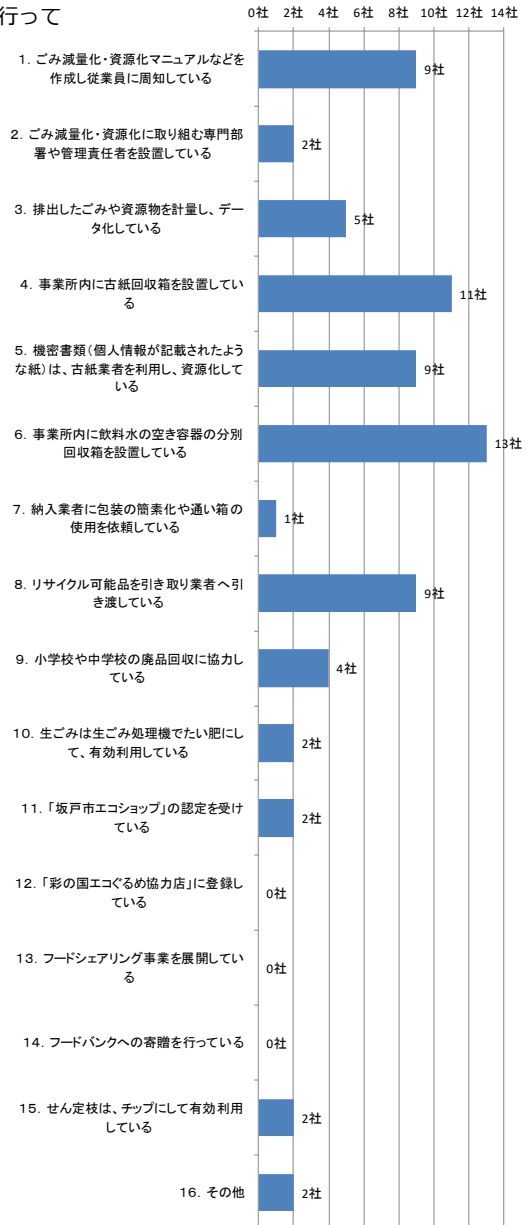


問16 【問14で「1 積極的に取り組んでいる」又は「2 ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。】

貴事業所では、廃棄物の減量化・資源化に関して、どのような取組を行っていますか？（複数選択可）

※有効回答数：35社

1. ごみ減量化・資源化マニュアルを作成し従業員に周知している	9社	25.7%
2. ごみ減量化・資源化に取り組む専門部署や管理責任者を設置している	2社	5.7%
3. 排出したごみや資源物を計量し、データ化している	5社	14.3%
4. 事業所内に古紙回収箱を設置している	11社	31.4%
5. 機密書類（個人情報に記載されたような紙）は、古紙業者を利用し、資源化している	9社	25.7%
6. 事業所内に飲料水の空き容器の分別回収箱を設置している	13社	37.1%
7. 納入業者に包装の簡素化や通い箱の使用を依頼している	1社	2.9%
8. リサイクル可能品を引き取り業者へ引き渡している	9社	25.7%
9. 小学校や中学校の廃品回収に協力している	4社	11.4%
10. 生ごみは生ごみ処理機でたい肥にして、有効利用している	2社	5.7%
11. 「坂戸市エコショップ」の認定を受けている	2社	5.7%
12. 「彩の国エコぐるめ協力店」に登録している	0社	0.0%
13. フードシェアリング事業を展開している	0社	0.0%
14. フードバンクへの寄贈を行っている	0社	0.0%
15. せん定枝は、チップにして有効利用している	2社	5.7%
16. その他	2社	5.7%
計	71社	



廃棄物の減量化・資源化に関して、どのような取組を行っているかについて、「事業所内に飲料水の空き容器の分別回収箱を設置している」と回答した事業所が30%以上と最も多くなりました。

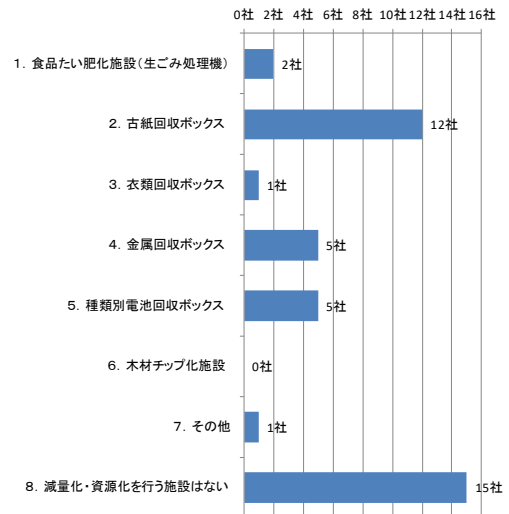
問17 【問14で「1 積極的に取り組んでいる」又は「2 ある程度取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。】

貴事業所で、廃棄物の減量化・資源化を行うための下記設備はありますか？
（複数選択可）

※有効回答数：35社

1. 食品たい肥化施設（生ごみ処理機）	2社	5.7%
2. 古紙回収ボックス	12社	34.3%
3. 衣類回収ボックス	1社	2.9%
4. 金属回収ボックス	5社	14.3%
5. 種類別電池回収ボックス	5社	14.3%
6. 木材チップ化施設	0社	0.0%
7. その他	1社	2.9%
8. 減量化・資源化を行う施設はない	15社	42.9%
計	41社	

廃棄物の減量化・資源化を行うための設備設置状況について、「減量化・資源化を行う施設はない」と回答した事業所が40%以上と最も多く、続いて「古紙回収ボックス」と回答した事業所が30%以上という結果となりました。



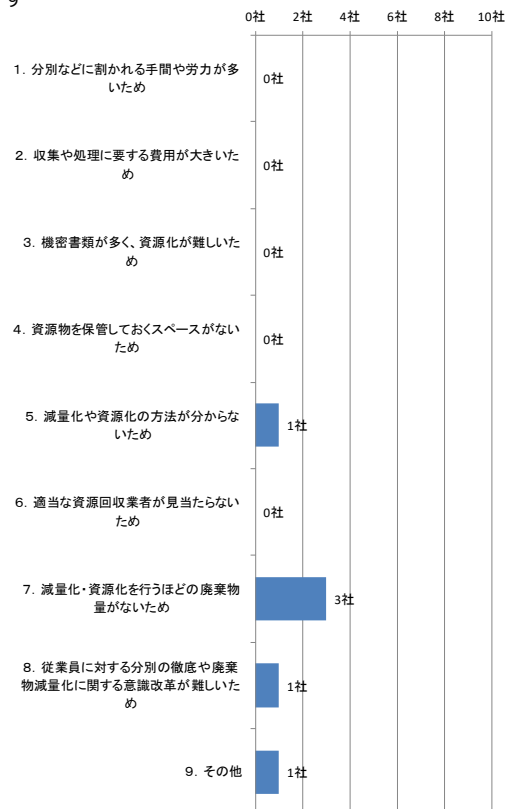
問18 【問14で「3 取り組んでいない」と答えた方にお聞きします。】

貴事業所で、廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいない理由は何ですか？（複数選択可）

※有効回答数：6社

1. 分別などに割かれる手間や労力が多いため	0社	0.0%
2. 収集や処理に要する費用が大きいため	0社	0.0%
3. 機密書類が多く、資源化が難しいため	0社	0.0%
4. 資源物を保管しておくスペースがないため	0社	0.0%
5. 減量化や資源化の方法が分からないため	1社	16.7%
6. 適当な資源回収業者が見当たらないため	0社	0.0%
7. 減量化・資源化を行うほどの廃棄物量がないため	3社	50.0%
8. 従業員に対する分別の徹底や廃棄物減量化に関する意識改革が難しいため	1社	16.7%
9. その他	1社	16.7%
計	6社	

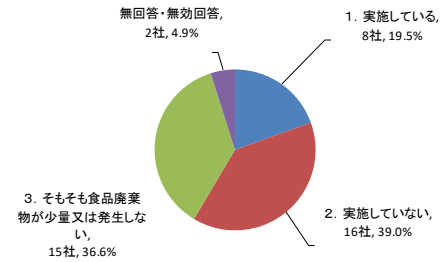
廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいない理由について、「減量化・資源化を行うほどの廃棄物量がないため」と回答した事業所が50%と最も多くなりました。



問19 貴事業所では、食品ロス削減に向けた取組又は事業を実施していますか？
（〇は一つ）

1. 実施している	8社	19.5%
2. 実施していない	16社	39.0%
3. そもそも食品廃棄物が少量又は発生しない	15社	36.6%
無回答・無効回答	2社	4.9%
計	41社	100.0%

食品ロス削減に向けた取組又は事業の実施状況について、「実施していない」と回答した事業所が30%以上と最も多くなりました。

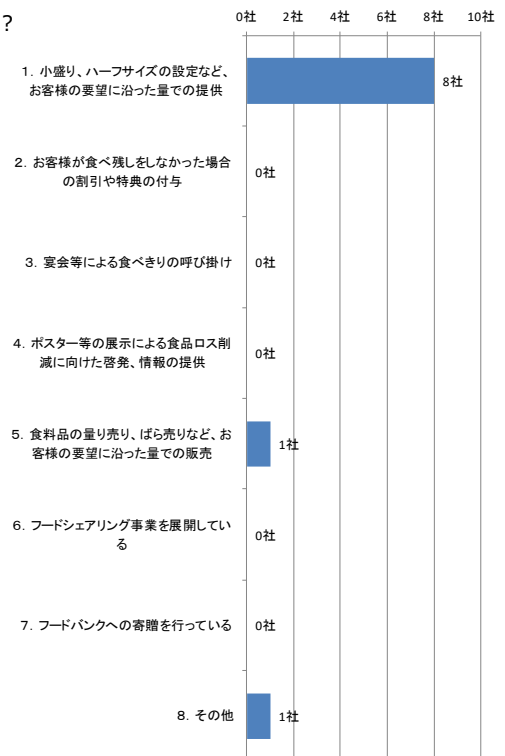


問20 【問19で「1 実施している」と答えた方にお聞きます。】
貴事業所で、実施している食品ロス削減に向けた取組・事業は何ですか？
（複数選択可）

※有効回答数：8社

1. 小盛り、ハーフサイズの設定など、お客様の要望に沿った量での提供	8社	100.0%
2. お客様が食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与	0社	0.0%
3. 宴会等による食べきりの呼び掛け	0社	0.0%
4. ポスター等の展示による食品ロス削減に向けた啓発、情報の提供	0社	0.0%
5. 食料品の量り売り、ばら売りなど、お客様の要望に沿った量での販売	1社	12.5%
6. フードシェアリング事業を展開している	0社	0.0%
7. フードバンクへの寄贈を行っている	0社	0.0%
8. その他	1社	12.5%
計	10社	

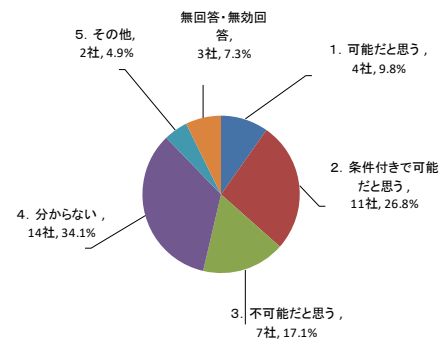
問19で実施していると回答した方内、どのような取組・事業を行っているかについて、実施しているすべての事業所において「小盛り、ハーフサイズの設定など、お客様の要望に沿った量での提供」と回答されました。



問2 1 貴事業所では、今後、廃棄物をさらに減量化・資源化することは可能ですか？（○は一つ）

1. 可能だと思う	4社	9.8%
2. 条件付きで可能だと思う	11社	26.8%
3. 不可能だと思う	7社	17.1%
4. 分からない	14社	34.1%
5. その他	2社	4.9%
無回答・無効回答	3社	7.3%
計	41社	100.0%

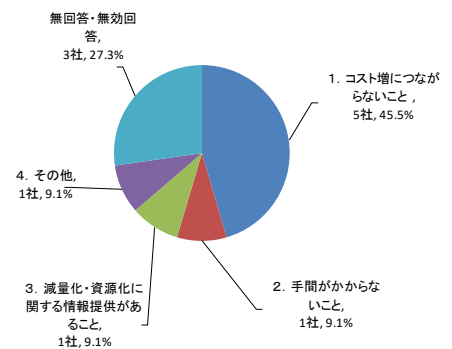
今後、廃棄物をさらに減量化・資源化することは可能かについて、「分からない」と回答した事業所が30%以上と最も多くなりました。



問2 2 【問21で「2 条件付きで可能だと思う」と答えた方にお聞きします。】
それは、どのような条件ですか？（○は一つ）

1. コスト増につながらないこと	5社	45.5%
2. 手間がかからないこと	1社	9.1%
3. 減量化・資源化に関する情報提供があること	1社	9.1%
4. その他	1社	9.1%
無回答・無効回答	3社	27.3%
計	11社	

廃棄物をさらに減量化・資源化するための条件について、「コスト増につながらないこと」と回答した事業所が40%以上と最も多くなりました。

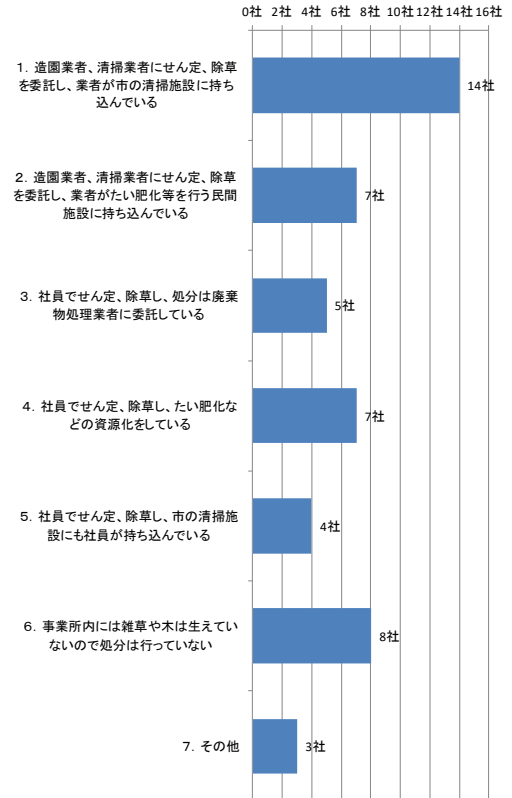


問23 事業所内に生えている雑草や木のせん定枝の処分はどのように行っていますか？（複数選択可）

※有効回答数：41社

1. 造園業者、清掃業者にせん定、除草を委託し、業者が市の清掃施設に持ち込んでいる	14社	34.1%
2. 造園業者、清掃業者にせん定、除草を委託し、業者がたい肥化等を行う民間施設に持ち込んでいる	7社	17.1%
3. 社員でせん定、除草し、処分は廃棄物処理業者に委託している	5社	12.2%
4. 社員でせん定、除草し、たい肥化などの資源化をしている	7社	17.1%
5. 社員でせん定、除草し、市の清掃施設にも社員が持ち込んでいる	4社	9.8%
6. 事業所内には雑草や木は生えていないので処分は行っていない	8社	19.5%
7. その他	3社	7.3%
計	48社	

事業所内に生えている雑草や木のせん定枝の処分について、「造園業者、清掃業者にせん定、除草を委託し、業者が市の清掃施設に持ち込んでいる」と回答した事業者が30%以上と最も多い結果となりました。

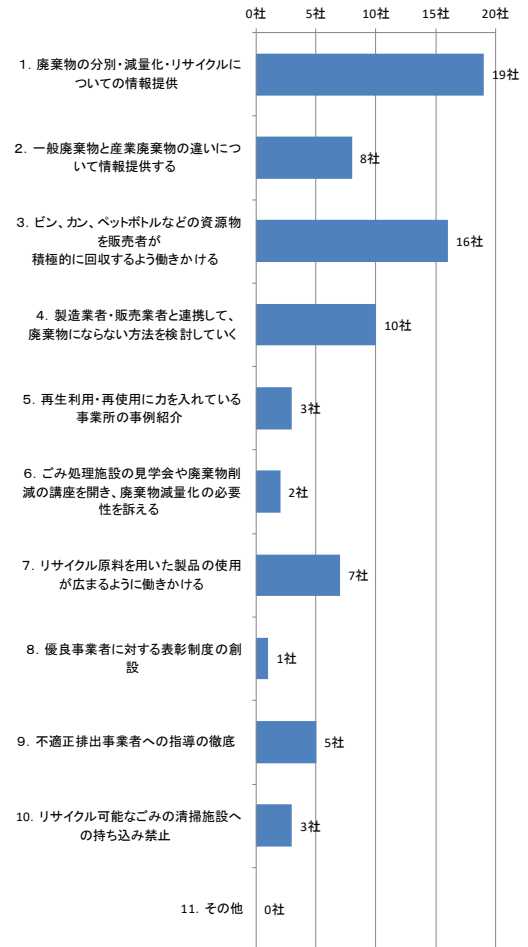


問24 廃棄物の量を減らし、資源リサイクルを進めるための取組のうち、市が優先して取り組むべきことはどれだと思いますか？（複数選択可）

※有効回答数：41社

1. 廃棄物の分別・減量化・リサイクルについての情報提供	19社	46.3%
2. 一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて情報提供する	8社	19.5%
3. ビン、カン、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける	16社	39.0%
4. 製造業者・販売業者と連携して、廃棄物にならない方法を検討していく	10社	24.4%
5. 再生利用・再使用に力を入れている事業所の事例紹介	3社	7.3%
6. ごみ処理施設の見学会や廃棄物削減の講座を開き、廃棄物減量化の必要性を訴える	2社	4.9%
7. リサイクル原料を用いた製品の使用が広まるよう働きかける	7社	17.1%
8. 優良事業者に対する表彰制度の創設	1社	2.4%
9. 不適正排出事業者への指導の徹底	5社	12.2%
10. リサイクル可能なごみの清掃施設への持ち込み禁止	3社	7.3%
11. その他	0社	0.0%
計	74社	

市が優先して取り組むべきことについて、「廃棄物の分別・減量化・リサイクルについての情報提供」と回答した事業所が40%以上と最も多く、続いて「ビン、カン、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける」と回答した事業所が30%以上という結果となりました。



自由意見欄

※原文のまま記載しています。

事業活動で生じた廃棄物も、費用がかかっても良いので、ごみ集積所に出せるようにしてほしい。わずかなゴミを回収業者に別に回収してもらおうのは、費用や環境負荷の点からもうかと思っていません。

断捨離や遺品整理の相談を受けますが、処分場に本人が通常仕事等の理由により行けない場合は産業廃棄物として処理するしかなく、本人の負担が大きくなります。今後、このような場合のご対応を検討していただきたいと思います。市としてはゴミの受け入れ量は減りますがそれは他方で処分しているだけで実際にはどうかと疑問が残ります

行政に問い合わせた時に担当者により解答が違う場合があるので、統一を計るようお願いしたい。

事業者が押さえるべき法律のポイントを、分かりやすくズーム研修か何かで教えて頂けたら良いと思う。

資料7 計画の策定経過

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画・策定の経過

開催日	内 容
令和6年7月12日	令和6年度第1回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・委嘱状及び諮問書交付 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の策定について他
令和6年9月25日	第1回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の基本方向について ・市民意識調査（案）について
令和6年10月9日	令和6年度第2回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（案）について ・市民意識調査（案）について
令和7年1月31日	第2回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の骨子（案）について
令和7年2月14日	令和6年度第3回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・市民意識調査及び食品ロス組成調査の結果（速報）について ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の骨子（案）について
令和7年6月5日	第3回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会（書面審議） ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和7年7月4日	令和7年度第1回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和7年7月14日	第4回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会（書面審議） ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和7年8月6日	令和7年度第2回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（素案）について ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画に係る市民コメントについて他
令和7年11月12日	第5回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（案）について
令和7年11月25日	令和7年度第3回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画に係る市民コメントの結果について ・第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画に係る答申案について他
令和8年2月17日	坂戸市一般廃棄物処理基本計画について、坂戸市廃棄物減量等推進審議会の会長により石川市長へ答申



坂戸市廃棄物減量等推進審議会の様子



石川市長へ答申

諮問

坂 廃 発 第 8 4 号
令和 6 年 7 月 1 2 日

坂戸市廃棄物減量等推進審議会
会長 小林 榮 次 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条の規定に基づき、第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画を策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

答申

坂 廃 審 発 第 1 号
令和8年2月17日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市廃棄物減量等推進審議会
会長 小 林 榮 次

坂戸市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和6年7月12日付け坂廃発第84号で諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、別添の坂戸市一般廃棄物処理基本計画（案）については、今後の廃棄物の減量及び処理並びに食品ロスの削減に係る方向性を定めるものとして適切であると認め、別紙意見を付して答申いたします。

別紙

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画における施策の推進に関する意見

1 家庭系ごみの削減について

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画から、「1人1日当たりごみ焼却量」を新たな目標に位置付けた趣旨等を踏まえ、燃やせるごみ等、生活系ごみのうち家庭系ごみの更なる削減を推進するよう、答申に盛り込みます。

2 環境教育の充実について

ごみに関する環境教育を充実させることにより、市民の意識の向上を図ることが重要です。特に、幼少期における環境教育がその後の意識の醸成に有効と考えられることから、更なる内容の充実や学習の機会の提供を図るよう、答申に盛り込みます。

3 リユースの推進について

リユース家具等の販売や、子育て世帯を支援するリユース事業を引き続き実施するとともに、他の自治体等の事例も参考に、更なるリユースに係る事業を推進するよう、答申に盛り込みます。

4 的確な情報提供について

ごみの減量や資源循環型社会の実現には、市民・事業者との連携による取組が不可欠となるため、広報・ホームページ・SNS・アプリ等を利用した情報提供に努めるとともに、増加する外国人への情報提供にも努めるよう、答申に盛り込みます。

5 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献について

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の推進に当たっては、国際的な目標であるSDGsの掲げる目標の達成に向けて、本市のみならず、地球規模の環境問題の解決に貢献するよう、答申に盛り込みます。

6 食品ロスの削減について

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画が食品ロス削減推進計画を含む計画として策定されていることを踏まえ、フードドライブの推進、市民への啓発等、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう、答申に盛り

込みます。

7 ごみ処理施設の適正管理等について

近年のリチウムイオン電池等を原因とする火災が全国で発生している状況を踏まえ、処理施設の安定した管理に努めるとともに、今後の処理施設の在り方について、ごみ処理の広域化も視野に入れ、早急に検討するよう、答申に盛り込みます。

8 生活排水の処理について

高麗川をはじめとする市内を流れる河川の清流を守り、住み良い生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び農業用水の確保を図るため、合併処理浄化槽への転換推進など、地域の特性に応じた生活排水処理施設等の整備を促進するよう、答申に盛り込みます。

坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

No.	委員名	所 属	備 考
1	弓削田 隆	坂戸市区長会	
2	小林 榮次	坂戸市地域連絡協議会	会長
3	榎本 歌予子	坂戸市いぶき会	
4	吉本 達矢	坂戸市資源分別回収事業協力会	
5	本橋 聡	坂戸市商工会	
6	林 純央	埼玉県東松山環境管理事務所	
7	山崎 登喜子	消費生活相談員	
8	杉田 義昭	城西大学	
9	井元 りえ	女子栄養大学	副会長
10	下山 光恵	公募委員	
11	遠藤 壽	公募委員	

任期：令和6年6月29日から令和8年6月28日までの2年間

坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会・委員名簿

役職	委員名	所属	備考
委員長	栗原 徹	環境産業部	
委員	福島 康高 山崎 憲次郎	防災安全課	災害時対応に関すること
委員	庄司 圭呂 片野 恵理	市民生活課	自治会及び消費生活行政との連携に関すること
委員	加賀谷 順子	保育課	保育園等からの食品ロス削減に関すること
委員	倉持 雅史 福島 康高	福祉総務課 福祉部	福祉施設等からの食品ロス削減に関すること
委員	間々田 征典	環境政策課	生活環境・公害に関すること
委員	上 政雄 庄司 圭呂	廃棄物対策課	廃棄物処理計画、計画策定の総合調整に関すること
委員	新井 仁 石井 秀樹	農業振興課	農業者に係る事業系一般廃棄物の適正排出及び減量・資源化並びに食品ロスの削減に関すること
委員	渋谷 直樹	商工労政課	商工業者に係る事業系一般廃棄物の適正排出、減量・資源化に関すること
委員	鹿山 雄一	環境学館いずみ	環境教育に関すること
委員	井川 紀彦	西清掃センター	清掃施設運営に関すること
委員	岡本 行弘 鈴木 貴之	教育総務課	学校給食からの食品ロス削減、小中学校等の環境教育に関すること

※令和6年度と令和7年度の2年間

二段書きの箇所については、上段が令和6年度、下段が令和7年度の委員

第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画

2026(令和8)年3月

発行:坂戸市

編集:坂戸市 環境産業部 廃棄物対策課

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1

電話:049(283)1331(代)

FAX:049(283)1685

URL:<https://www.city.sakado.lg.jp/>



坂戸市市制施行50周年